英獨兩國の新艦を比較すれば一九〇五年には英四、獨二なりしものが一九〇六年には英三、獨三となり一九〇七年には英二獨四と云ふ統計を示して居る)。前記一九〇八年の法律が實施せらるるに於ては、英國にして其造艦計畫を變更せざる限り、一九一四年に至らば獨逸は其主力艦に於て英國を凌駕するに至るべき形勢となつたから、英國首相は『英國の海上優越が他國の爲めに挑まるるは英國の觀過する能はざる所である』旨を聲明した(一九〇九年三月二十九日)。其頃英國外相グレー卿も『英國海軍の英國にとり大切なるは獨逸陸軍の獨逸にとり大切なるが如く然り、反之獨逸人が強き海軍を持つことは其國威を輝かし、外交の後援となり、將た商業保護の力を增す上に利あらんも、獨逸人にとりては死活の問題にあらず』と演說した(一九〇九年三月二十九日下院に於て)。右に對する英國の對策は一九〇九年主力艦八隻の擴張計畫を行ふたことである。

一九一二年の法律——一九一一年末新たに提出せられ翌一九一二年六月通過したる法律は更らに大擴張を行ふたものである、特に注目すべきは八戰艦から成る第三艦隊を作り、其全力を常に維持することである。右法律の通過前ホルデーン卿が伯林に派せられたことは下に述ぶる通りであるが、當時の英國海軍大臣チャーチルの言を借れば、今回(一九一二年)の法律に於て恐るべきは新艦の建造も注目すべきではあるが、それよりも『各種艦の攻擊力を年中、卽時使用に堪ゆる方法に於て維持すること』である。

チャーチル又曰く『獨逸海軍は今や植民地又は海上商業を保護するを目的とする巡洋艦隊にあらずして、海上に於て——北海又は北太西洋に於て——最強海軍國に對し戰を挑むを目的とする攻擊用の具である。英國海軍が植民地保護其他の用務の爲め他地方に在るの際に乘じて、北海其他の方面に於て一大決戰を試みんとするの準備に銳意腐心しつつあるものである』、『二年經たばキール運河も深くなり、バルチック海方面の獨艦も何時でも同運河を通過することが出來る樣になる。加ふるに今回の法律によつて艦隊の約五分の四は常時任務に就き、何時でも動作を取り得る地位に置かれることとなるのである』。當時(一九一二年)英國は本國 in Home Waters に二十二隻の常備戰艦を有するに對し、獨逸の新計畫(一九一二年の案)は年中二十五隻(又は二十九隻)の戰艦を常備しやうと云ふのである。

英國側に於ても固より獨逸に對して備ふる所を怠るものではない、卽ち一九〇三年 Rosyth に完全なる海軍根據地を築くことを決した、又年々戰艦四隻を建造するの計畫(コードア案 Cawdor programme)も採用せられた。一九〇四年フィッシャー Fisher が First Sea Lord の職に就くや、英國全艦隊の編成及配置を全然遣り直した。卽ち英國は佛、米との關係今や親善にして、此方面憂ふるに足らず、露國海軍は對馬に敗れて、日英同盟に於ける日本は極東に於ける英國の利益を保護して呉れる。故に北太平洋の英國艦隊は全部引上げ(廢止)、地中海及支那艦隊は殆んど戰艦を引き拔かれ、英吉利海峽艦隊 the Channel fleet は增力せられた。ジブロルターを根據とする地中海艦隊は新設せらるることとなつた、一九〇六年を期して本國艦隊 Home fleet は北海に現はれることとなつた、不用の船艦は廢棄せられた、一九〇五年十月世界最大にして且最強武裝を有するドレッドノートは起工せられた。

獨逸も英國及英國海軍を恐れる理由はある、例へば左の如き言論が英國にも現はれたからである。

(イ)　一八九七年サタデー・レヴューに於ける一論文に曰く『若し明日獨逸が無くなれば各英國人は皆懷中がふゑる

であらう』と。

（ロ）一九〇四年アーミー・エンド・ネヴィー・ガゼットの一論說に『英國は獨逸が此れ以上軍艦を增すのを禁止しなければならぬ』と述べた。

（ハ）一九〇五年英國海軍大臣アーサー・リーは選擧區民に對し英國が艦隊を本國方面に集中するの目的及效果を說明するに當り、『英國人は今や眼を佛國及地中海より北海に轉ずべき』を說き、『一旦開戰あらば敵國民が新聞紙にて之を知る以前に英國は敵に第一擊を下すことが出來る』と演說した。此演說は問題となり、獨帝は英國大使に苦情を述べた。獨逸人は英國からの不意打を恐れた、ドレッドノートは此恐怖に更らに附け加へた。

兩國の海軍當局者は互に相手方が攻擊的侵略的意思があると云ふて、海軍の不當擴張のなすりつこをした。

一九〇九年英國政府は獨逸が來るべき年度（一九〇九―一〇年）に於て海軍大擴張を目論見つつあるとの報道に驚かされた、其三月十六日英國海軍大臣の議會演說は英國に取り一大警報であつた。初めて獨逸を對抗の目標として海軍豫算が討議せられた、兩國の年々作るべきドレッドノートの數は比較計算せられた。其討議の經過は英全國に一大恐慌を與へ、英獨戰爭說は道途に傳へられた、英人は獨逸が窃かに新艦建造を急いで英國から海上權を奪はんとするものであると信じた。英國海軍省は此恐慌に幸せられて、來るべき年度（一九〇九―一〇年）の豫算に超弩級六隻を取ることを得た。

英國の此勢に辟易した獨逸は、豫定の造艦計畫を遲らせて、一九一二年春の「危險點」來るも、英國首相豫想の十三隻の代りに九隻を得たに止まつた。反之マッケナ（英海相）は在職三年間に豫定の十八隻計畫を完成した。

第四節　ウィルヘルム二世時代の英獨關係　其三（英獨協商の試み）

一　一九〇九年の英獨交涉　一九〇九年七月ベートマン・ホルウェヒはビューローに代つて宰相となる、ベートマンは就職の當初より英國との了解を遂げんことに留意した。佛露を離すことが出來ない以上、獨逸が英國の好意を求むるの外なきを感じた。故に就職後間もなく英國大使を呼び付けて相談を初めた、ベートマン曰く海軍問題は英國で大に氣にして居る樣であるが、英獨親善の爲めに自分は海軍問題を議するを辭せない、しかし此問題は『兩國が相互に他を攻擊するの意思なく、又之を敵とするの意思なきことの信念を基礎とする一般的了解の一部として討議するを便とする』と。英國政府の意は海軍問題を第一とするも、右一般的了解にして英國が現に他國に對し有する條約義務に矛盾せざる限り至大の好意を以て之を考慮するに吝ならずと云ふのであつた。が、しかしベートマンが持出した海軍に關する提案は漠然として居つた、獨逸海軍法――全體としての――を紛更するのは議會の反對があるから問題とならぬが、獨逸政府は建造すべき新艦の比率を遲らすことの（retarding the rate）問題を討議するのならば差支ないと云ふのであつた。此意味は英國當局者に於て不明であるとしたが、蓋し一九一八年迄に完成すべき船艦の總數を減ずることなく、唯新造すべき主力艦の數を初數年に於て減じ、之を後數年に廻はすことのつもりであつたらしいが、結局に於て獨逸當初の計畫は費用に於ても數に於ても減じないものであつた。

一方に於て獨逸が英國に求むる所は、

(1) 兩國中何れも互に他を攻撃するの意志なく、又事實上一が他を攻撃することなかるべし

(2) 第三國（一國又は一團の）が兩國中の一に對し攻撃を行ふ場合、攻撃を受けざる他方は局外中立の態度を取るべし

との聲明を求むるものであつた。右の內、(1)の聲明は差支ないが(2)の件に至つては英國政府は大に見解を異にした。卽ち右の提案を容るれば英國は大陸諸國間の戰爭に際し、其戰爭の原因又は結果の如何に拘はらず——卽ち例ば獨逸が如何なる原因又は方法により露佛と干戈の間に相見ゆることとなつても、又獨逸が如何なる要求を佛國に對してなすのを見ても、英國は袖手傍觀しなければならぬ。右の如きは英國としては後日獨逸が其全勢力を自國（英）に向け得るの時機を坐視するに等しきものであつて、佛國を見殺にするは獨り佛國の信賴にそむくのみならず、英國自衞の爲めにも出來ない相談である。加之獨逸の要求は或場合英國のベルギーに對する條約上の義務を履行することを不可能ならしむるものであるとの見解から、英國政府は一九〇九年の秋に於て右獨逸政府の提案を拒絕した。卽ち右提案は何等海軍豫算の減少を見ることなく、他方政治上に重大なる不都合を來すの虞あるものであつたからである。

二　一九一〇年の交涉　翌一九一〇年の夏英獨間再び交涉は行はれた。獨逸側にては『軍艦の建造を削減することは出來ないが、一時的延期 temporary retardation を議するには吝でない』と云ふた。此意味は亦明かに定義されなかつたが、英國政府は此議に應じて、八月其從來の主張たる『何等海軍協定を結ぶ爲には獨逸現在の海軍計畫を縮少することを基礎とすべきこと』を棄てて、

(1) 「一時的延期」の提案につき討議するに吝ならず。

(2) 獨逸現在の海軍計畫を增加せざること、及双方造艦の進行程度につき報道を交換すべきことの基礎の上に、海軍協定を商議するに吝ならず。

(3) 政治上の了解に付ては自國と第三國との間の協定に於て、獨逸に敵對する何等の條項を有せず、又英國は獨逸に對し何等敵對するの意思を有せざることを確言するに吝ならず。

との意を告げた。右に對する獨逸政府の回答は十月に到着した、而して交涉は翌一九一一年の春まで續いたが、

(1) 「一時的延期」に關する提案は一九一一年五月獨逸の方から引き込めた、此を引込めた理由として『政府から一定の注文を出さなければ造艦業者が立行かぬ』と云ふたのは今更の理由として、英國側では不十分であるとした。

(2) 前記第二の點に付ては獨逸政府は

(a) 相互に造艦に關する報道を交換することにつき商議するを諾した、尤も此點に付ても交涉に數月かかつたが、英國政府も大體獨逸政府の條件を諾した（一九一一年一月）。

(b) 獨逸海軍不增加の基礎につき、獨逸政府は之に對し英國が如何なる代償的約束を爲すかと尋ねたが、獨逸が一方に於て前記の如く「一時的延期」案を引込めたり、又其宰相も議會に於て『軍備の制限は絕對に實行不可能である』と演說したりしたので行惱みとなつた。

(3) 第三點卽ち政治上の了解問題は獨逸の最も重きを置いた所であつた。海軍問題の交渉では獨逸は出たり引込むだりしたが、此問題では終始固執して『政治的性質を有する或種の廣き協定が海軍協定の前提要件なり』との見解を持した。英國としては右の如き一般的政治協定 a general political formula は獨り佛露兩國の誤解を招くの虞あるばかりでなく、英國が佛國又は露國との間の協約も何等「一般的政治協定」と云ふべきものにあらずして『特殊問題の解決』たるに過ぎず、唯此解決が從來の軋轢した不快なる關係を變じて、友誼的關係に導いた迄である。英國が佛露との親善關係は決して他を排する底のものではない、同種の協定（特殊問題殊に海軍問題の解決）が英獨間に行はれ得ない道理はないと、これ英國政府の所見であつた。獨逸は一般的政治協定を擇ぶ旨を繰返した。英獨間外交界に暗雲低迷して、英國政府は帝國國防常設委員會を任命して、戰備を怠らなかつた。War Book は準備せられた、爾來皇帝の署名を求むべき非常書類は其傍を離れなかつた。

三　一九一二年の英獨交渉（ホールデン卿の伯林行）　英國でチャーチルが海軍大臣となつたのは（一九一一年十月）アガディール事件以後間もなきことであつた。バルカン問題（墺國のボスニア併合事件）、アガディール問題で順次露佛に衝き當つた獨逸は、英國目がけて更らに愈々海軍擴張を急いだ、一九一二年度の豫算に此れが擴張を計上することに取運びつつあつた。此計畫を嗅ぎ付けた英國では、嘗てマンション、ハウス演說で獨逸に毒ついたロイドジョージはアガディールの危險去るや獨逸と海軍に付ての妥協を策せんとした。チャーチルも「出來ることならば」と之に共鳴して、此兩人は

(1) 獨逸が英國の海上優越を認めて自國海軍の擴張を見合せ、出來得べくば之を縮少すること、

(2) 英國は獨逸の植民地擴張に反對せざること（此件に付ては相談に乘ること）、

(3) 兩國は互に他方に對する侵略的計畫又は同盟に加入せざること、

を基礎條件とする簡單なる覺書を作り、英國外相及首相の內諾を得て Sir Ernest Cassel を密使として伯林に派し、之を非公式に獨逸側に提示した（一九一二年一月）。獨逸側は皇帝初め此趣意に共鳴するの態度を示した、兎に角獨帝は兩國當局者の直接に意見を交換するを以て便なりとし、英國外相グレー卿の伯林に來るを求めた。グレーは協定成立の見込確實ならば渡獨しても宜敷いと云ふた、が不取敢獨帝等と從來親しい關係にあるホールデン卿（陸相）が瀨ぶみの爲め非公式に伯林に赴くこととなつた（一九一二年二月）。同卿が伯林に着いた翌日海軍大臣チャーチルはグラスゴーに於ける演說に於て、

『英國の海軍は英國人に取り必要物であるが、獨逸海軍は獨逸人に取り贅澤物である。海軍は吾人に取りては生存の問題であり、彼等に取りては膨脹の問題である……吾人は海軍競爭を緩にするを歡迎するに於て人後に落つるものではないが、同時に敢て之が競爭に辟易するものでもない……諸君は「ドック」を深くし又廣くして可なり、吾々は之に入れる船艦には事缺かない。英國人は英國海軍の御蔭で大手を振つて世界が步けるのである、嘖嘩も賣らないが、又何人をも恐れずして濶步できるのは此海軍あるからである』

と述べ立てた。此演說——所謂贅澤海軍 luxury fleet 演說——は時機の宜しきを得たものではなかつた。『獨逸人は

驚いた、殊にティルピッツ一派が英國の眞意に對する猜疑を深くした。

ホールデンは獨帝及宰相、海相との會談に於て海軍制限は勿論、植民地問題にも觸れたが、歸來閣僚に報告した三箇の印象なるものは

第一　獨逸は新法案（海軍擴張に關するもの）を主張するであらう。

第二　海相ティルピッツ或はベートマンに代つて宰相となるやも知れず。

第三　獨逸の最高政策には繼續性を缺如してをる。

と云ふことであつた。

兎に角ホールデンの獨逸から持歸つた土産物はベートマンから貰つた左の數項より成る協約案である、曰く

（一）兩國は互に平和及友交を希望する旨を確信すること。

（二）兩國は互に挑發なくして他に對する攻擊を開始せず、又何れも一方が他方に對する結合 combination を作らず、又は之に加入せざること。

兩國は又現に斯かる結合の自國を拘束するものなきことを聲明すること。

（三）兩國の何れか一方にして自國の侵略行爲によらずして他の一國又は數國と戰爭を爲すに至りたるときは、他方は少くとも右一方に對し好意的中立を守るべく、而して戰爭の擴大を防ぐ爲め專心努力すべきこと。

第三國の明白なる挑發により締約國の一方が開戰の已むなきに至りたるときは、締約國は之に對し取るべき共態度につき互に意見の交換に入るべし。

（四）前條の規定する局外中立の義務は、締約國が既に他國との條約により負ふ所の義務と矛盾せざる場合に限り發生するものとす。

（五）締約國の何れの一方も右の制限以外、他方に對する中立義務の履行を不可能ならしむるが如き新なる約定を他國との間に締結するは、前記第二條の規定に照し之を差控ふべきものとす。

（六）締約國は其何れか一方と第三國との間に發生するあるべき紛爭又は誤解を除去する爲め出來得る限りの手段を講ずべきものとす。

右の提案は獨逸に取りては非常に好都合であるが、英國に取りては迷惑な話であるから、ホールデンも卽座にベートマンに對して難色を示したのみならず、其歸來したる後英國外相と獨逸大使との間に右提案につき談話が繼續せらるるや、外相は斷然之を斥けた。獨國大使が英國の對案を求むるや、グレーは

(1)　英國は獨逸に對し無挑發の攻擊に出づることなかるべく、又獨逸に對し侵略的政策 aggressive policy に出づることなかるべし、

(2)　獨逸に對する侵略は英國の加入せる何等の條約、了解又は結合の主題又は一部たらざるべし、英國は斯かる目的を有する何等のものにも加入することなかるべし、

との對案を出したが、獨國大使は之を不十分なりとし

第一　英國は獨逸が已むを得ずして戰ふに至りたる場合、少くも好意の中立を守るべきことを附加するか、然らざれば

第二　英國は獨逸が已むを得ずして戰ふに至りたる場合、當然中立たるべし

との追加をなすかの案を出した。

グレーは特に「局外中立」なる語を避けんとした、英國が『何等無挑發の攻撃に出づることなかるべく、又之に參加することなかるべし』(will neither make, nor join in, any unprovoked attack.")と云ふ丈けで充分であるとの見解を固執した。以爲らく否獨國大使に說明すらく『獨逸が佛國をぶつつぶさんとする場合、英國は之を傍觀することは出來ない(佛國が自ら侵略的態度に出でざる限り)。獨逸提案の眞目的は如何なる場合に於ても(in all eventualities)英國の中立を得んとするのにある、若し一旦開戰とならば獨逸は必らずや戰爭が已むを得ざるに出づるものとなし("it had been forced upon her.")以て英國の中立を强要するに違ひない』と。獨逸の方では、英國が明確にして何等解釋上の疑義を容れざる中立條約に同意することを求むるものであつた。果然獨逸宰相は英國の提案を以て不十分なりとし、海軍擴張は豫定通り進行の外なき旨を英國政府に告げて、談判は遂に不調に歸した。後に至りベートマンは述懷して云ふ、『英國は獨國と妥協するのは本氣であつたであらうが、吾々(獨逸)の方で英國の佛露に對する親善關係を見そこなつて居つたのであらう、そう思へば一九〇九年以來グレーは何とか云ふと二口目には「佛露に對する義務」を述べる口癖があつた』と。

四　一九一三年英國海相チャーチルは所謂「海軍休暇」a naval holiday の案を提唱した(三月二十六日の演說)。右は一年間兩國に於て新艦建造を中止すべきことを主眼とするものである。これは別に正式に獨逸政府に對する提案と云ふ譯でもなく、從つて何等の效果もなかつたが、英國は尙ほも植民地問題につき獨逸の意を迎へ、以て兩國間の空氣を改善せんとした傾向がある。卽ち一九一三年の冬より一九一四年にかけて兩國政府はバグダード鐵道問題、アフリカ植民地問題、殊に葡萄牙植民地の處分問題につき交涉を重ねて、此方は話が殆んど纏まつたが、間もなく歐洲開戰の爲めに其努力は水泡に歸した。

第十一章　トルコ問題と列國の外交

第一節　トルコの國際的地位

トルコが東羅馬帝國の首都であるコンスタンチノープルを陷れたのりを許されたのは其後四世紀を經たる一八五六年の巴里條約に依つてであつた。しかし其頃は既にトルコは歐洲の「病人」を以て目せられて居つたのである。

顧みるに一四五三年『征服者』マホメット二世がコンスタンチノープルに入るや歐洲の諸國は震駭した。「コーラン」は『異教徒が改宗するまで又は納貢服從するまでは異教徒と戰へ』と命ずるものである（Koran, IX. 29）。其結果右以來約二世紀の間は歐洲の諸國とトルコとの間に戰爭は斷えなかつた。トルコの矢面に立つた重なるものはハプスブルグ家であつた。一六八三年にはトルコは維納に迫まつた、が波蘭王の來援によつて漸く難を免れた。其結果は一六九九年の Carlowitz 條約となつた。此條約はトルコの歐洲進擊を喰ひ止めたものであつた、爾來トルコは衰退に向つた。卽ち此條約を劃期としてトルコと歐洲諸國との關係は攻守其勢を轉倒するに至つた。此後に於ては歐洲の諸國はトルコを恐るる代りに、トルコを如何に處分すべきやの問題を考ふるに至つた。

トルコの盛衰史を一瞥するに

（1）其盛時に於てはコンスタンチノープル略取を初めとして希臘半島を一四六一年に、又ボスニア及ワラキアを一四六三年に略取し、一五二二年にはハンガリー、トランシルヴアニア、スクラヴオニア、モルダヴイア及ロードを、一五七〇年にはサイプラス島を、一六六九年にはカンデイアを略取した。

（2）其衰時に入りては、カーロウイツツ條約により（一六九九年）ハンガリーを失ひたるを初めとし、パサロウイツツ條約によりては（一七一八年）テメスワール及セルビア（一部）を失ひ、一七三四年にはベコヴイナ及小タータリーを失ひ、又一八〇九―一八一二年にはドニーパー河とダニユーブ河との間にある地方を失ひ、一八二〇―三〇年には希臘を失ひ、一八二九年にはアルメニア（一部）及モルダヴイア、ワラキア及セルビア（殘部）を失ひ、一八三三年にはアルジールを失ひ、其後に至りては更らにブルガリアの自治獨立あり、ボスニア、ヘルツエゴヴイナの塊國に委せらるるあり（所謂塊國の『行政占領』、後に同國の併合）、埃及及サイプラス島も名義上は兎に角、事實トルコのものではなくなつた、これが歐洲大戰前までのトルコの衰退狀態であつた。

當初トルコは外國と條約を締結する積りはなかつた、異教國と條約を結ぶなどは其欲する所でなかつた。故に異教國と結んだ條約は休戰位に考へて居つた。所謂 capitulation により、佛國初め歐洲諸國人に特權及免除を與へたが、それもトルコはいつでも一方的に取消したり又變更出來るもの位に考へておつた（現に歐洲戰爭に際し卽ち一九一四年九月トルコは一方的に之を取消す旨を各國に通告した程である）。しかしトルコと雖永く超然主義を執り、外國と交際しない譯には行かなかつた。一七七四年にはクチュク・カイナルヂー條約を露國と結んで、トルコはクリミアに於ける韃靼人の獨立を認めること、露國の公使を受くること、トルコ國内に於ける基督教徒を保護すること、黑海及

白海の自由航行を露國船舶に許すこと、及露國皇帝の稱號を認めることを承諾するの已むなきに至つた。其他の國と
も第十八世紀中トルコは條約を結んだ例は少くないが（例ば普、西、墺、英の諸國と）、第十九世紀の初めに至るも尙
ほトルコは歐洲諸國の間に存した「國際法」により自ら拘束せらるるものと認むることを肯んじなかつた。一方歐洲
諸國の方でもトルコの外國人に對する倨傲なる態度と、其慣習及政治が歐洲諸國と大に異なる事情とにより、トルコ
と對等の交際をなし和衷協同の行動を取ることは出來難いものとして居つた。故に維納會議（一八一五年）に於て歐
洲の組織問題が議せられた際にも、トルコは加はらず、除けものにされて居つた。コーランを政治の要義となし、暴
力を以て國內の異教徒を抑壓するを政治の要道と心得、財政は紊亂し、農民は重稅に困しみ、商工業者は資本及信用
の缺乏に喘いで居る。而かも政府は一向に內政改革の意がない。斯る狀況に在るトルコが外國の尊敬と信用とを博す
ることは困難なること勿論であつた。

然るにクリミア戰爭はトルコの國際的地位に一大變化を來した。此戰爭はトルコに關する露國と英佛との勢力爭ひ
に因するのである。英佛聯合軍が勝つて巴里會議が開かれて、一八五六年三月三十日巴里平和條約が出來た。之によ
りトルコは歐洲諸國の仲間入りを認められた。卽ちトルコは歐洲公法及歐洲協調の利益に參加することを許さるるに
至つた（admise à participer aux avantages du droit public et du concert européen）。又トルコの獨立及領土保
全も列國に於て尊重すべきを約束した。而して何れの國なりとも此約束に背くものあらば之を以て列國の共同利害事
項（une question d'intérêt général）であると看ると規定するに至つた（右條約第七條）。右の如くトルコが文明國
の仲間入りを許され、對等の交際をすることとなり、其領土保全も列國の尊重すべきものであることが聲明せらるる
に至つては、露國のコンスタンチノープルに對する野心は一大障害に逢著したものである。しかしトルコの歐洲公法
及協調參加には條件がついてあつた、卽ち國內に於ける基督教徒に對する態度を改めることが其條件であつた。之を
虐遇した從來の態度を改め其境遇を改善すること、卽ちトルコ內政の改善が條件であつた。處が其內政改善も實行出
來ず、又列國が同條約（第七條）に於て聲明したトルコ內政不干涉の約束も空文となり、上述の領土保全主義も、露
國の野心と、バルカン諸地方人民の國民主義卽ち獨立運動により事實に於て裏切られて、一片の條約丈けでは複雜せ
る東方問題の進展を阻止し羈束することが出來なかつた。

一八五六年四月十五日英佛に墺を加へた三國間の條約に於て、更らにトルコの獨立及領土保全（前記の巴里條約中に認めたる）
を共同にて及び單獨にて（conjointement et séparément）保障することとし（第一條）、右巴里條約の條規に違反する各般の行爲は
開戰原因 casus belli となるべきこと、及び右違反事件が起つた場合、必要なる措置に付トルコ政府と協議すべきのみならず、
締約國相互間遲滯なく陸海軍の兵力を使用することに付協定すべきことを定めた（第二條）。巴里條約第七條は共同保障たるに過
ぎないものである。

第二節　近東問題の意義

東方問題 Questions d'Orient は歐洲近世外交史上の最重要問題の一つであり、又世界の大問題である。東方問題
殊にバルカン問題は歐洲開戰の直接原因たりしものである。世界大戰の裏面史には固より西方問題の紛糾が潛在する

ことを忘れてはならぬが、右大戰の直接原因は東方問題に存した。東方問題は歐洲列强の帝國主義が展開した舞臺であつた。此舞臺に於ける英露の活劇は殊に第十九世紀以來外交史上最も興味あるものであり、佛、獨、墺、伊の諸國も亦右の舞臺に於て相當重要なる役割を演じた。而して右の帝國主義に對して一方には民族主義の發達があり、希臘の獨立せるを初めとし、セルビア、ルーマニア、ブルガリア等相次でトルコから分離獨立することとなつたが、民族主義の發達は獨り此等基督敎國のトルコに對する叛逆及獨立に止まらず、帝國主義の目的物たる被壓民族の覺醒となり、トルコを初めアジアの各國各地には民族的自覺の徵候顯著となり、西はトルコ人、アラビア人より東は支那人に至るまで、領事裁判權其他不平等條約の撤廢を叫び、白人の抑壓及羈絆より脫せんとするの傾向乃至運動を釀成するに至つた。以下述べんとする所は主として從來歐米殊に歐洲の帝國主義が如何に東方殊にトルコ方面に展開せるやに付史的考察を試みんとするものである。卽ち東方對西方の問題として東方問題を扱ふにあらずして、主として西方諸國、列强相互間の問題としての東方問題を扱はんとするのである。

『東方』とは抑も何處を指すものであるか、『東方問題』の意義及範圍は如何であるか。廣く『東方』the East と云はば近東 The Near East 中東 The Middle East 及極東 The Far East を包含するものであり、近東とは從來トルコに屬して居つた地方を指し、又中東と云ふときには波斯、アフガニスタン、印度等を指し、極東とは支那、日本等を指すのが普通であるが、畢竟東方と云ひ、近東、中東又は極東と云ふも地理的名稱ではなくして、實は從來政治家外交家若くは操觚者が便宜上使用した用語に過ぎない。（因みに我國に於ては近來此種の言葉を快としない傾向

がある。玆では唯外交史上從來の所謂『東方』問題及『近東』乃至『極東』問題を云々するのみである）。

外交史上『東方問題』の濫觴は如何。ソレールは『トルコ人が歐洲に足を踏み入れて以來東方問題なるものが生れた』と云ふ。果して然らば東方問題の發生は第十四世紀の中葉に既に之を見ると云はなければならぬ。ウルムは東方問題の發生期を一七七四年クチュク・カイナルヂー條約に認めて居る。此條約は東方問題に於ける露國の優越的地位を認めたる最初のものである。しかし『東方問題』なる言葉が初めて國際會議に使用せられたるは一八二二年のヴェロナ會議であつて、同會議に於ては希臘がトルコに對する叛亂のことが歐洲列强間の議題に上つたのである。實に第十九世紀に於けるバルカン諸邦の獨立運動は希臘が其先驅を爲すものであり（一八二一―三〇年）セルビア、ルーマニア、モンテネグロ及ブルガリア等が之に次いだものであつた。史的觀察に於て東方問題とは此等バルカン問題のみならず、アジア及アフリカに於けるトルコの領域に關する問題をも包含するものである。コンスタンチノープル、「ボ」「ダ」兩海峽其他小アジア各地方の問題は勿論、埃及、テュニス乃至はモロッコ問題までも、或は東方問題として、或は之に關聯して考察せられることがある。東方問題否近東問題の範圍も亦廣汎なるものと云はねばならぬ。

バルカン問題とは本文に述べた諸邦の獨立問題又は此等獨立諸邦に關する問題に限らるるものではない。バルカン半島はダニューブ河の南方、アドリアチック海、エージアン海及黑海の三者の間に在る半島であつて、バルカン半島問題として歐洲の政局を騷がしたものは、右諸邦の外、尙ほアルバニヤ、ベッサラビア、ボスニア、ヘルッエゴヴィナ、ブコヴィナ、ダルマチア、クロアチア、スラヴオニア、マケドニア、スレース、テッサリー等諸地方に絡まる問題がある。

ルーマニアをバルカン諸邦の中に數ふるは同國の好まざる所である樣であるが、一般の容るる所ではあるまい。

第十一章　トルコ問題と列國の外交

トルコが今や歐洲より逐はれたる以上、バルカン諸邦に關する問題は、今後假令列國の交涉問題となることあるも、東方問題とは分離して扱はるべしと云ふものもある。

第三節　露國の政策

世に『彼得大帝の遺言書』と稱するものがある。中に曰ふ、『露國は墺國と提携して、トルコを歐洲より驅逐しなければならぬ。其爲めには黑海の沿岸に常備軍を維持し又造船所を設備しなければならぬ。露國はコンスタンチノープルを目標として進まねばならぬ。英國とは強き同盟を結ばねばならぬ。バルチック海及黑海に於て露國が優越的地位を占むるは右の計畫成否の繫る所であつて、最も緊要事である。印度との通商貿易は實に世界的の通商であつて、此貿易を握るものは眞に歐洲の主人たるものである。故に波斯と戰ふの機會あらば之を逸することなく、同國を倒すに努力すべきである。露國は波斯灣頭に進入して東洋との往時の貿易を復活すべきである。又トルコ、ポーランド、ハンガリーに於ける正教徒に對しては、露國の有する宗教上の勢力を利用して其懷柔に努め、其保護者たるの地位を占むべきである。右の計畫は極めて秘密裡に行はなければならぬ、而して秘密に且用心して、遠廻はしに佛國及墺國の宮廷に對して、世界の支配を分つことについての話を持ち掛けねばならぬ』と。其れより進んで、尙ほ露國は表面トルコに關する戰爭の如く裝ふて、世界戰爭を起し、列國の相爭ふ混雜に紛れて、疾風迅雷の如く露國はコンスタンチノープルを略取し、且之に反對する諸國を征服して、露國自ら世界の雄たるべきことをも說いてある。右の遺言書なるものは實は彼得大帝の書いたものでもなく、又其時代に書かれたものでもなく、百年後露國の南下策が露骨に實現せられたのを見て、何人かが僞造したものであり、共僞造者は奈翁であるとも云はれておる。共眞僞如何は別として、露國の對トルコ政策、對バルカン政策、對波斯乃至印度政策を描いて妙なるものがある。が、之を實行する爲め英國と同盟し墺國と提携し佛國と休戚を分たふとするが如きは、蟲の良過ぎた話であつて、百の彼得大帝相續いて輩出しても困難であつたであらう。歐洲諸國が相共にトルコの歐洲進入を防がんとしたのは昔時の夢と化した。トルコの盛な時代ならば格別、トルコの衰ふるや、歐洲列國は『均勢主義』に立歸つて相牽制し、露國の南下策を妨害した。しかし露國としてはバルチック海方面が片が付いてから、黑海方面に手を延ばすに至つたのは自然の勢であつて、カタリナ二世（大帝）は黑海北岸の地を略取して、漸次トルコの分割を策し、否コンスタンチノープル略取の目的を以て、トルコの分割を墺國にも佛國にも提議したといふことである。而して佛國には埃及を進呈するといふたそうである。しかし其後ニコラス一世はトルコの分割に付英國にも提言した明白な事實があり、其際にも埃及を英國に渡すの意をほのめかした。此等の事實を、其後埃及に付英佛相爭ふた上同地が英國の手に歸した事實、及びコンスタンチノープルが列強の角逐を經て世界戰爭中（一九一五年）聯合國は之を露國に與ふることに同意した事實と對照するに於て、最も興味あるものであるが、其間トルコ問題に關する列強の爭は迂餘曲折甚だ複雜を極めておる。主義政策としては、露國のトルコ分割政策に對しては爾餘諸國のトルコ『領土保全主義』があり、『現狀維持主義』がある。其間に立ち露國は第十八世紀以來トルコとの屢次の戰爭及講和條約によつて、トルコに對する侵略を漸次實現して來た。卽ちクチュ

ク・カイナルヂー講話條約（一七七四年）では、露國外交が將來トルコに對し干渉及進擊を試むるの武器を手に入れたものと觀るべく、ヤッシー講話條約（一七九二年）によつては露國がバルカンに於ける競爭者たる墺國の優越的地位を奪ひ、之に取つて代るの形勢を招いた。そこで露國は希臘の獨立問題が起るや、希臘人を援くる爲——實はトルコの歐洲に於ける勢力を殺ぐ爲めに、單獨にトルコと開戰した。其結果たるアドリアノープル講話條約（一八二九年）に於てトルコは希臘の獨立を認むることとなつたが、其際露國はトルコに對し寧ろ寛大なる態度に出で、トルコに勢力を扶殖するに努めるは努めたが土地の併合をせず、占領中のワラキア、モルダヴィア（後のルーマニア）をもトルコに還付した程である。しかし今やトルコの勢は衰退して、露國の力日々にトルコに加はつた。が、露國が平和的手段を用ふる限り他の列強は之を見て如何ともすることが出來ない。此時恰かも埃及の「パ　ア」メヘメット・アリーの亂あり（一八三二年）新鋭の兵を以てシリアよりトルコ軍を逐ひ、小アジアを占領し、軍をコンスタンチノープルに進めんとして、トルコの危機は目前に迫まつた。此形勢を見た露國は軍艦をボスフォラスに派しトルコを援けた。ウンキアル・スケレッシーの露土同盟條約（一八三三年七月八日）は玆に結ばれ、君府に於ける露國の勢力は牢固たるものとなつた。が、同條約はトルコが一朝有事の際、露國の利益の爲め他國の軍艦には一切海峽通過を禁ずるの一ケ條がある。これ英佛等の承知し難い所であり、兩國は右の條約に抗議した。英國外相パーマーストーンは露國のトルコ政策に對し大に警戒する所あつて、一八三九年に於けるトルコの危機に際し、同外相は露國が單獨にてトルコを援助することを許さず、トルコ問題は歐洲一般の利害關係事項であつて、露土兩國のみの私事でないと唱へて、一八四〇年七月十五日英露普墺の四國同盟を結んで、トルコの危機を救ふた。從て右のウンキアル・スケレッシー同盟條約は實際に活動の餘地がなかつた。而して巴里條約（一八五六年）及伯林條約（一八七八年）は英佛其他の列強が露國のトルコ政策に對する猛烈なる反對を示すものであり、殊に其バルカン政策、黒海政策は一々手嚴しい反對を受けて意の如くならなかつた。黒海政策——コンスタンチノープル及兩海峽問題は後に讓り、抑もバルカンに於ける露國の所謂『歷史的使命』に付ては、其如何なる意義を有するにせよ露國は或は希臘を——Hellenism, Philhellenism——或はブルガリア、セルビアを——Panslavism——對トルコ政策の傀儡とし利用せんとしたことは、歷史の示す所である。が、カタリナ二世の『希臘計畫』the Greek Plan も失敗に終つたことは勿論、ブルガリア、セルビアに就ては、露國は飼犬に手を噛まれたとも評すべきか。ブルガリアがサン・ステファノ條約當時の露國の恩を忘れて、否其干渉後見を不快とし、墺國のボスニア、ヘルツェゴヴィナ併合を機として獨立の宣言を行ふたり、又世界戰爭に際しては露國の敵となり獨墺に與みしたこと、及セルビアがセラエヴオの兇變事件を惹起した結果、露國——帝政露國の崩壞を招いたことと等を考ふるときは、人をして露國否强國の外交家が、バルカンに於ける民族主義の氣運を理解せず、否之を自家藥籠中のものとして利用せんとした罪過の恐るべきを想はしめるものがある。露國では帝政倒れてソヴィエートの時代となつた後にも、其東方政策——バルカン地方乃至トルコ、ペルシヤ、アフガニスタン、支那に對する政策は英國の帝國主義排斥を標榜して居る。英露相抗爭して居る狀は依然として昔日の如しである。外交的に見れば、露國のボルシェヴィズムも、アジアの支配 domination を目的とするに於て、依然昔日帝政時代の帝國主義と實質に於て變はる

所はないと云ふべきであらう。

第四節　佛國の政策

一八〇七年奈翁一世はティルシット條約により、露帝歴山一世と攻守同盟を結んだが、其際奈翁は露帝の歓心を買はんが爲めに、トルコの分割を口にして、モルダヴイア、ワラキア地方が露領となるの日あるべきを仄めかした。此地方が佛國の『調停』によるもトルコに於て手離さなかつたならば、佛國は露國を助けて、歐洲に在るトルコ領域を（コンスタンチノープル及ルーメリアを除く）、トルコの羈絆より脱せしむべき旨を規定してある（第八條）。歴山はテイルシットに於て奈翁との會見により頗る滿足して、コンスタンチノープルを其手に入れるの日を夢みつゝ、ティルシットを引上げたと云ふことである。しかし奈翁は同時に一方駐露大使コーランクールに對する訓令中には、トルコの領土保全にあることを強調して居る。『トルコの分割の如きは實際思ひもよらぬことであり、奈翁自身の眞意はトルコの領土保全にあることを強調して居る。』トルコの分割』は歴山の好意を買ふの術數に過ぎなかつたことを言明して居る。印度を英國より奪ふ爲めの佛露共同遠征計畫も法螺に過ぎないと云ふて居る。要するに奈翁は「トルコ分割」「印度遠征」を以て露國を引き付け、英國を脅かし、英露を離間するの具に供したかの如くである。印度遠征は姑らく措き奈翁は埃及遠征を試みた。奈翁はセントヘレナに於て、グールゴーに『何人でも埃及の主人公たるものは印度の主人公である』との名句を口述した。兎に角奈翁が埃及に重きを置いたことは事實であり、又コンスタンチノープルも露國に渡すどころか、出來得るならば自分（佛國）のものとしたかつたのであらう。奈翁三世は大奈翁の遺業を繼いだ意氣込であつたから、クリミアに於て露國と對陣するに至つたのも不思議ではない。抑も遠く遡れば佛國はフランソア一世の時、トルコと提携してハプスブルグ家のカール五世に當つた因緣があり、フランソア一世は土帝より所謂 capitulations による特權を得（一五三五年）、此特權は其後屢次、殊にルイ十五世の時代に更新し擴張せられた（一七四〇年）。之により佛國はトルコ內に於て、他國に比し優越的地位を認められることとなり、トルコ內の基督教徒に對する保護者となつた。然るに其後露國は前記のクチュクカイナルヂー條約（一七七四年）により、トルコ內の基督教徒の保護に關し或種の容喙權を得たが爲め、爾來露國はトルコ內の「オルソドクス」即ち希臘教徒の保護者を以て自ら任じ、トルコに於て佛國——ラテン教會の保護者として——と、兩々相對するの觀があつた。所が一八五一年以來パレスタインにあるベスレヘム教會のことで、右兩教派の大論爭となつた。此の論爭は翌年奈翁三世のトルコ政府に對する主張が同政府の容るゝ所となつて、一應納まつたが、納まらぬのは露帝ニコラス一世の感情である。ニコラス一世は、そこでトルコ內の總ての希臘教徒を保護するの權利を主張し出した。これはトルコに取つて重大事件である。トルコ內の數百萬の希臘教徒が露國の保護の下に立つこととなれば、トルコ國內に更らに一國を作ることとなるのである。これトルコの堪へ難き所である、又英佛の默過し難き所である。一八五三年露國からトルコへ派遣せられた特派使節メンシコフも使命を全ふしなかつた。當時トルコに居つた英國大使ストラトフオード、ド、レドクリフはトルコに於て非常の勢力を有した。トルコ帝の友人でもあり、又其助言者であつた、事實上トルコを支配するの概があつた切れ者である。トルコ帝は同大使の言に聽いて、メ

ンシコフの提案を斥けた、露帝は外交手段の効を奏せざるを知りて、決を干戈に訴ふることとした。所謂クリミア戰爭は斯くして起つた。英佛は聯合して露軍に當りトルコを救うた。而して巴里條約は露國を黑海の彼方に封じ込んでしまつた。由來佛國は宗教上のみならず、通商關係、文化關係に於ても地中海東岸トルコ領域に於て古くより他國を凌ぐの勢力を有してゐた。從て佛國の東方政策は王政、帝政及び共和政時代を通じて變りはなかつた。卽ち常に露國を黑海の彼方に封じ込み、之を地中海に近かしめず、トルコの獨立と領土を擁護して露國の侵略に反對し、自らはコンスタンチノープルよりシリア埃及の方面にまでも、往時の勢力を維持せんとするにあつた。然るに其後事態の變遷により英國に埃及を明け渡し、自らはモロッコ方面に向ふの餘儀なきに至つたが（一九〇四年英佛協商）、佛國人中所謂『亞弗利加帝國』に慊たらず、埃及を失ふことを頗る遺憾とするものが少くない。佛國はナイル方面への野心を棄てることが出來ず、マルシャン中佐の遠征軍はナイル河上流ファシ■ダ方面に於て、英國のキッチナー將軍と鎬を削るまでに至つたが、是れ亦失敗に歸した。世界戰爭の末期に際し、英佛がコンスタンチノープルに於て軋轢を演じたのも、又ケマル・パシャに對する關係に於て暗鬪を試みたのも、曲直が英佛何れにありやは問ふを須ゐない。何れも自分の利益を忘るることが出來ないからである。國際のこと利を以て合ひ、利を以て離るるのが常である。しかし其軋轢と暗鬪は結局兩國の何れに取つても不利であつた。が、トルコにとりては好都合であつた。之が爲めにトルコは失ひかけたコンスタンチノープルも取り留めることが出來た。

（餘論）　スエズ運河と埃及問題

佛人レセップは一八六九年スエズ運河の開鑿に成功して世界を驚かしめた。當初同運河計畫の報を得た英國外相パーマーストーンは之を喜ばず、此計畫に反對した、蓋し印度が脅威せらるるものと感じたからである。しかし其成就せる曉には印度への捷路を得ることとなるから、利益は危險を相殺して尙餘りあることが認めらるるに至つた。加之一八七五年十一月ビーコンスフィールドは議會の協贊をまたず、五百萬磅を支出して窃かにスエズ運河會社の株を買入れ同運河に對する實權を收めた。此報が知れ渡るや英國否世界を驚かしめた。之より先き一八七三年埃及王は金錢に困つて、スエズ運河の株券十七萬七千株を賣物に出した。初め佛國に當つて見たが、佛國は普佛戰爭の創痍未だ癒えず、獨逸への賠償金支拂に忙はしくて、右の株に手を出せなかつた。そこで英國に當つた、結果は上述の如くである。爾來英國は埃及に於て、政治上佛國と同等の地位を占むるに至つた。一八八二年埃及には外國人排斥熱が高まつて、外國人の殺害せらるるものがあつた。佛國は出兵を躊躇してをる中に、英國は單獨出兵して騷擾を鎭定した。爾來英國は『一時の占領』と稱して——秩序が回復して「ケディヴ」の權力が安定する上は直ちに撤兵すべしと稱し、而かも秩序回復の爲め英國政府は「ケディヴ」に助言を與ふるの義務ありと稱して——埃及に居据つてをる。佛國も一九〇四年の協商により之を認めることとなつた。世界戰爭に際しては英國は埃及に對し、保護權を設定した。後之を撤回し、埃及の獨立を認めたが（一九二二年二月二十八日の聲明）依然其軍事及外交に關する實權を留保してゐる。

第五節　英國の政策

何れの方面に於ても露國の南下に抗爭し之を阻止せんとしたものは英國である。露國の南下を阻止するは、トルコを援助することを意味する。一七九〇年カタリナ二世の下に露國がコンスタンチノープルに向ふの形勢顯著となりたる以來、殊に奈翁が歷山一世とティルシットに於て同盟を結び、露國は英國攻擊に於て佛國を援け、佛國は露國の對トルコ政策を助くることとなつて以來、英國の對トルコ政策は玆に確立せられた。抑も英國は露國がトルコの分割、殊にコンスタンチノープル略取に對する野心を疑ふべき充分の理由を有して居る。即ち一八四四年ニコラス一世は英京を訪ひ、トルコ問題に付英國外相アバーディーンと自由なる會談を試みた。曰く、吾々は『瀕死の病人』を手中に有する、其死後の始末に付ては英露の間豫め充分了解を遂げて置きたい、恐るべきは佛國であると、蓋し佛國を除け物にして英露丈けが協同動作を執るの基礎を作りたかつたのである。が、英國當局者は何等の言質をも與へなかつた。其後九年を經た一八五三年一二月の交、數回に亙りて露帝は英國大使サー・ハミルトン・セームーアに對し、更らに『腹臟なき談話』を爲した、曰く『病人は危篤である、英露の間明白なる了解を必要とする時機が來た。露軍は或はコンスタンチノープルを占領するの已むなきに至るかも知れない、しかし之を永久的に保有するの積りはない、他國がボスフォラスに據るは露國の許さざる所である、トルコが數共和國に分裂することも許すことは出來ない。ダニューブ諸公領は既に露國の保護の下に獨立するに至つた。バルカン山脈以北のトルコ領域も亦恐らくは同樣の運命を見るであらう。英國は須らく埃及とクリート島を併合すべきである』と。之に對して英國は斷乎たる答を與へた。『トルコ帝國の崩壞を前提とする何等の計畫にも英國は話に乘るの意はない』ことを明にし、トルコの領域の如何なる部分をも併呑するの希望なき旨を通じた。當時ニコラス一世は佛國（奈翁三世）と難を構へんとして居つたことは前述の通りである。英國より右の回答を受取るやニコラス一世はメンシコフをトルコに派遣したのである。クリミア戰爭より巴里條約の調印（一八五六年）となり、同條約に於てトルコ帝國の獨立及領土保全は保障せらるることとなつた。又一方にはトルコも國內の少數民族たる基督教徒の保護、其他內政の改革を誓約した。即ち信教の自由を認め、國籍の如何を問はず公職に就くを得ることとし、又租稅の公平及其徵收方法の改善等をも『自發的』に行ふべきことを誓約した。が、其後實際の經過を見れば、基督教徒に對する虐待は中々止まない、內政改革の實は毫も擧がらない。十年間トルコに英國大使としてトルコ帝の信賴を得、其內政改革に努力した前顯レドクリフ卿すらも、遂には投げ出した程である。トルコ內基督教徒は不平の結果叛亂を起し、トルコ官憲は之を虐殺すると云ふ事件が方々に續出した。此種事件は頻りに世界の耳目を聳動した。如何にトルコ最負の英國政府も國內人士殊に議會の此種事件に對する反感に無頓着なるを得ざる程度に達した。殊に一八七五年ボスニア、ヘルツェゴヴィナに於ける基督教徒の叛亂は東方問題の再燃を來たし、所謂アンドラッシー通牒により（一八七六年一月）、伯林覺書により（同年五月）、列國は（但し伯林覺書には英國加はらず）、トルコに反省を促すこととなり、又コンスタンチノープル會議（同年七月）となつたが、トルコは右會議の提案たる改革案を斥けた結果、露國は平和的手段によるの到底望みなきを見て、單獨にトルコに對して開戰し（一八七七

年）露國は連戰連勝して遂にサンステファノ假講和條約となり、次で伯林會議となつた（一八七八年）、爾來塊洪國はボスニア、ヘルツェゴヴィナを其手に收めて（行政占領）、バルカン進取政策を執り、獨逸はトルコに手を延ばし、殊にアジア・トルコに着目することとなり、獨帝のトルコ旅行となり（一八九八年）、獨逸銀行のバグダード鐵道經營となつた。之を見ては、英國たるもの今や從來の對露政策及對トルコ政策を樹て直すの必要に迫られた。ソールスベリー卿は『英國は從來惡い馬に賭けて居つた』と云ふ警語を吐いて、是迄トルコを擁護し露國に反對した英國の東方政策の誤りなることを認めた。斯くして第二十世紀に入りては、前世紀の英國東方政策は全然改めらるることとなり、英國は中東に於て、露國と手を握り、卽ち一九〇七年の英露協約により、波斯に付ては英露兩國勢力範圍の劃定を行ひ、又アフガニスタン、チベットに付ても英露の妥協が出來たのみならず、日英同盟協約は印度に於て英國をして枕を高くせしむるあり、印度への要路たる埃及は英佛協商により英國の手に收められた。曩日の敵であつた露佛の兩國は同盟關係を結び、英露は協商關係に入つた。他方英露佛は共に獨塊に對抗し、之に備ふるの必要に迫まられた、此形勢の下に歐洲の大戰は開始せられた。當時旣に獨逸の勢力を感じて居たトルコは、獨逸に味方して參戰することとなつた。骸子は投ぜられた。トルコの處分問題、殊にコンスタンチノープルの處分問題は聯合國間の議に上らなければならなくなつた。大戰中露國はコンスタンチノープル及び兩海峽地帶を戰後自國に併合するの方針を定め、一九一五年三月英佛兩國政府との間に了解を取り付けるに至つた。しかるに一九一七年露國は戰爭より離脫するに至つた。セーヴル條約、ローザンヌ條約共に露國の參加なくして調印せられた。其結果コンスタンチノープルは、依然トルコの手に委せらるることとなつた。しかしトルコはコンスタンチノープルからアドリアノープルに至る僅かばかりのトラース地方を除くの外、歐洲にあつた從來の領域は之を失ふこととなつた。ケマル・パシャはコンスタンチノープルに居つた從來の皇帝を逐うて、共和政治を布き、自ら大統領となつたが、政府の所在地としては、五百年來の都たるコンスタンチノープルを棄てて、小亞細亞の一邑アンゴラに遷都するに至つた。コンスタンチノープルはボスフォラス海峽の武裝解除地帶に編入せられて、兵備を大に制限せられた。從て軍事上にも商業上にも政治上にもコンスタンチノープルの地位は大に變化を來したことを認めねばならぬ。

第六節　塊國の政策

一　一九一四年の歐洲戰爭は塊國の東方政策に因するものである、塊國とセルビアとの野心の衝突によるものである、塊國と露國との近東政策の衝突に由來するものである。元來塊國はトルコとは淺からぬ仇敵關係を持つて居たことは前述の通りであり、塊露の間もバルカン政策に於て利害相反するものである。昔ヨゼフ二世がカタリナ二世と同盟した事實はあるけれども、露國がコンスタンチノープルに蟠居するが如きは塊國の忍ぶ所ではなかつた。ヤッシー條約以來塊國のバルカンに於ける勢力は露國の後に瞠若たるに至り、メッテルニヒの雄を以てするも希臘獨立戰爭に際しては畫策多く失敗に終り、列國に對してもトルコに對しても重きをなさなかつた。爾來普塊戰爭及普佛戰爭を經て塊國の國威は益々昔日の光を失ひ、獨逸諸邦內の覇權は普國の手に移ることゝなつた。そこで塊國は眼をバルカン

方面に轉じて發展の天地を此處に求めんとしたが、今や獨墺兩國の同盟關係が成立したから、墺國は獨逸の後援に依りバルカン方面に手を延ばし露國と拮抗するのみならず、終には露國を凌ぐに至つた。又同時に獨逸は同方面に於ける墺國の勢力を踏臺にして、自らはコンスタンチノープル及アジア・トルコの方面に手を擴げることを畫策することとなつたのである。顧みれば墺國の東方政策が活氣を呈するに至つたのは伯林會議前後からのことである。一八七五年ボスニア、ヘルツェゴヴィナの叛亂あるやトルコの內政改革を要請する爲め墺國外相の起草に係る所謂アンドラッシー通牒は列國の同意を經てトルコに致された(一八七六年一月)。更らに强硬なる伯林覺書(同年五月)も次でトルコに送らるることとなつた。露土戰爭及サンステファノ豫備講和に次ぎたる伯林條約の歷史を回顧するときは、當時英墺が露國と對峙したる狀況は人をして一八五六年クリミア戰爭及巴里條約當時の英佛を想像せしむるものがある。固より英國の東方問題に對する勢力は依然として大なるものがあつた。巴里會議に於ても露國は列國に苦しめられて、其對トルコ計畫の實行を阻止せられた。伯林會議に於て漁夫の利を占めたものは墺國である、露國が東方の主人となるを豫防する爲め、西部バルカンを平和化する爲め、英國の支持によつてボスニア・ヘルツェゴヴィナの兩州は墺國に於て『行政占領』を引受くることゝなつた。セルビアとモンテネグロ兩國の合併を防ぐが爲めに其中間にあるノヴィ・バザール地方は墺土兩國に於て共同管理することゝなつた。英國は手廻はしよく伯林會議の開會に先立つこと九日(一八七八年六月四日)トルコと密約を結んでサイプラス島の行政占領を引受けた。此サイプラス條約は表面トルコのアジア領に關し英土間防守同盟を結んだものであるが、實は體よきサイプラス島の割讓條約である。

此條約は主要條項たる第一條に『バトウーム、アルダハン、カルスにして露國の握有する限り、且將來露國がトルコのアジア領にして前記地方以外のものを占領せんとする場合、英國は兵力によりサルタンを援助すべく、之が報酬としてトルコは國內の基督敎徒の人民の統治及保護に關し後日兩國間に協定せらるる所に從ひ必要なる改革を施すことを英國に約束し、及英國をして所約實行上必要なる措置に出でしむる爲めトルコ帝は英國がサイプラス島を占領し且行政することに同意す』と定めた(ストルプ前揭條約集一二七頁參照)。而して露國が前記諸地方をトルコに還付するの意なきは明かであるから(伯林條約第五八條によりトルコは之を露國に讓つた)右條約はサイプラス島に對する英國の握有を永久的ならしめたものである(歐洲戰爭中卽ち一九一四年十一月英國はサイプラス島を公然併合することとした)。サイプラス條約は英國としては事實上トルコ領土保全主義を棄てて補償歐策 policy of compensation に移つたものである。卽ち一强國は他の强國が特定小弱國の領土保全を侵害することに付て抗議しつつ、自分は其小弱國の保護者たることを標榜して、其の代償として當該弱國領土の他の部分を受くること、これが所謂補償政策であり、トルコ、支那等に關して行はれた所である。

二　伯林條約は「出來ない相談」を前提とし又內容とするものである。曰く、トルコが生れ變つて內政改革の實を擧げ、國內の被壓民族たる基督敎徒に對し相當の保護を與ふること、曰く、バルカン諸邦相互間及其トルコとの關係を列强が氣儘勝手に處理すること之である。當時トルコはアブドル・ハミッド二世 Abdul Hamid II と云ふ皇帝を戴いて居つた。此皇帝は國が傾きかけた場合往々にして現はれる種類の陰謀家である。列强の利害相容れざるを見るや巧みに之を操つた、或は之に阿ねり或は之を驚かした。當時トルコを援け、其領土保全の「チャンピオン」であつた英國首

相ビーコンスフィールドに阿ねり、其對内外の關係を緩和せんが爲め、殊にグラッドストーンの攻撃の鋭鋒を避くるに便せんが爲めには、アブドル・ハミッドは國内に新に憲法を布いて世間體を繕つたが、ビーコンスフィールドの伯林會議に於ける盡力終りを告げて、最早之に諛ぶるの必要もなくなり、又サイプラス條約で英國に相當報いたつもりになつた同皇帝は、今度は平然として右の憲法を中止してしまつた。右の如きは實に同帝の遣り口を窺ふに足るの適例である。爾來一九〇八年のトルコ革命まで同皇帝は憲法なくして卽ち專制君主として支配を續けた。伯林條約に於て約束した所のトルコ國内に於ける信教の自由や、基督教徒の保護其他内政の改革などは、空文死語に終つて、毫も之を實行するの誠意がない。被壓民族たる基督教徒（のみならず、トルコ人以外の回教徒迄も）虐政に苦しみ壓制を受け、トルコ官憲の苛斂誅求や虐殺暴行は諸地方に續出して、彼等教徒の身體及財産は法律上（裁判上）の保護もなければ實力上の保障もない。從て被壓民族の不平や蜂起は當然の話であつた。列國が此等トルコ内の叛亂に對する態度は全く無理解であり又矛盾であつた。希臘の獨立には英佛露は兎に角一臂の力を貸したものゝ、希臘人の希望する地域（エピルス、テッサリー、エージャン諸島）は之に與へなかつた。爾來伯林會議までに獨立の『實』を擧げたセルビア、ルーマニア、モンテネグロに對しては同會議は之が獨立を承認したはしたが、唯『既成事實』を認めたと云ふに過ぎない。ルーマニアはベッサラビアを失ふことを恨み、セルビアはボスニアを得ざるを遺憾とし、モンテネグロはヘルツェゴヴィナを得ざるを恨事とした。若し夫れブルガリアに至つては、露國がサンステファノ條約でマセドニアの大部分を與へ、且エージャン海に出ることとしてあつたのが、伯林會議で南柯の一夢と化したものであるから、其憤慨は譬ふるに物なき狀態であつた。伯林會議はバルカン代表を加へずして調印せられたものであり、バルカン諸民族の利害や希望は第二であつて、列强の都合が第一に置かれた。殊に露國がブルガリアを利用してバルカンに勢力を振はん爲め、サンステファノ條約で大ブルガリアを計畫し、英國は之に反對した。英國は之が爲めに露國と一戰を辭せざる所迄行つたのであつた。伯林條約ではブルガリアはエージャン海所か、バルカン山脈の北に追ひ込められ、同人種の住する地方たる東ルーメリアとの合併も許されず、加之完全なる獨立も認められない、唯トルコの從國として自治を許されたに過ぎなかつた。しかし巴里條約に於てルーマニア人がモルダヴィアとワラキアの二つに割かれたに拘はらず、後に合併してルーマニア國となつたと同じ樣に、ブルガリアも伯林條約の七年後に東ルーメリアと合體してしまつた。しかし此七年間に英露兩國のブルガリアに對する態度は彼此地を替ふるに至つた。ブルガリアは露國の前衞ではなく、却て露國のバルカン侵入に對する障壁たるの形勢と其傀儡たるに甘じない。今やブルガリアは露國の前衞ではなく、却て露國のバルカン侵入に對する障壁たるの形勢となつた。之を見て取つた英國は今やブルガリアと東ルーメリアの合併に反對しなくなつた、之に反對したものは却て露國であつた。露國は手を換へ品を替へてブルガリアに其勢力を扶殖せんとした、或時には固より露國の勢力も可なり同國に加はつた、露國の勢力に反對したブルガリア首相スタンブローフの暗殺せられた後殊に然りであつた。が、露國は結局ブルガリアを自家藥籠中のものとすることが出來なかつた、之を利用して塊國及トルコに當るの機會となさんとした露國の計畫は畫餅に歸した。玆に於てか露國は轉じてセルビアに向つた。スラヴ人たる關係より之を手なづけんとした、之が爲めには南北に於てセルビアの領土を擴張せんとする同國人の野心を煽り立てた。そこでセルビ

アは南方マセドニア方面にてはブルガリア、ギリシヤと相爭ひ、北方に於てはボスニアに付て墺國と難を構ふるに至つた。

三　抑もマセドニアはバルカン半島で最も厄介な地方である、マセドニア問題ほど解決の六ケしいものはない。此地方にはブルガリア人、セルビア人及ギリシヤ人等が入り亂れて住居して居る。而してトルコの支配下にあり、トルコの役人が苛斂收賄否掠奪で人民を苦しめて居る、馬賊やパルチザンも横行して居るといふ騷ぎである。伯林條約はマセドニアをトルコの手に殘したが、之れ面倒を後日に殘したに過ぎない。一八九八年乃至一九〇二年間マセドニアの混亂狀態は名狀すべからざるものとなつた。バルカンに獨力潤歩するの望み絶えたる露國は今や墺國と相携へてマセドニア問題の解決に努めた。露墺兩帝が一九〇三年ミュルツステグに會合して協議した所謂ミュルツステグ改革案 the Mürzsteg programme なるものがそれである。しかし中々こんなことでトルコが態度を改めるものではない。アブドル・ハミッド帝は依然列國を操つて國内の改革を阻むだ。列國はマセドニアの秩序を回復すること、クリート島民の哀訴を容るること、及アルメニアに於ける虐殺を止めることをアブドル・ハミッドに迫まつたが、糠に釘で、何等の手答へもなかつた。クリート問題、アルメニア問題も東方問題として時々歐洲人の耳目を聳動した事件ではあるが、局部の問題であつて、其時々に世人の注意を惹いたにすぎない。之に反してマセドニア問題は中々面倒且複雜な問題であり列國即ち所謂『歐洲協調』も之を解決することが出來ず、持てあまして居る中に、バルカン諸邦の手で片付けやうとした。第一及第二のバルカン戰爭が即ちそれである。第一回の戰爭（一九一二年）ではブルガリア、ギリシヤ、セルビア、モンテネグロの四國が同盟してトルコに當つたものであり、戰爭の成行は歐洲も驚きバルカン人自らも驚いた程の大勝利であつて、ブルガリアは將にコンスタンチノープルに迫らんとする所まで行つた。其結果倫敦會議（一九一三年）でトルコは歐大陸に於ける土地を失ふこと多大であつたが、バルカン諸邦の間、戰勝の獲物を分け取る上に爭が生じて、復々此諸邦相互間に戰爭が起つた。第二回のバルカン戰爭がそれであり（一九一三年）ブルガリアがギリシヤ、セルビアを相手取つて戰ふに至つたが、ルーマニアの參戰により、ブルガリア孤立となり、ブカレスト講和條約となつた。此條約によりブルガリアはエージャン海方面デデアガッチ迄を得、セルビアはマセドニアの少なからざる部分を得、ギリシヤはサロニキ及カヴァラを得、ルーマニアはドブルッチヤ方面に膨脹した。右に對し未だ列國の承認なき內に世界戰爭となつたのである。

四　しかし東方問題中世界戰爭の因をなしたボスニア・ヘルツェゴヴィナ問題の重要性は閑却してはならぬ所である。墺國ではメッテルニヒ以來の大人物であると云はれたエーレンタールが同國外務大臣の椅子を占むるや、サンジャク鐵道敷設の爲めの測量事件で先づ歐洲を驚かし、ボスニア、ヘルツェゴヴィナ合併事件で更らに歐洲を驚かしめた。抑も一九〇八年トルコには青年トルコ黨の革命があり、憲法が發布せらるることとなつた。アブドル・ハミッドも立憲政治を認諾しなければならなくなつた。青年トルコ黨は國內の改革を外國人の手によらず、トルコ人自身の手により行はんとするものである。右の革命はトルコ國內到る處歡聲を以て迎へられた。しかし墺洪國政府は之を見て恐慌を來した、それはボスニア、ヘルツェゴヴィナ兩州に對し青年トルコ黨は國權回復運動に出づるであらうとの心配があつたか

らである。トルコの右兩州回復運動を未然に防ぐが爲めには、塊洪國は一日も早く兩州の併合を宣言實行するに如かずと考へた。トルコの革命起るや、エーレンタールは其夫人に『自分は愈々自分の先任者が實行を恐れた事を實行するのつらい役目を引受けなければならなくなつた』と述懐した。遂に塊帝は同年十月六日兩州の併合を宣言した。其前日ブルガルアも獨立を宣言した。獨、伊の兩國政府は右の併合に驚かなかつたが、爾餘の諸國には意外であつた。憤慨したのは露國とセルビアであつた。露國外相イスヴォルスキーに對してエーレンタールは其前ブフラウの會見(九月十五日)で右併合問題につき渡りを付けて置いたが、少くも併合宣言の時期の問題につきイスヴォルスキーは相手の意中を見誤つた。彼は右の會見に於て塊國が兩州を併合することには强て反對しなかつた樣であるが、其代償として少くも露國軍艦がボスフォラス、ダーダネルス兩海峽を通過するの權利を獲得せんと欲した模樣である。彼は此問題を伊佛英の諸政府と討議せん爲め、ブフラウ會見の後、悠然此等諸國に向つたが、エーレンタールはブフラウの會見でイスヴォルスキー與し易く、露國の態度恐るゝに足らずと見て、直ちに維納に返り併合を斷行した。驚いたのはイスヴォルスキーである。彼が十月三日巴里に足を入るるや、九月三十日付のエーレンタールからの書面を手にした、それは兩州併合が十月七日に行はるべきを報じたものであつた(後に都合により實際宣言は一日繰り上げられた)。佛國首相クレマンソーは塊國が兩州併合により伯林條約を無視したことを怒るよりも、イスヴォルスキーが露佛同盟の存するに拘はらず、速かに成行を佛國に打明けなかつた餘所々々しい態度を怒つた。英國外相グレー卿は露國が嘗て黑海に關する巴里條約中の條項を破棄した際に倫敦會議(一八七一年)が『條約上の義務は締約國間の一致合意に

よるにあらずして之を免かることを得ず』と聲明した通り、今回塊國の伯林條約(第二十五條)破棄も亦列國會議の議に付するの必要なることを說いた。此點に付ては英露兩外相の意見一致したが、塊國が伯林條約を無視したのを責める英國外相としては、如何に協商關係にありとはいへ露國が更らにトルコの主權を侵害すること(露艦の兩海峽通過問題を指す)を支持する譯には行かない。そこで英國外相は右の會議に(後日のこととしては兎に角)兩海峽通過問題を議題に上すことは出來ないとイスヴォルスキーに告げた。塊國は右の會議開催に敢て反對ではないが、其前に列國が塊國の兩州併合に對し異存なしとの證言を與へない限り、右の會議開催提議には應ずることが出來ないと云ひ出した。卽ち會議は併合の實質に觸れず、唯形式上のものたるに終らしめんとするのであつた。塊國は他方トルコの感情を和ぐるの策として、伯林條約の認めたるサンジヤクに於ける塊國の駐兵を任意撤回することとした。此撤回はトルコが從來兩州に對して有した空權を償うて餘りあるものであるとエーレンタールは論じた。しかしそれでも尙ほトルコ人が塊國の兩州併合に對する憤慨は、トルコの塊國貨物に對するボイコツトとなつて現はれた程であるから、エーレンタールは一國でも反對者を減ずるのを得策とし、併合した兩州に在るトルコ帝室財産の喪失に對する補償として二百五十萬金を支拂ふことゝし、又ブルガリアの獨立したことに付てもトルコのオリエンタル鐵道株に對し五百萬金を支拂ふの約束が出來て、トルコの方はそれで收まつた。トルコ既に兩州の併合を承諾した以上、爾餘の諸國が之に彼此れ苦情を唱へる理由はないとはこれエーレンタールの議論であつた。しかし收まらぬのはセルビアである。ボスニア、ヘルツェゴヴィナには約二百萬人の同族同胞が住んでをる、これがトルコの手より永久的に塊洪國の手に移つて

はセルビア人たるもの失望を禁ずる能はざるは當然である。伯林條約以來セルビア人の憂へたる所が、今や愈々目の前に實現することとなつたのである。同國が墺國の兩州併合に反對した結果、墺國との間危機に瀕したセルビアは露國の援けを求めた。しかし露國は日露戰役の直後であつて兵力的援助が出來なかつた。加ふるに獨逸は墺國との同盟の誼に依り露國に對して口をきいた。獨國宰相ビューロー公は『柔かなる壓力』と自稱するものを露國に加へた。世人は之を以て最後通牒に近いものと認めた。曰く『墺土兩國は既に伯林條約第二十五條の破棄に同意した、獨逸は列國會議の開催を墺國に勸說するに吝ではないが、しかし其前露國政府が墺國の提案（會議前に列國が實質上併合に同意を表し、會議は形式的のものに止むること）を受諾することの確答を握らなければならぬ、右に對し「イエス」か「ノー」の返事を貰ひ度い、曖昧なる返事は拒絕と看做さねばならぬ、其場合どういふことに成り行いても責任は專ら露國外相の双肩にある』と。露國外相は遂に屈從した。イスヴォルスキーは獨逸の意に逆ふことは出來なかつた、併合に反對するときはセルビア危く露國亦危い、露國は獨墺を向ふに廻して戰ふの勇氣はなかつた。しかし露國の屈從があまり速かであつたことはエーレンタールの意外とする所であつた。墺國とセルビアとの間の關係もセルビアの屈服によつて危機は去つた。露國既に屈す、セルビアたるもの亦屈するの外はなかつた。英國外相が先づ墺塞間の紛糾を解決して後併合の承認を行ふべしとの論も空論に終つた。一九〇九年三月三十一日セルビアの公使は墺國政府に對し『兩州の併合はセルビアの權利侵害にあらずと認むること、列國の勸告に基きセルビアは右併合に對する抗議、反對の態度を飜然改むること、墺國との善隣の誼みを維持すべきこと』を聲明した。協商三國も今や列國會議を開かずして伯林會議第二十五條の破棄に同意を與へた。斯くして會議は開かず血は濺がずして濟んだが、歐洲外交界の創痍は殘された。エーレンタールは男を上げた、墺國は國威を加へた、ビューローの言の如く獨墺同盟は初めて其威力を證明した。他方にイスヴォルスキーは甚だしく男を下げた、露國は今や宿敵たる墺國がバルカンに勢力を增大するのを見せつけられた、墺國の併合に對して望んだ報酬は何等得ることが出來なかつた。形式上、體面上列國會議を開くことすらも失敗に終つた。殊にセルビア共他バルカンの全スラヴ人に對し露國の臑甲斐なきことを自白するの已むなきに至つた。露國が墺國を怨み且憤るのは當然である。セルビアも墺國に對し含むの甚だしきは同樣であつた。從て露墺の間愈々親密の度を加へるのも自然の勢である。一九一四年六月二十八日セラエヴオの兇變はセルビア人の對墺感情の發露であり、之に對し墺國の最後通牒となつたのは兩州併合以來の墺塞關係が玆に爆發せるまでである。當時墺塞兩國の態度を評して何れを可とし何れを非とすべきや、從て開戰の責任何れにありやは爾來人の好んで論議する所である。それは扨て措き、大戰の結果は墺洪國の解體となり、ハプスブルグ家の消失となり、セルビアは大セルビア人及モンテネグロを併せることとなつた。墺洪國の東方政策を回顧し、春秋の筆法を以て之を評すれば、墺洪國を滅ぼしたものはエーレンタールであると云ふも過言ではあるまい。

第七節　伊國の政策

伊太利が統一せられて強國の一となる以前から、東方問題は歐洲列強の間の一大問題となつて居つた。歐洲の國際事件としての東方問題に伊國は後れ走せに參與するに至つたものである。而してそれは伊國の賢相カヴールが伊國を提げてクリミア戰爭に參加したときから始まると云ふことが出來る。當時伊太利統一事業は未だ完成せず、カヴール等は對內的に忙殺せられて居つたに拘はらず、伊軍をして英佛軍と轡を並べて東方の戰場に馳驅せしめた。それはカヴールが戰後の國際會議に伊（ピードモント）の爲めに發言權を得んとの深謀遠慮に出でたものであつた、墺國に對抗する爲めに、佛國と同盟せんとの下心を有したに依るものであつた。しかしバルカン問題に至つては、伊國の政治家は自國の將來に取り露國の勢力――露國がバルカンのスラヴ人を通じてバルカンを支配せんとすること――の侮るべからざることは、敢て墺國の勢力の恐るべきに讓らないと見て取つた。故に伊國は墺國及露國に對しては其何れをも援けないと云ふ態度を執つた。固より露國が地中海に勢力を有するは伊國の喜ばない所であることは英佛の意向と異る所がない。次に伊國は其地理的狀勢に顧み、バルカン諸邦人をして其望みを逞ふせしめざること、殊に希臘の野心を牽制することが、伊國の『安全』及『經濟的利益』上必要なる政策とせられた。更らに、眼を地中海に轉ずれば、英國はモールタ島を有し、ジブロルターを握つて居る、のみならずサイプラス島までも占領することとなつた（前述の通り一八七八年）。佛國はコルシカを領し又アフリカ海岸にはアルゼリアの巨地を擁して、將來愈々延びんとして

おる。伊國が色氣を持つて居つた埃及も一八八二年に英國の占領に歸した。しかし伊國に取り最も痛憤禁ずる能はざりしは佛國がテュニスを保護國としたことである（一八八一年）。テュニスは由來伊國垂涎の地であつた、地理上から云ふても居留民から居ふてもテュニスは佛國よりも寧ろ伊國に附くべきの地であつた、伊國のシシリーとは一葦帶水と云ふも可なる所で、伊國の『國防上の安全』から云ふても緊要な地域である。ビゼルタが佛國の海軍基地となつては伊國の危險は甚だしい、伊國人が佛國のテュニス支配を憤るのは無理もない次第であつた。佛國のテュニス占領後間もなく伊國は獨墺の側に走つて、三國同盟の一員となつた。第一回の三國同盟條約を結ぶ際には伊國は東方問題に關し獨墺の援助を取り付ける迄に行かなかつたが、一八八七年二月右同盟條約の更新に際しては、獨、墺兩國との間にそれぞれ條約を結んで、墺國に對してはトルコの領土（バルカン地方又はアドリア海及エーゲ海に於けるトルコ領の沿岸及島嶼）の現狀維持を約束し、又其現狀維持が不可能となつたときは代償問題につき相互に協定を遂げた上で初めてトルコ領土の占領（一時的又は永久的）をしやうと云ふ取極をした（墺伊特別條約第一條）。獨國との間の條約に於ても東方に於ける現狀維持（獨伊間特別條約第一條）の外、トリポリー其他北アフリカ方面に關する伊佛間の紛爭ある場合獨逸は伊國を應援することを約した（第三條）。一八九一年の三國同盟更新に際しては（第三回の同盟條約）墺伊間前同樣のことを約束し（第七條）獨伊間には伊國がキレナイカ、トリポリー地方に對し行ふことあるべき占領につき獨逸の應援を明約するに至つた。尙ほ伊國は佛國との間（一九〇〇年）及英國との間（一九〇二年）にも、伊國が埃及、モロッコに關し英佛の間に行はるべき協定を承認する報酬として、伊國はトリポリーを得べき旨を密約せしめ

た。トルコの領土保全は今や名のみに過ぎない。伊國は着々トリポリーに關する外交的準備を整ふると共に、一方銳意トリポリーに對する諸般の經營を行ふた。伊國がトリポリーを併合する絶好の機會は墺國が「ボ」「ヘ」兩州を併合した當時であつた、然るに伊國は此機會を逸したのは蓋し對內關係と對土關係に依つたものである。當時トルコには革命が行はれて靑年トルコ黨の鼻息中々荒かつた、而して伊國內では曩きのアビシニアの失敗に懲りて（伊はアビシニアを保護國となさんとして事成らなかつた）間もないことであり、新事件の爲めに新たに重稅に苦しむを欲しなかつた。然るに一九一一年一月以來伊國のトリポリーに對する活動は頓に活潑を加へて來た、トリポリーに於て伊國人がトルコ人に虐待せられたとか、通商が妨害せられたとか云ふて、誇張過大の記事が伊國の新聞紙を騷がした。當時恰かも獨逸は砲艦パンターをアガディールに派した事件があつて、伊國人心は之に刺戟せられ愈々逸り立つた。同年九月二十六日伊國は最後通牒をトルコにつき突けて、トリポリーの占領（之を伊國の保護國として）に同意を求め、二十九日にはトルコに對して宣戰をした、十月五日にはトリポリー陷り、十一月五日には伊國議會はトリポリーの併合を議決した、實に手廻はしのよい話である。加之伊國はドデカニーズ諸島を占領して、エーゲ海を脅かすに至つた。しかし『伊國が歐洲トルコを攻擊せんとするに於てはこれバルカンの現狀維持を危ふするものなり』とは獨逸政府の意見であり又墺國政府の强き主張であつた。墺國は伊國が歐洲トルコを攻擊することを差止めた。卽ち當時墺國政府は聲明して曰ふ『歐洲トルコの沿岸又はエーゲ海諸島に對する伊國の行動は墺、獨兩國の許し難き所であつて、伊軍がサロニキ、カヴァラ等の諸港を砲擊するが如きはこれ同盟條約第七條に違反するものである』と（一九一一年）。翌年四月墺國政府は伊國艦隊がダーダネルス海峽附近に於て敵の陸上砲臺よりの砲擊に答へ之を破壞したのに對して抗議をしたが、伊國政府は此等の行爲が何等トルコの現狀維持を脅威するものにあらざることを陳辯し、且つトルコを庇護するが如き墺國の態度は伊國の甚だしく遺憾とし迷惑とする所であつて、徒らに戰爭を長引かすに過ぎないと反駁した。當時墺國の當局者中伊國と一戰を試みんと逸やつたものもあつたが、瀕死のエーレンタールに勸止せられた。アルヘシラス會議に際し又ボスニア併合事件に關し獨墺と漸く疎隔しかけた伊太利は、今やトリポリー事件の爲め愈々其傾向を助長した。固より未だ同盟關係は存續したが、一方伊國が協商國との關係は右事件以來愈々好感的に傾き、遂に世界戰爭に至り伊國の三國同盟脫退となつた。卽ち一九一四年歐洲の開戰となるや墺軍はセルビアに進入した、そこで伊太利はすかさず同盟條約第七條を擔ぎ出して、豫め伊國と協定を遂げずして墺國が兵をバルカンに用ふるは其現狀を亂すものであると抗議した。兩國間久しきに亘るの交涉は續いた。伊國は墺獨に與して參戰する所か、却て領土上の代償を墺國に求めた、墺國は第三者（アルバニア）の計算に於て代償すべきを提議した、伊國は之を聽かないで墺國自分の領土を貰ひ度いと申出でた。墺國も幾分折れてトレンティノー地方を與ふることを約したが、伊國は之を以て滿足しなかつた。而かも墺國の方では戰爭後其約を履行しやうと云ふのであつたから、伊國は斷然之を跳ね付けて、遂に一九一五年五月三國同盟より脫退し、同月二十三日墺國に對し宣戰した。翌一九一六年八月に至りては伊國は獨逸にも宣戰することとなつた。

第八節　獨國の政策

『東方への進出』Drang nach Osten は獨逸の世界政策 Weltpolitik の最も重要なる部分である、伯林よりバグダードに至る鐵道の建設及利用は獨逸の東方政策の骨髓を成すものである。抑も獨逸が統一事業を完成するや、他の强國の擧に倣ふて海外に市場を求め、又原料品供給地を捜がすのは自然の勢であつて、獨逸も其植民政策に於て後れ馳せ乍ら列國の後を追はんとしたが、アフリカ、アジアの有望なる地域は既に英佛其他の手に渡つて居る。「カイザー」が『日照りのよい所』を捜がしても中々捜がし當らない。アフリカで若干の植民地を得たがそれも英佛の殘り物を頂戴したに過ぎない。そこで獨逸はトルコに目をつけた、バルカン半島は自分の同盟者たる墺國に委かせ自分はアジアトルコに延びんとすること、これ獨逸の東方政策となつた。當時獨逸のトルコに對する關係を列國のそれと比較するにトルコに取り入るには最も好都合であつた。曩きにトルコの保護者として領土保全を主張した英國は今やサイプラス、埃及をトルコより奪ふた。露國がトルコの宿敵たるは勿論のこと、伊佛の諸國も從來種々の問題に付てトルコと爭ふた。獨り獨逸は過去に於てトルコと不愉快なる行掛りがなかつた。獨帝ウィルヘルム二世即位の年（一八八八年）獨逸銀行を首腦とする獨逸財團は小アジアのアンゴラ線鐵道敷設の特許をトルコより獲得した。一八九三年にはコニア線の特許を獲得した。何れも右財團からトルコに與へた借款の報酬であつた。一八九八年には獨帝ウィルヘルムはコンスタンチノープルを經てパレスタイン及シリアを旅行しゼルサレム及ベスレヘムに巡禮したが、主たる目的は回教徒の間に獨逸の勢力を扶殖せんとするにあつた。ダマスクスに於ては有名なる演說をした、曰く『サルタン及世界に擴がれる三億の回々教徒は獨逸皇帝が常に其友人なることを確信して可なり』と。此行、齎らす所は有形無形共に大なるものがあつた、翌年獨逸（アナトリア鐵道會社）は主義上コニア線をバグダード及波斯灣頭に延長するの權利を獲得した。トルコは歐洲の最强國を友人とすることとなつた、獨逸はトルコの分割に反對するものであり、英露のトルコに對する壓力を排するに當りトルコは强き味方を得た。しかし當時露國は近東には暫らく雌伏して極東に活躍した時代であつたが、英國は獨逸が小アジアは勿論、波斯灣頭にまで手を延ばさんとするのを見て驚いた。波斯灣頭にはコウェート Koweit と稱する地方がある。英國は其酋長と結んで獨逸のバグダード鐵道が同地方にまで延長して之を終點とすることを峻拒せしめた。トルコは波斯灣頭に至る鐵道の特許を與ふるの權利ありと主張したが、英國は之に抗爭した、英土兩國間の此爭は久しく結んで解けなかつた。一九一四年二月即ち歐洲開戰の少し前に漸く片が付いて、英國はバスラ以北の線を獨逸に讓りバスラ及コウェート間を其手に收め、波斯灣頭の支配を確保した。しかしバスラ以北は獨逸の勢力範圍となつた。露國は之より先き一九一〇年獨逸との間にボツダム協定に於て、バグダード鐵道に關する反對を止めてしまつたから、英國も反對を續けることは出來なくなつた。本來獨逸はテヘラン鐵道を延長し同地に銀行を開き市場を開拓せんとの野心もあつたが、右のボツダム協定で獨逸は一九〇七年の英露協定による露國の勢力範圍を認めて、波斯に對する獨逸の望みは斷念した。しかし獨逸はトルコ內の經營に可なり多忙であつた。由來バグダード鐵道敷設特許は（一九〇三年確定契約）バグダード線のみならず他に支線もあり、二千マイ

ルを超ゆるものであつて、加ふるに沿線左右二十キロメートル以内の鑛物を發掘するの權、バグダード及バスラに築港の權等をも得た。歐洲戰爭中一九一七年獨逸が右鐵道の工事を中止するに至るまで、可なり其工事は進んで、開通線は一三七六キロメートルに及んだ。投資物としては十一億マルクの價値があると見積られる。ローザンヌ會議の際英國財團は瑞西にある『東方鐵道銀行』(アナトリア及バグダード鐵道の爲めにする獨逸銀行の保全會社)の支配權を買取つたとの報道があつた。之に對しトルコは反對しなかつたが、佛國は反對した。大戰後東方問題に關する英佛間の反目は此點にも現はれた。獨逸がアナトリア、シリア、メソポタミアに有した經濟上及政治上の勢力は全然破壞せられた。オットマン帝國は消滅して新トルコが生れた。佛國は新トルコに於て一時得意の地位に在つたが、英米の強力なる競爭者には敵しなかつた。反之英國は着々成功を收めた、スエズ運河の外バグダード鐵道を獲得して印度への通路を手に入れた、從來のマルタ、ジブロールター、サイプラスあるの外更らにゼルサレム、バグダード、バスラをも掴んだ。但し玆に注目すべきは米國が新たに近東の舞臺に役者の一人として活躍するに至つたことである。

第九節　米國の政策

世界大戰は近東に於て米國の威信を加へ聲望を增したこと大なるものがある。米國はトルコに對し宣戰をしなかつた、米國の學校及教會は戰爭中も其活動を續けて其文化事業は大に近東人の信賴を得た、ウイルソンは人望あり米國の人道的事業は好評であつた。歐洲諸國が政治的勢力をトルコに扶殖せんと努むるに反し、米國は經濟上に於てのみトルコと協力するものであるとして信用せられた。しかし大戰以來米國も亦原料品を廣く世界に求め、製品の販路、資本の輸出先を海外に搜がすこととなつた、卽ち列國の資本的帝國主義に倣ふこととなつた、此新傾向は近東に於ける米國の關係にも現はれた。一九二〇年以來米國政府は英國政府との間久しきに亘るの交涉に於て、米國人がメソポタミア油田の開發に參加するの權利を主張した。同時に米國第二の大銀行ガランテー・トラストはコンスタンチノープルに支店を設けて、近東に於ける商權擴張の機會を米國人に宣傳した。米國近東商業會議所はトルコに於ける『門戶開放』主義を大に支持擁護すべきことを國務省に建議した。米國とトルコとの間の輸出入貿易も年々に盛況を呈することとなつた。しかし米國人の近東經營の最たるものは有名なるチエスター利權 Chester concession と稱するものである。此利權は米國の前海軍少將チエスターが一九〇九年乃至一九一一年の間にトルコより獲得したもので、アンゴラ政府となつてからも更らに同政府の確認を得た(一九二三年四月三十日)ものであるとして、關係米人は誇り顏である。右の權利の內容は主として鐵道であるが、決して鐵道ばかりではない。Ottoman-American Development Company と云ふ會社——トルコの會社ではあるが米國人が所有し管理して居るものである——の手で、二千七百マイルに上る鐵道を敷設するの特權を與へられたものであるから、其規模の雄と計畫の大とに於て全く米國式であり、東方問題の歷史上最重大事件の一である。獨逸のバグダード鐵道はトルコより「キロメートル」保障、卽ち補助金を得たものであつたが、チエスター線の米國企業家は沿線左右二十キロメートル(故に合せて四十キロメートル)の內にある各種の鑛物資源(石油を含む)採掘權を與へられてゐる。バグダード鐵道はトルコの歲入を擔保としたが、チエ

スター利權は新トルコの自然的資源を擔保として居る。猶同會社は鐵道沿線に諸般の施設をなし得るの外黑海（Samsun 港）及アレキサンドレタ灣（Youmourtalik 港）の終點に於て、築港其他鐵道終點としての必要なる施設をなすの特權を有し、加之アンゴラ政府の爲めに首都建設の工事をすることも含まれて居る。西はアンゴラから東は波斯との國境及北は黑海から西南アレキサンドレタ灣まで、又東南モスール以遠までも及ぶ鐵道網のことであるから、或地點に於て佛國の利權や英國の利權と衝突するのは當然である。佛國の主張たる黑海鐵道はチエスター線の一部と相容れざるものである。英國の委任統治地域たるメソポタミア（イラク）に於けるチエスター利權――殊にモスールの油田は英國の主張と相容れない（尤もチエスター利權は Mosul 以外に尙ほ Erzerum, Bitlis, Van の諸地方の油田を包含する。此等は英國の爭ひ得ざる所と關係米人は稱して居る）。右メソポタミア油田に付ては其後に至り英佛も米國の參加を許すこととなし、兎に角表面だけは解決がついた樣でもあるが、列國間に如何に今後近東利權の競爭噪奪が行はれるか、米國人が此地方にも『門戶開放』『機會均等』を叫びつつ如何に割込運動を行ふか、又チエスター利權の如き特權又は獨占權を如何に門戶開放主義と調和せしめんとするかは問題である。尤も米國政府としては此迄チエスター利權に對しては不干涉主義を執つて居る樣である。

（備考）近東問題關係事實年代表

一八二一―九年　希臘獨立戰爭

一八二九年　アドリアノープル講和條約

一八三〇年　倫敦議定書

一八三二年　メヘメツト・アリーの亂

一八三三年　ウンキアル・スケレシー條約（露土防守同盟）

一八四〇年　四國同盟（英墺露普）

一八四一年　倫敦條約（海峽條約）

一八四四年　ニコラス一世英京訪問

一八五三年　ニコラス一世英國大使と會談

同　年　メンシコフの君府行

同　年　露土開戰

一八五四年　英佛參戰

一八五六年　巴里會議

一八七一年　ゴルチャコフの巴里條約中黑海條項廢棄

同　年　倫敦條約（Pontusvertrag）

一八七五年　ボスニア、ヘルツェゴヴィナの叛亂

一八七六年　君府會議

一八七七年　露土開戰
一八七八年　サンステファノ假條約
同　年　伯林會議
一八八五年　大ブルガリア
一九〇八年　墺洪國のボスニア、ヘルツェゴヴィナ併合及ブルガリアの獨立
一九一一―一二年　伊土戰爭
一九一二年　第一バルカン戰爭
一九一三年　第二バルカン戰爭
一九一四年　歐洲開戰
同　年　土耳古參戰
同　年　英國のサイプラス島併合及埃及に對する保護國宣言
一九二〇年　セーヴル條約
一九二三年　ローザンヌ會議及其の諸條約

第十二章　アフリカ問題と列國の外交

第一節　埃及問題

埃及はナポレオンの同地遠征以來國際問題の目的物たるに至つた（一七九八年）。メヘメット・アリーの叛亂は近東問題として埃及に對する列國の視聽を集め干涉を招くに至つた。が、メヘメット・アリーは遂に土耳古帝より其の勢力と地位とを認められ（一八四一年）、土耳古に對し半獨立の如き形となつた、卽ち埃及は土耳古の宗主權の下に立つこととなつた。其後イスマイル・パシャの奢侈濫費は埃及の國帑を空乏ならしめ、外國から莫大の借金をすることとなり終に埃及の財政は國際管理の下に置かるることとなり、英佛は埃及に對し共に勢力を振ふこととなり、其後アラビーの兵亂に際し英國の單獨出兵（一八八二年）以來、埃及は英國の駐兵を見ることとなり、以て今日に至つた。歐洲戰爭前には一九〇四年の英佛協商に依つて英國は埃及を自己の勢力範圍としたが、宗主權は依然土耳古にあつた。然し其の有名無實の宗主權も世界戰爭中土耳古の參戰と共に、英國は埃及を自分の保護國とした結果、愈々消滅に歸した。次で一九二〇年八月十八日ミルナー、ザグルル協定に依り英國は埃及の獨立を認むべき條約を同國との間に結ぶことを約し、同時に埃及は英國に對し其の特殊利益擁護の爲め必要なる權利を認むべきことを約束した。其後一九二二年

二月二十八日英國政府は一方的宣言を以て埃及に對する英國保護權の終了を宣し、埃及を獨立主權國なりと聲明したが、其の聲明書に於ては同時に後日英埃兩國政府間友好的交渉の上決定を見るに至るまで左の四事項は當分英國政府の裁量に之を留保することとし、右協定の成立する迄は此等事項に關し現狀を維持すべき旨をも併せて聲明した。

イ　埃及に於ける英帝國交通の安全

ロ　直接と間接とを問はず外國よりの侵略若くは干渉に對する埃及の防禦

ハ　埃及に於ける外國利益の保護及少數民族の保護

ニ　スーダン

右に依れば英國は埃及に獨立の名を與へて其の實從來の勢力卽ち現狀を維持して居るものと見るの外はない。最近に至り（一九三六年）英國は埃及と同盟條約を結び其獨立を認めたが、同時にスエズ、スーダン其他に關する英國の特殊利益を留保することを忘れては居ない。

第二節　モロッコ問題殊にアルヘシラス會議（一九〇六年）

一　モロッコの國際價値　アフリカの西北隅にモロッコ Morocco と云ふ所がある。列强の植民政策はアフリカ分割に於て最も露骨に現はれたが、最後に殘つたものはモロッコであつた。列國は之を得んが爲めに其爪牙を磨いたのも故なきにあらずである。抑もモロッコはアラビア人の混種たるムーア族 Moors の住する地である、ムーア人は其盛時に於てはスペインにまで侵入したことがあつたが、第十五世紀の終頃其勢力漸く衰へてスペインより逐はれ、其本國たるモロッコに退いた。トルコの盛時に於てトルコの勢力は將にモロッコの邊境に迫つたが實際の威力をモロッコに加ふるに至らなかつた、卽ちモロッコは獨立を維持し得た。ムーア族は由來傲頑なる人種であつて、回敎を奉ずるに拘はらず政治上にも宗敎上にもトルコ帝の命を奉ずるを肯んじなかつた。泰西諸國に對する態度も亦同樣であつた、決して之に下るものではなかつた。否加之外國人との交際を好まず異敎徒との外交を喜ばず、間々タンジールに外國使臣の駐するものあるもモロッコ王は敢て之を近づくるを欲しない。右使臣中偶々千里を遠しとせずして足を首都フェズ Fes に入るるあるも（信任狀捧呈の爲め、又は懸案解決の爲め）使臣を引見するに當り自分は大傘の下、馬上に跨がり、使臣には脫帽起立を命じたと云ふ、以て其傲慢の狀を察すべきである。しかしモロッコ王は永く桃源裏に夢を貪り其傲慢を持續する譯には行かなかつた。

英國は一七〇四年ジブロールターを得た以來、對岸モロッコの運命に無頓着なることを得なかつた。佛國もモロッコの東隣アルゼリアに蟠居することとなり（遂に一八三〇年之を併合した）、從つて通商上、政治上モロッコに對し利害關係を主張するに至つた。對岸スペインも亦モロッコに對し野心を包藏するは云ふ迄もない。普佛戰爭の終に當り佛國の外交家はアルサス・ローレンの代りにアフリカ植民地を獨逸に勸めた由であるが、ビスマークは之に耳を假さなかつた。が、獨逸商工業の發達と共にビスマークもアフリカに於ける「門戶開放」に耳を傾くるに至つた。統一後のイタリーも亦北部アフリカ、地中海沿岸地方に着目するに至つた。以上列國の嫉視牽制の爲めに未開のモロッコは一

九〇四年の英佛協商成る迄は強國の「勢力範圍」化するに至らなかつたのである。卽ち列國は兎に角モロッコの獨立及領土保全を口にし、モロッコに於ける門戸開放を主義として屢次聲明した。

二　マドリッド會議（一八八〇年）　國際問題としてのモロッコ事件はマドリッド會議に始まると云ふも過言ではない、尤も其以前列國はモロッコに注目して居たこと前述の如くである、英國は一八四四年佛國に對し同國がモロッコを占領するなからんことを主張し、一八六〇年スペインがモロッコを保護國となすを妨げた。しかし翌年スペインは其臣民及保護民の爲めに租稅、兵役を免するの特權其他の特權をモロッコより得た、一八六三年佛國も同樣の特權を得た。此等の特權——治外法權 capitulations——は最惠國待遇により他國人にも與へられた。此特權は大に濫用せらることとなり、モロッコ政府は其弊に堪へずして之を列國に訴ふること屢々であつた。殊にムーア人にして外國に歸化したものがモロッコに於て外國人としての特權を主張するもの相踵いだ。そこでモロッコ政府は一八八〇年二月此歸化人の有する歸化證又は旅券は何等特別の保護を受くるの道具と認むること能はざる旨を列國代表者へ通知した。が、諸國の代表者にして之に抗議したものも尠くなかつた。英國の發意とスペインの招請とにより同年マドリッドに國際會議が開かれて（五月十九日より七月三日に至るまで十六回の會合があつた）、其結果一の條約が出來た。モロッコに於ける外國の公使領事等が其使用人及居留民を保護することに關し及び外國に於て歸化したモロッコ人の取扱振につき若干の規定を設けた。當時佛國とスペイン殊に佛國がモロッコに於て優越的地位を占めやうとして居たから右會議に際し英國代表者は其政府がモロッコ王の獨立維持を切望する旨を聲明した。獨逸も佛國とスペインがモロッコに於て優越權を主張するに對し右マドリッド條約調印國の爲めに經濟上の均等待遇を得るに努力した。實に獨逸は所謂帝國主義の活劇に於ける「門戸開放」の首唱者なりと看做すものがある。

三　英佛協商（一九〇四年）とモロッコ　第二十世紀の初頭アルゼリアに於ける佛國總督はリオテー大佐（其後モロッコに於て文武兩方面より活動し佛國のモロッコ經營に最も功勞のある人である）を起用して、モロッコとの間、國境防備に當らしめた。モロッコ國內の蠻族にしてアルゼリアの國境を犯すもの相踵ぐと雖モロッコ政府は之を抑ふるの力がない。佛國は曰ふ、モロッコ國內からアルゼリアの國境を犯すものがあるに對しモロッコ政府は責任を負はなければならぬ、責任を負へないと云ふならば佛國は自ら手を下すの外はないと。佛國の此種干涉は固より英獨兩國の反對する所である。加之當時（一九〇二—三年）モロッコ內には僭王 Bu Hamara の亂があつて國內無政府狀態に陷つた。國王 Abdul Aziz は年少にして放縱、浪費の爲め國帑空乏、負債は山の如くなり、民望を失し、其地位は頗る危ふくなつた。佛國が此無政府狀態に乘じ干涉を試むるならんとは世人の豫想せる所であつた。此危機に際し英佛協商は結ばれて（一九〇四年四月八日）、英佛は埃及問題、モロッコ問題等につき妥協を遂げた。今や英國に見棄てられたモロッコ王は獨逸に望を囑するの外はなかつた。抑も右協商の公表せられた部分には埃及及モロッコの現狀維持を希望する旨が公言してある、卽ち第二條に於て佛國政府はモロッコの政治的地位を變更するの意なきことを聲明し、又英國政府は佛國が接壤地域たる關係上モロッコに於て秩序を維持し、其行政、經濟、財政、軍事上諸般の改革を行ふを得るこ

とを認め、此目的の爲め佛國が執るべき措置は――英國がモロッコに於て條約及慣習によつて有し來れる權利の侵されざる限り――英國側に於て敢て妨ぐることなかるべきを聲明してある。第七條に於てはジブロールター海峽の自由通過を確保する爲、同海峽のモロッコ側に要塞を築いたり防備工事を施したりすることを禁じてある（これにも但書はある）。第八條に於てはスペインに對する友交に顧み同國が其地理的地位及モロッコ海岸に於ける所領より由來する利害の考慮せらるべきこと、此利害に關し佛國政府はスペイン政府と協定を遂ぐべきことが規定してある。第四條にはモロッコ（及び埃及）に於ける通商自由主義（門戸開放主義）が規定されて居る。卽ち英佛兩國は等しく此主義を尊重して關稅其他の課稅又は鐵道運賃につき何等差別待遇を爲さざること、此約束は三十年間拘束力あること、等を規定してある。

モロッコに於ける現狀維持丈けならば別段異とする所はないが、獨逸は右表面の規定以外に秘密條約があると疑ふた。果然――別に公表はせられなかつたが、右秘密條約の內容は間もなく世間に知れ渡つた、此によれば英國が埃及に對し又佛國がモロッコに對し其政策を變更することあるべきを豫想してある（第一條）。而して其の場合に處するの道をも講じてある（第二條）。要するに右英佛協商は英佛兩國の間に於て英國が埃及に對し、佛國がモロッコに對し、自由の活動を爲すことを相互に承認したものであつて、爾來埃及は英國の、モロッコは佛國の勢力範圍となつたのである。しかし凡そ條約は締約國以外を拘束するものでないから、右は英佛兩國間の話である。依て兩國は先づ第一にスペインを懷柔しなければならなかつた、英佛密約の中にはスペインに食はすに利を以てすべく、モロッコの要部（フェズを含む）をスペインに與ふるの取極もあつた。が、同國外交家の無能にして佛國外交家の狡獪なるや、佛西兩國間の爾後の取極に於て、スペインの得る所少く、佛國の得る所は多かつた。故に英西兩國は固より佛國の老獪を忘るるものではない。イタリーに對しても亦何とかしなければならぬ、同國を宥める爲めには、同國がトリポリーに於て自由の活動を爲し得ることを認めた。斯くしてモロッコに關し英佛西伊の四國間には兎に角了解を遂げ得たが、收まらぬのは獨逸である。

四　アルヘシラス會議（Algeciras Conference）　右の如く英國との了解を遂げた佛國は直ちにモロッコ經營の歩を進めた。一九〇四年の末に佛國外相デルカッセはモロッコの內政改革案を作つて、之をモロッコ王につきつける爲め、サン・ルネー・タイヤンディエーを同國に特派した。同特使はフェズに着するやデルカッセの訓令を提げてモロッコ王に內政改革を迫つた。事はモロッコの財政及關稅の監督、軍政改革（佛國將校の傭入）等に關した。モロッコ王は事の重大なるに顧み之を受入るるに大に難色があつた。が、今や英國に依頼することは出來ない。もし何等か他國の之を遮ぎるなかりせば王は之に屈從するの外はなかつたのである。が、突然獨逸の抗議干涉により局面は一變した。抑も獨逸は前記英佛協商の出來た當時は敢て之に反對の色を示さなかつた。宰相ビューロー公は『吾人はモロッコに於て商業上の利益を有するのみである、而して此利益が侵害さるる心配はない』と公言した。カイザーも英國皇帝とキールに會見した際右協商に反對せざることを告げ、モロッコのことは氣にしないと語つた（ヱカードスタイン男回顧錄三卷八八頁）。然るに前述の如く佛國の特派使節が重大なる改革案を提げてフェズに到れるの報傳はるや、獨逸の態度は

俄然一變して歐洲の天、戰雲を見んとする迄に至つた。

一九〇五年三月廿九日ビューロー公は獨國議會に於ける演說中『侵略の意なき者は恐怖の必要はない。吾人は經濟上の利益を有する。モロッコに於ては支那に於けると同樣吾人は門戶開放を維持することを念とするものである。吾人は吾人の經濟上の利益が危殆に頻することなきを望むのみである』と。此前觸れの後間もなく——三月三十一日——獨逸皇帝は其ヨットをタンジール港に寄せて、此地に上陸し、二回の演說をして世界を驚かせた。其一は獨逸の居留民に對する演說であり、其二はモロッコ王の代表者に對するものである。前者に於て皇帝は曰ふた。

『獨逸はモロッコに於て大なる利益を有する、此利益は益々大きくならんとして居る。モロッコに於ける商業の發達は各國の均等權利を前提要件とする、而して此均等權利はモロッコ王の主權と獨立とを前提要件とする。朕の來訪は此モロッコ獨立の承認である』。

第二の演說に於てモロッコ王の代表者に對して曰ふた。

『朕は獨立なる主權者としてのモロッコ王を訪問するものである、朕は王の主權の下に自由なモロッコが各國民の平和的競爭に——何等の獨占權又は排他權を見ることなく——開放せらるるを望むものである』。又曰ふ『モロッコ王の目下考慮しつつある改革案に至つては御用心が肝要である、殊に公安を維持する爲め人民の宗教心に顧みられなければならぬ』。

獨逸の態度が斯く急激なる變化をしたのは何故であるか、カイザーに右のタンジール訪問を强ひたものはビューロー公であつて、實はカイザーの本意でなかつたとカイザーも回顧錄に於て之を語り、他人も之を認めて居る、尙ほ右は當時獨逸外務省內の怪勢力であつたホルスタインのビューロー公に獻策せる所であるとも傳へられる。

獨逸皇帝が急遽其對モロッコ態度を變じて、右の如く劇的行動に出でたのは極東に於ける露國の挫折（日露戰役）に乘じて同國の同盟者たる佛國に外交上一擊を加へんとしたものであると當時英佛では觀測した。しかしこれ丈けが理由ではあるまい、佛國の新聞紙は公々然モロッコを第二のテュニスたらしむべしと書き立てた、獨逸としては今に於て此勢を遮止しなければモロッコは遂に佛國の有たるべきを憂ふるも故なしとしない。加之現に英佛間モロッコに關する密約の存在を知るに於てをやである。英佛間のみならず佛西間にもモロッコに關する密約があつた、內に曰ふ『モロッコの現狀維持が不可能になつた曉にはスペインは其勢力範圍なる地域內に於て行動の自由を有す』と。これ明かにモロッコの分割を豫期せるものである。右兩密約は一九一一年まで公表せられなかつたが獨逸は直ぐに其存在を知つた、故に以爲らく『此勢を阻止しなければモロッコに於ける商業上の門戶は獨逸に對し閉鎖せらるるの日必ず到るべし』と。

デルカッセはモロッコ問題につき列國に渡りをつけたが、獨り獨逸との了解を得ずしてモロッコに深入りしたのは失策であると攻擊する人が佛國人中にもある。英國も亦一九〇五年及一九一一年に於けるモロッコ問題の紛糾に對して責を分つべきものであると論ずるものが英國人中にもある。

フェズに於ける佛國の特派使節は二月（一九〇五年）以來折衝大に努めた結果、四月十一日に至てはモロッコ王も

軍事改革につき佛國の勸告に傾きかけた模樣であつた。しかるに五月十三日獨逸からの特派使節タッテンバハ伯のフエズ到着以來空氣は一變して、同月二十八日に至りモロッコ王は獨逸使節の尻押しにより佛國の提案を一蹴した。一兩日の後英國の特派使節もフエズに來たが、最早大勢を挽回することは出來ない。五月三十日モロッコ王は先きのマドリッド條約に調印した諸國に案內狀を發して『モロッコの內政改革問題につき協議する爲め』國際會議をタンジールに開くことを提議した。モロッコ問題につき國際會議を開いて列國間の危機を切り抜けることは、獨逸皇帝の切望する所であつた。獨逸皇帝は右國際會議開催につき米國大統領ルーズヴェルトの援助を求めた、其際カイザーはルーズヴェルトに對し獨逸は別にモロッコに於て領土上の野心なく、唯經濟上の機會均等即ち門戶開放を欲するのみであるとの言質を與へたそうである。後に至つて獨逸がモロッコに於て自ら勢力範圍を求めんとする色あるやルーズヴェルトは皇帝との曩日の往復文書を公にすべしと威嚇して皇帝を沈默せしめたとも云はれて居る。

佛國外相デルカッセは極力右の國際會議開催に反對した、しかし同氏は此點につき閣僚中孤立であつた。獨逸からは曩きにナポレオン三世の頃時々巴里に出沒したヘンケル・フォン・ドンネルスマルク公が再び巴里に現はれて、首相及閣僚と屢々密會して戰爭の危險を說いた。ゴーロア紙の記者に對する談話に於ては佛人がデルカッセの外交政策に追從するの危險なることを力說した。獨逸が佛國に對し最後通牒をつきつけるかも知れぬとの風說も起つた。佛國軍隊の準備未だ成らざるを憂ふるものもあつた。六月六日の佛國內閣會議は異常の緊張を示した。デルカッセは國際會議開催に贊同するのは佛國の屈辱なることを說き、英國は飽までも佛國を援くべきを述べた。しかし首相は佛國にして英國の援助を受諾するに於てはこれ戰爭を意味するものである、故に國際會議開催に同意するの外なしと主張した。閣僚皆之に贊成した。デルカッセは『佛國の意氣地なきは獨逸の增長を招くのみ』との戒告を殘して退席し、直ちに辭表を提出した。

當時英國の援助なるものは果してデルカッセが閣議に述べた樣に確實なものであつたであらうか、當時及其後英佛軍事當局者間に密談を重ねたことは事實である。英白軍事當局者間にも同樣密談が行はれた。英佛間の防守同盟ではないにしても獨逸の命令的態度殊に皇帝のタンジール訪問は却て英佛の接近を促したことは事實である。

デルカッセ辭職の後首相ルーヴィエーは外相を兼ね、七月八日獨逸大使との間に公文の交換を行ふて國際會議の開催を承諾すると同時に、佛國が之を承諾するの條件を聲明した、之により會議の基礎原則は兩國の間に協定せられたのである。其原則とは曰く、

サルタン（モロッコ王）の主權及獨立

モロッコ國の領土保全

經濟上の自由——各國民の平等待遇（門戶開放主義のこと）

警察制度及財政の改革につきては各國の同意協定を遂ぐべきこと

佛國はモロッコとの間に、領土相近接する國家として特殊の關係を有し、モロッコ內の康寧秩序に對し、特殊の利益を有すること、卽ち右の事情がモロッコに關し佛國に與へたる地位（特殊地位）を獨逸は承認すること

右の結果として佛國政府は國際會議開催に對する從來の反對を棄て、此れに馳せ參ずることを承諾することとなり獨國政府も其大使をして右交換公文中に前記諸原則を認むると同時に、佛國のモロッコに於ける正當なる利益を侵すが如き何等の目的を右列國會議に於て遂行することなかるべきを聲明せしめた。

七月十二日には從來列國會議開催に反對であつた英國政府も其開催に贊成することとなつた。

右の國際會議はタンジールにあらずしてアルヘシラスで開かれることとなつた。此地はスペインの土地であり、從てスペインの全權が議長に推された。會するもの十二ケ國、モロッコを加へて十三ケ國である。一月十六日（一九〇六年）に始まつて四月七日條約書に調印を見るに至つた。議長の取計ひでサルタン（モロッコ王）の主權とモロッコの領土保全と商業上の自由（門戸開放）は既定既決の事實として議題より除外され、從て主要問題は警察の件及び國立銀行の件であつた。

佛國は初めモロッコの警察を一手に引受けんとし、後スペインと共同して之を引受けんとしたが、何れも獨逸の阻む所となつた。獨逸の提案――『小國』より警察官吏を採用することである、後に『外國』より之を採用することと改めた――は又佛國及スペインの拒む所となつた。同時に國立銀行問題も行きつまりとなつた。會議は破裂すべきを期待さるるに至つた。しかし米國委員は此間に立ち斡旋大に努めた、米國大統領も會議開催前には急遽熊狩りより歸來して其開催に助力したことは寧ろ獨逸の味方をした樣ではあるが（元來門戸開放主義を奉ずる米國のことであるから獨逸の提唱に反對は能くしなかつたのである）、開會後は陰に陽に獨逸を抑へて佛國の爲めに努力した。否佛國をして

會議に參加せしむるに當りルーズヴェルトは公平の態度（所謂 fair play）を佛國に約した關係もあり、二月中旬に至つてはカイザーとの秘密交涉に於て佛國の爲め計る所あつた。遂に佛西兩國より警察教官を出すこととし瑞西より警察監視官を出すこととする案で、三月の末警察問題は解決を告げた。故に警察は名義上サルタンの下にありと雖實權は佛西兩國の手に歸し、瑞西監視官は平常タンジールに住し年一回視察を行ふに過ぎない。右の結果二千乃至二千五百の警官は八ケ所の開港場に散布せられ、佛西兩國の士官は三四十人の下士官と共に之れが教練に當ることとなつた。

モロッコ國立銀行はモロッコ王より四十年間の特許を得て、紙幣發行の特權を有し、同國の支出收入を管掌し、一百萬フランまでの政府への貸出を爲し、警察及土木事務につき貸付勘定を開くこととなつた、資本金は調印國の數丈けに均分して其各國は之を醵出するの權利を有する（義務あるにあらず）こととし、又英獨佛西の銀行より四名の監査役を出すこととした。

アルヘシラス議定書は七章百二十三條より成り、第一章には前記警察の組織につき、又第三章には前記國立銀行の特權につき詳細規定しあるの外、第二章に於ては武器の輸入賣買を取締ることに關し、第四章には課稅及新財源に關し、第五章には關稅及之に關聯する取締問題につき規定を設けてある。而して第六章に於て經濟上の自由卽ち平等待遇のこと（門戸開放主義）につき詳細なる規定を置いた、卽ちモロッコ國內に於ける鐵道、道路、築港、電信其他に關する利權及工事は之を或一國の獨占利益とすることなく、此等利權の開發又は工事の實施の爲めモロッコ政府にして外國の資本に依賴する必要あるときは國籍の區別は問はずして公然之を競爭入札に付することとし、森林鑛山等の

開發に付ても亦規定する所があつた（殊に一〇五―一一二條參照）。

要するにアルヘシラス會議は佛獨の仕合ひであつた、其仕合ひに於て佛國は英露西の後援を得た、米國も暗に佛國を助けたこと前述の如くである。一方獨逸は門戸開放、共同責任の主義を主唱したに拘はらず其同盟國からすらも心からの援助は得なかつた、墺國は佛國と爭ふを好まない、伊國に至つては其前モロッコ及トリポリーに關する佛國との密約により手を縛ばられて居た。但し獨逸はモロッコ問題が歐洲列强の利害關係事項であることの事實を立證するには成功した。しかし佛國の外相ブールジュアは議會に於て佛國の特殊權利及利益は今回の會議の爲め何等失ふ所がない、同會議は過去の努力の結果を失ふものにあらず、又將來の希望を危ふするものにあらずと述べた。獨逸宰相も會議の結果に對し滿足の意を表したが、双方共に其眞意は果して如何。何れにせよ、獨逸今回の仕打が英佛の抱擁を强固ならしめたことは爭はれない。此意味に於て獨逸は得る所、失ふ所を償ふに足らざりしものであると云はねばならぬ。

五　一九〇四年の英佛協商以來佛國はモロッコを其の勢力範圍となすことを英國其の他より認められた。唯獨逸は一九〇六年アルヘシラス會議當時及其の前後に於てモロッコに於ける佛國の優越的地位を爭はんとしたが、一九一一年には遂に獨逸もモロッコに對する保護權樹立を認むるに至つた。佛國は翌一九一二年モロッコとの間に保護條約を結んで以來、佛國はモロッコの大部分（卽ち全面積の約九割）に對し保護權を設定し、殊に一九一九年ヴェルサイユ條約に於て其の地位を一段と確定することとなり、以て今日に及んで居る。

モロッコの西北隅に在るタンジールと稱する部分は一種特別の地位に置かれて、先年（一九二三年）英佛西三國の間に同地方の國際管理に關する條約を結んだが未だ必ずしも爾餘諸國の同意を取附けるに至らず、右タンジールの地位は今日に於て尙ほ國際間の一未決問題とせられて居るが、同地は列國利益の錯綜して居る所であり、裁判制度の如きも特殊の制度が布かれてある。

モロッコは本文に述べた如く大部分佛國の勢力下（保護）に在るが（The French Zone）、北部に僅かな部分のスペインの勢力下に在る部分もある（The Spanish Zone）、更らに其北西に位する一角に The Tangier Zone 又は International Zone と稱するものがある。以上の三者を The three Moroccos と云ふて居る。

第三節　コンゴー河流域問題

亞弗利加の富源が世界に吹聽せられ、列國競ふて同大陸に植民地を求むるや、コンゴー河流域に於て列國は商業上の自由を認むるの必要を叫ぶに至り、玆に一八八四―五年伯林に於てビスマーク采配の下に會議を開いて、以てコンゴー河流域に在る諸國の勢力及權力圈内に於ける通商の完全なる自由を一切の國民に享有せしむることとなつた。右地域内に於ては獨り差等關稅を禁止するのみならず、一切輸入關稅を徵收せざることとなつた、卽ち完全なる自由貿易を認むることとなつたのであつて、其の結果右伯林會議當時生れたるコンゴー獨立國の如き、收入財源の乏しきに苦しむこととなつた。依つて一八九〇年ブラッセル會議を開いて右の問題を再考することとなり、コンゴー流域に於

ても從價一割迄の輸入稅を課し得ることとなつた。然し此の高き關稅を一般に實施することとなつては關係國に取り不利であり殊に接壤國は一致の步調を取るの必要を感ずる次第であるから、關係國間に於て屢々協定を見るに至つた。然るに白耳義（又は白耳義王レオポルド）及佛國の勢力下に在りたるコンゴー流域地方は通商の自由が有名無實に歸した、種々の方法に依り殊に利權の獨占に依り一般外國人に對し門戶は閉鎖せられ、機會は不均等となつた。英國を初め之に抗議反對したが、問題は困難であつた。一九一九年巴里會議の際亞弗利加問題否コンゴー問題が列國代表者間の議に上り、前記一八八五年の伯林議定書及一八九〇年のブラッセル議定書、宣言書を改正することとなり、玆に一の條約が調印せられた。

第十三章　日淸戰爭前の我外交（不對等條約改正の顚末）

顧るに皇國は德川時代に於て國を鎖づること二百五十年。鎖國時代には固より外交なるものはありやうがない、我國最初の外交とも云ふべき德川末期の外交卽ち餘儀なくせられた開國當時の外交は失敗の歷史であつた、不對等條約の締結が之である。此種條約の廢棄、否其改正には我國は四半世紀の日子を費した、我國際的地位の回顧に於ては條約改正事業を忘れてはならぬ。

嘉永七年（一八五四年）三月下田に於て米國との間に所謂ペルリ條約なるものの調印を見た、之れが我國に於て歐米諸國との間に（和蘭は別とし）條約を結んだ嚆矢である。次で英、露兩國とは同じく下田に於て條約を結んだし、又和蘭とも長崎に於て追加條約に調印した。しかし此等の諸條約は安政五年（一八五八年）七月江戶に於て英、米、佛、蘭及び露の五ケ國との間に結ばれた所謂「安政五ケ國條約」によつて、廢棄又は補充せられたのであるから、我國に於て不對等條約として苦痛を受けたのは右の安政五ケ國條約である。

しかし安政五ケ國條約に於ては領事裁判權を外國に賦與したに過ぎなかつた。我關稅權には未だ重大なる束縛を蒙らなかつたが、其後我國は國步多難、曩日の約を履んで開港の實を擧ぐることが出來なかつた爲め、慶應二年英、蘭米、佛の四ケ國と江戶に於て所謂「改稅約書」なるものに調印して、輸出輸入の諸品凡て價五分の割合を基本として

從量稅率を協定するに至つた。而して此等條約上の義務は其後締結された獨、瑞、白　丁、伊、葡等諸國との條約中の最惠國約款の作用に依つて、右諸國に對しても我國は同一の束縛を受くることとなつた。

斯の如く我法權及稅權を束縛した諸國との間の條約は明治政府の繼承する所となつたが、其後明治二年墺國との締約の條款に依つて更に又我國は綿密に條約上の義務を負擔することとなつた。

此等不對等條約上の苦痛より脫却したいと云ふことは爾來我官民の夢寐忘れなかつた所であつたが、我國は固より之を一方的に廢棄する自由を有しない。安政五ヶ國條約中に「兩國にて條約の實施を檢し改革せんことを求むるときは其の一年前に通達して再檢をなす可し其事は今より凡そ十四年後にある可し」とある規定を援用して、恰も十四年目に該當する明治四年に、政府は岩倉大使一行をして改正條約の草案を携へて歐米諸國を歷訪せしめたが、米國を除く諸國は殆んど我提案に對し一瞥をも與へず、大使一行は手を空ふして歸朝した。明治十一年に至り寺島外務卿は法權稅權を併せて同時に回復するの困難なるを想ふて、先づ稅權のみを回復し、協定稅率を全廢して關稅率を引上げ、國帑を充實し、以て十年戰役の後に於ける紊亂した我財政を整理するに資せんとする計畫を建てたが、米國以外の諸國は何等の讓步を肯じなかつた。而して米國の承諾も亦他の各國が同一の承諾をなすことを條件としたものであるから結局其計畫は何等の效果を齎らさなかつた。

寺島卿に次で立つた井上外務卿は法權稅權共に一部宛回復する案を立てた、明治十二年諸外國に向て交付せられた井上最初の提案が之である。此提案も諸外國の承諾する所とならなかつたから、同外務卿は遂に新利益を外國に提供することにより條約改正を遂行せんとするの案を立てて、明治十五年四月東京に於て十二ヶ國の代表者と會同して開いた彼の有名な條約改正豫備會議と云ふものに於て、始めて我內地の開放を提言することとなつた。之れ條約改正に對する一新時期を劃するものである。卽ち若し諸外國にして條約改正を承諾するときは我國は外國人に對して日本內地を開放し、動產、不動產を所有せしむるのみならず、各種營業に付ても國民と同一の待遇を與ふべきことを提議したものである。然るに其對價として外國より獲得せんとしたものは法權、稅權の全部回復ではなくして、法權回復の爲めには新たに法典を編纂し之を實施するの義務を諸外國に對して負ふばかりでなく、外國人を裁判官に任用することを約束し、又稅權回復に就ては輸入貨物に對する關稅を從價五分より一割餘平均に引上ぐることの承諾を求めたに過ぎなかつた。斯の如き提案に對しては外國よりも却て國內に於て大に反對論が湧起して朝野囂然、其非を鳴らした結果、井上外相は遂に列國公使に向ひ條約改正談判の無期延期を聲明するの已むなきに至つた、時は明治二十年七月であつた。

之に次げるは大隈外相の改正案である。同案は井上案の基礎を襲用したものであるけれども、我法權回復に對する義務を幾分輕減することに努め、遂に獨、露、米、英の四ヶ國とは改正條約の調印を了り、明治二十三年二月十日卽ち國會開設の前日を期して之を實施することとした。しかし右大隈案も井上案と同樣國內輿論の峻烈なる攻擊に遇ひ、同外相は一兇漢の狙擊を受けて其職を去るに至つた次第は人の周知する所である。

次に局に當つた青木外相は大隈外相の調印した改正條約の批准を拒絕することとして、大隈案に一大修正を加へ、

外國人を裁判官に任用せず、法典の編纂は之を豫約せず、外國人に對しては居留地以外に於ては土地所有權を與へざることとなすに非ざれば、新條約を締結する能はざる旨を列國に向ひ聲明した。此聲明は大體に於て英國の承諾する所となり改正條約は五ヶ年後に實施すること、我は其一ヶ年前に法典を實施すべしとのことを條件として、明治二十四年四月彼我の間に將に改正條約の調印を見んとする迄になつたが、青木外相は突如大津事件の爲め責を引いて辭職し、條約改正の事業は重ねて一頓挫を來した。

明治二十五年八月陸奥伯外務大臣となるや、從來の條約改正談判の關係を一掃して、相互對等を以て條約改正の基礎とすることとし、一般的條項は一八八三年の英伊條約を模範とし、之に加ふるに前當局者の畫策を斟酌して草案を作成した。卽ち改正條約の實施期限を五ヶ年とし、其間に於て我は法典實施等に關する準備を行ひ、兼て我在外公使をして國別談判を行はしむることとして、各國別々に改正條約に調印を了したる上、一齊に之を實施することとし、依て以て最惠國條款より生ずる紛議を豫防し、而して土地所有權は居留地の內外を問はず之を許さないこととし、又稅率協定に就ては歷代の前任者と同じく大體は井上案に準據したものであるが、今回は少しく修正を加へ一切の輸入品に就き協定するの方針を廢し重要輸入品のみに限り平均一割の稅率を協定すること等を內容とする修正案を立てた。此提案は大體に於て諸國の同意を得て、英國との改正條約先づ成り、爾餘の諸國との條約も相次で出來て、各國との改正條約は明治三十二年七月十七日及八月四日を期して一齊に實施せらるることとなつた。斯くして我歷代當局者が頓挫と蹉跌とを意とせず、苦心慘憺計畫した條約改正事業は明治四年岩倉大使渡歐米以來二十八ヶ年の歲月を費して成就するに至つたのである。尤も右條約實施と共に外國人は全く我法權に服從することとなつたが、稅權の回復に至つては陸奥外相の改正も全部の回復を贏ち得なかつた。片務的に重要品の大部分に對する束縛を甘受したばかりでなく、我關稅行政權に對して猶種々の制限を受けて居つた。而して之を回復するには第二回の條約改正（一九一一年）に待たなければならなかつた。

陸奥伯が條約改正に苦心慘憺であつた頃は恰かも日淸間開戰の前後であつた。最初に出來た日英條約も、之に次で出來た日米條約も滿韓に於ける我行動の爲、同伯の苦心を增した事實が尠くなかつた。條約改正の事業が百尺竿頭僅に一步を餘して失脚せんとするの形勢に瀕したこと一再ではなかつた。日英條約調印の飛電倫敦（青木公使）より到るや陸奥外相は直ちに齋戒沐浴して宮城に趨り其旨を伏奏したと聞く、以て當時の狀を想見すべきである。

（備考）　大正十四年十月二十六日、支那關稅會議開會式に於ける日本全權の聲明抄錄。

日本ハ千八百五十八年始メテ外國貿易ノ爲メニ開港シ當時締結セラレタル通商條約ニ依リ治外法權ヲ許與シ且關稅事項ニ對シ片務的協定ヲナスノ已ムナキニ至レリ千八百六十六年ニ至リ右條約ハ改訂セラレタルモ輸入稅率ハ爾後三十三年間一律從價五分ノ協定稅率ヲ維持セリ尙同樣ノ制限ハ輸出ニ對シテモ加ヘラレタリ

日本國民ハ此ノ如キ協定ニ對シ不滿ヲ抱キタルモ同時ニ自己ノ缺點ヲ自覺シタリ日本國民ハ其ノ對外的地位ノ弱點ハ卽チ其國內的弱點ニ起因スルモノナルヲ看得シ從テ先ツ其ノ原因ヲ除去スルニ非スムハ如何ニ其ノ結果ヲ是正セムトスルモ徒勞ナルヘキヲ知リ右確信ノ下ニ日本國民ハ必要ナル內政改善ノ完成ヲ目標トシテ靜ニ着々而モ深キ決意ヲ以テ其ノ事ニ當レリ千八百九十四年ノ改訂條約ハ大體從價五分ヨリ一割ニ至ル差等稅率ヲ規定シ右新稅率ハ之等改訂條約調印ノ日ヨリ五年ヲ經タル後ニ實施セラ

レ爾後十二年間其ノ効力ヲ存續スルコトトナリタリ卽チ改訂條約ハ近世ノ所要ニ順應スヘキ解決ニ向テ一歩ヲ進メタルモノナルモ列國ニ於テ何等所謂對價ヲ約定スルコトナク依然片務的ノモノナリキ次テ日本ハ千八百九十九年列國ノ快諾ヲ得タル上其ノ國內ニ於ケル治外法權ノ撤廢ヲ圓滿ニ完成シタルモ千九百一年ノ條約ノ改正ニ至リ初テ片務的協定稅率ニ代フルニ更ニ公正ナル互惠主義ニ基ク雙務協定ヲ以テスルコトヲ得タリ卽チ日本ハ五十三年ノ長年月ノ間隱忍シテ諸般行政ノ變革ニ對シテ極力努力シ來レルナリ

條約の改正を完了し日淸戰役を經たる日本は玆に歐米諸國と對等の資格に於て國際團體の正員となつた。泰西の學者中或は此時から旣に日本は大國の伍伴に就いたと云ふものがある。何れにせよ我國が英國との間に同盟條約を結ぶに至つたのは（一九〇二年）本邦の勢力が大國の間に重きを爲すに至つたからであつて、少くとも此時期より我國が大國の仲間入りをしたことは炳乎として、疑ふの餘地がない。若し夫れ日露戰役後の日本に至つては其國際間に於ける地位は優に大國としての實を示した。實に日露戰役前後の我外交は帝國外交史上最も光彩を放つた時代と云ふべきである。

右の次第であるから我國は決して巴里會議（一九一九年）に於て初めて大國たるの地位を認められた次第ではない。否若しも巴里會議の際日本が大國扱ひを受けなかつたとすれば、それは日本が日露戰爭以來維持して來た日本の國際的地位を引下げられたことになるのである。然し大國として認められるには常に大國としての實力を具備し且つ維持しなければならぬ、實力失墜の時は卽ち大國の地位消滅の時期である、世界大戰直後の獨逸、墺太利以て殷鑑とすべきである。

第十四章　日淸戰爭當時の我外交

日淸の交戰（明治二十七八年戰役）は其端を朝鮮問題に發した、其後十年を經ての日露戰爭（明治三十七八年戰役）は朝鮮及滿洲の兩問題に基因するものである。實に滿韓の地域は東洋の「バルカン」半島であると云はなければならぬ。

我國は明治九年黑田全權辨理大臣を朝鮮に派し日韓修好條約を締結した以來朝鮮を以て一個の獨立國であると主張した。反之淸國に於ては常に朝鮮は『中國の屬邦』であると固執して互に相下らなかつた。實に此問題に關する彼我交涉の公文は積んで卷をなすに至つたが、其結果は淸國政府は一面に於て朝鮮は內治外交とも其自主に任す故に朝鮮に起つた事件に付ては直接に其責任を執らずと云ひながら、他の一面に於ては朝鮮は尙ほ中國の屬邦にして決して一個獨立の王國と認むる能はずと云ふ如き前後矛盾の屬邦論を主張し來つた。明治十七年京城變亂の翌年伊藤全權大使が淸國に赴いて所謂天津條約を締結したが、此の條約は當時朝鮮に於ける日淸兩國軍隊衝突の善後を策するものであつて、淸韓宗屬の關係を確定する樣な明白な條款を有しない。唯同條約に於て日淸兩國は同時に朝鮮に駐在する軍隊を撤回すべきことを約束し、將又朝鮮に事變ありて日淸兩國の中何れか一國でも朝鮮に軍隊を派遣するときは互に行文知照すべしと定めたに過ぎなかつたが、兎に角兩國が朝鮮に對する均等の權力を有することを示した唯一の明文で

あつて、之を除いては朝鮮に對する權力の平均に付き兩國の間に何等の保障も存しなかつたのである。然るに明治二十七年四五月の交より朝鮮には東學黨の亂が起つて、其勢頗る猖獗となつた。清國は朝鮮國王の請求に依り東學黨鎭壓の爲め若干の軍隊を朝鮮に派遣する旨を我政府に通知して來た。我政府は清國政府が天津條約に遵行したるを見るや直ちに『朝鮮國現に變亂重大の事件あり、我國より若干の軍隊を同國に派出すべし、天津條約の規定に從ひ之を行文知照す』と申送つた。而して彼の公文中『保護屬邦』の語があつたのに對しては、帝國政府は未だ嘗て朝鮮を以て清國の屬邦と認め居らずと抗議した。加之我政府は朝鮮の安寧靜謐を保持するは我國自衞の道に於ても亦緊急事なることを深く顧念して、日清兩國の間に於て朝鮮善後の策を講ずる爲め朝鮮の內政改革を目的とする日清兩國共同委員を派遣せんとする提案を出した。が、右に對し清國は朝鮮の叛亂は旣に鎭定したと稱して、日清共に撤兵すべきものであり、又右の共同改革は朝鮮の內政干涉であるとして反對して來た。我國は之と見解を異にし、遂に日清兩國は干戈の間に相見ゆることとなり、同時に我國は獨力を以て朝鮮の改革に當ることと決した。

牙山豐島の戰鬪を始めとし平壤及黃海の役を經て我國は陸に海に大勝を得、清國講和使の來朝となり、李鴻章は我全權と共に下ノ關條約に調印するに至つた。我國は之に依つて先づ清國をして朝鮮の完全なる獨立國たるを認めしめた（第一條）。又償金として庫平銀貳億兩を得たばかりでなく（第四條）、土地の割讓を受け（第二條）、又數市港の開放其他通商上の利益を獲ることとなつた（第六條）。而して右割讓を受けたる土地の中には臺灣及澎湖列島もあつたが、外に尙ほ遼東半島があつた（第二條）。然るに遼東半島の割讓は極東に滿々たる野心を有した露國の喜ばない所であつた。そこで同國は獨、佛兩國を誘ふて我國に對して所謂三國干涉を試みた。其の結果我國は彼等の勸告に聽從するの已むなきに至つて、講和條約批准交換を了したる上、涙を呑んで同半島を清國に還付した。危機一髮の厄運は斯くして免かるるを得た。

日清戰役は獨り日清韓三國の關係に重大なる變化を來したばかりではなく、日本の國際的地位にも緊要なる發展を見ることとなつたし、支那と列國との關係も一變することとなつた。卽ち列國は從來日本を蔑視したることの誤を覺ると共に、支那を買被つて居つたことを知り、支那は朝鮮と共に爾來極東の『病人』として扱はれることとなつた。

（備考）三國干涉ニ關スル公文書（奉天半島還付ニ關スル露佛獨三國勸告覺書竝帝國ノ回答及宣言）

露佛獨三國勸告覺書（譯文）明治二十八年四月二十三日受領

（イ）露國公使ヨリノ勸告覺書

露國皇帝陛下ノ政府ハ日本ヨリ清國ニ向テ求メタル媾和條件ヲ査閱スルニ其要求ニ係ル遼東半島ヲ日本ニテ所有スルコトハ常ニ清國ノ都ヲ危フスルノミナラス之ト同時ニ朝鮮國ノ獨立ヲ有名無實トナスモノニシテ右ハ將來永ク極東永久ノ平和ニ對シ障害ヲ與フルモノト認ムル隨テ露國政府ハ日本國皇帝陛下ノ政府ニ向テ重テ其誠實ナル友誼ヲ表セン爲メ玆ニ日本國政府ニ勸告スルニ遼東半島ヲ確然領有スルコトヲ放棄スヘキコトヲ以テス

（ロ）佛國公使ヨリノ勸告

佛蘭西共和國政府ノ意見ニテハ遼東半島ヲ領有スルコトハ清國ノ都ヲ危フシ朝鮮國ノ獨立ヲ有名無實ニ歸セシメ且ツ永ク極東ノ平和ニ對シ障害ヲ與フルモノナリトス

佛蘭西共和國政府ハ重テ玆ニ日本帝國政府ニ對スル友情ヲ彰表セント欲スルカ故ニ帝國政府ニ向テ該半島ヲ確然所有スルコトヲ放棄アリ度旨友誼上ノ勸告ヲ與フルコトハ佛國政府ノ義務ナリト思考ス

（ハ）獨國公使ヨリノ勸告

本國政府ノ訓令ニ從テ左ノ宣言ヲ致シマス獨逸國政府カ日清媾和ノ條件ヲ見レハ貴國ヨリ請求シタル遼東ノ所有ハ清國ノ都府ヲシテ何時迄モ不安全ノ位地ニ置キ且朝鮮ノ獨立ヲモ水泡ニ屬サセ依テ東洋平和ノ永續ノ妨ケニナルコトテアルト認メナケレハナリマセヌ夫故ニ貴國政府カ遼東ノ永久ナル所有ヲ斷念ナサル樣ニ本政府カ御勸告致シマス

此宣言ニ付キマシテ次ノコトヲ申上ル樣ニ云ヒ付ケラレマシタ

現今日清事件ノ最初ヨリ本國政府カ貴國ニ對シテ其懇親ナル心ノ證據ヲ顯ハシタルハ唯一度ノ事テナイト存シテ居リマス御承知ノ通リニ昨年十月七日ニモ英國政府カ歐洲各國ニ日清事件ニ干渉スルコトヲ申込ンタカ其節獨逸國カ日本國ニ對シテノ懇篤ニ依テ干渉ヲ斷リマシタ夫カラ又當年三月八日ヲ以テ本公使カ本國政府ノ命令ニ從テ貴國政府カ夥多ノ請求ヲ爲サラナイテ成ルヘク早ク媾和ヲ結フ樣ニ御勸告致シマシタ其時ニ申上ケマシタノハ歐洲ノ諸國カ清國ノ願ヒニ應シテ干渉致スカモ計ラレマセヌト云フコトニ依テ日本國ハ若シ夥多ノ請求ヲセスシテ早速媾和條約ヲ締結ナサルナラ却テ其方カ利益カ有ルテアロウト云フコトテコサイマシタ夫レニ續テ日本國若シ大陸ノ土地ノ讓渡ヲ要求スレハ之レハ最モ干渉ヲ惹起スヘキ要求テアルタロウト申述マシテモ貴國テハ此ノ利己心ナキ勸告ニ應シマセンテコサイマシタ尙ホ日本政府カ名譽ヲ失フコトナクシテ今ノ地位ヨリ退ソクコトノ途ヲ講スル爲メニ「コンフェレンス」ヲ開ク等ノコトヲ望マルレハ其旨ヲ電報ニテ本國政府ヘ送レト云フ內訓ヲモ受ケテ居リマス

在日本獨國露國佛國公使ヨリ提出セシ覺書ニ對スル回答

（明治二十八年四月三十日京都發在外日本公使ヲシテ各國政府ニ提出セシム）

日本帝國政府ハ獨國露國佛國皇帝陛下ノ特命全權公使閣下カ其本國政府ノ名ヲ以テ帝國政府ヘ差出サレタル覺書ヲ最モ愼重ニ査閱シ了セリ

日本國皇帝陛下ノ政府ハ獨國露國佛國皇帝陛下ノ政府ノ友誼ノ勸告ヲ熟考シ且ツ玆ニ再ヒ兩國間ニ存スル親密ノ關係ヲ重視スル證據ヲ表彰セント欲スルカ故ニ下ノ關條約ノ批准交換ニ因リ日本國ノ名譽ト威嚴トヲ完ウシタル後別ニ追加定約ヲ以テ該條約中ヘ左ノ修正ヲ加フルコトニ同意ス

第一、帝國政府ハ其ノ奉天半島ニ於ケル永代占領權ハ金州廳ヲ除ク外ハ總テ之ヲ放棄スルコトニ同意ス尤モ日本國ハ其放棄シタル領土ニ對シ之ニ代フヘキ報酬トシテ相當ナル金額ヲ清國ト協議シテ之ヲ定ムルコトアルヘシ

第二、然レトモ帝國政府ハ清國ニ於テ日本ニ對スル其ノ條約上ノ義務ヲ全然履行スルマテハ擔保トシテ前記ノ領土ヲ占領スルノ權アルコトト知ルヘシ

宣言

（明治二十八年七月十九日東京）

帝國政府ニ於テハ遼東半島ニ關スル未決問題ヲ可成丈ケ速ニ辨理スルコト關係諸國ニ取テ利益ナルヘシト認メ且三國政府ニ於テ平生懷ク所ノ友情ヲ顧ミ之ニ向テ重テ其ノ尊重スヘキ帝國政府ノ和衷ノ意ヲ證明セント欲スルヲ以テ帝國政府ニ於テ不日直接ニ清國ト成シ遂ケントスル談判ヲ開クニ先チ左ノ宣言ヲ爲ス

第一、奉天半島ノ永久所有權ヲ拋棄スルノ報酬トシテ日本國ヨリ清國ニ對シ要求セントスル償金額ヲ定ムルニ當リ帝國政府ニ於テハ今放棄セントスル土地ノ實價ニ等シキ金額ヲ辨償セシメントセハ清國目下ノ內情ニ於テ頗ル困難ヲ感スヘシト慮リタルヲ以テ帝國政府ハ清國ノ財政ヲ酌量シ大ニ其正當ナル要求ヲ減却シ追加償金ノ額ヲ庫平銀五千萬兩ト定メタリ

第二、帝國政府ハ奉天半島全然撤兵ノ第一著手トシテ追加償金庫平銀五千萬兩ヲ拂ヒ且ツ下ノ關條約ニ規定シタル軍費賠償金第一回ノ拂込ヲ了リタル時ハ其占領軍隊ヲ金州半島境界内ニ撤回スヘシ又右軍費賠償金ノ第二回拂込ヲ了リ且ツ下ノ關條約ヲ以テ速カニ締結スルコトヲ規定セラレタル通商航海條約ノ批准交換ヲ了リタルトキハ全然奉天半島ノ撤兵ヲ爲スヘシ

第三、帝國政府ハ三國政府ノ請求ヲ酌量シ且ツ一般ノ國際通商ノ利害ヲ慮リ左ノ如ク宣言ス

帝國政府ハ臺灣海峽ヲ以テ全ク各國公共ノ航路ト認メ隨テ該海峽ハ獨リ日本國ノ專有又ハ管轄ニ屬スルモノニ非ラスト宣言ス

帝國政府ハ臺灣及澎湖島ヲ他國ニ讓與セサルコトヲ約ス

第十五章　日清戰爭後の支那

抑も支那は元と往時の日本と同樣、鎖國を主義として開國を喜ばず、其開國は他より强要せられた部分的の開放であつた。而して巍て其外藩邊境は漸次外國に取られて行つたが、今や日清の戰役により支那は外國より其の內兜を見すかされた爲め列國の支那に對する諸般の要求と活動は峻烈を加へた。列國は支那を目するに第二の亞弗利加を以てするに至つた。卽ち將來支那の分割せらるべきを豫想して其の曉に備ふる爲め、各國は競ふて勢力範圍を支那各地方に求めて、他に後れるのを之れ恐るる有樣となつた。或は（一）租借地を支那より强要して之を勢力發展の根據となし、更に進んでは（二）內地に達する鐵道敷設權を獲得し、又（三）鐵道の營養としては附近地方に鑛山採掘權其他の利權を求め、（四）國立又は政府補助の外國銀行も續々各地に設立せられることとなり、加ふるに（五）對支借款の競爭も行はるることとなつた。此の時期は世人の稱して利權競爭時代と云ふものであり（一八九五―一九一一年）、又附するに勢力範圍時代の名稱を以てするものもある。而して列國の叙上政策を評して、「鐵道及銀行による征服政策」policy of conquest by railroad and bank と名づくる人もある。

斯くして支那に於ける列國の勢力範圍としては獨の山東省あり、露の滿洲あり、英の揚子江沿岸、威海衞、山西省西藏あり、佛の廣東、廣西、雲南三省あるに至つた。就中露國の滿洲經營は最も露骨となつて來た。

前叙の如く列國の帝國主義が支那に展開することとなつては、支那人の排外熱の旺盛となるも亦自然の勢である。團匪事件（一九〇〇年）は其の最初にして且最著なる發露であつた。露國は此の機に乘じて滿洲を占領した。而して支那の要求があつても、日、英の抗議があつても露國は言を左右に托して撤兵を肯じない、其の熱望する滿洲併呑の實を擧げやうとしたばかりでなく、却つて兵を北韓の境域に進めて韓國を壓し、其勢殆んど底止する所を知らざる形勢となり、遂に日露戰爭を誘致した。

（備考の一）膠州委附ニ關スル獨清條約

一千八百九十八年三月六日北京ニ於テ調印

山東省曹州府ニ於ケル宣教師事件正ニ其ノ落著ヲ告ケタル後清國政府ハ從來獨逸國ノ表明セル厚誼ニ對シ尙一層其ノ感謝的承認ヲ顯示スルコトノ妥當ナルヲ信シ玆ニ獨逸國政府及清國政府ハ同等且相互ノ希望ニ基キ兩國ノ修好的關係ヲ鞏固ニシ以テ益兩國臣民相互間ノ經濟上及通商上ノ關係ヲ發達セシメンカ爲次ノ別約ヲ締結セリ

第一章　膠州ノ租借

第一條　清國皇帝陛下ハ清獨間ノ修好的關係ヲ鞏固ニシ而シテ之ト同時ニ清國ノ軍事上ノ準備ヲ確實ニセントスル目的ヲ以テ滿潮ノ際ニ於ケル膠州灣ノ周圍五拾キロメートル（清國里數百里）ノ地域內ニ於ケル主權ニ基ク一切ノ權利ハ之ヲ自己ニ保有スルモ獨逸軍隊ニ對シテハ此ノ地域內ニ於テ何時ニテモ自由ノ通過ヲ許容スヘク竝同地域內ニ於テハ豫メ獨逸國政府ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ何等ノ處分若ハ命令ヲ爲ササルヘク而シテ特ニ將來必要トナルヘキ水路ノ整理ニハ何等ノ故障ヲ申出テサルヘキコトヲ約ス清國皇帝陛下ハ獨逸國政府ト協議ノ上右地域內ニ軍隊ヲ駐屯セシメ竝其ノ他軍事上ノ處分ヲ行フヘキ權利ヲ留保ス

第二條　清國皇帝陛下ハ獨逸國カ船舶ノ修繕及艤裝又ハ其ノ材料及準備品ノ貯藏竝其ノ他之ニ附屬スル施設ヲナス爲他ノ諸强國ト同樣清國ノ海岸ニ一地區ヲ所有セントスル獨逸皇帝陛下ノ正當ナル希望ヲ充タサントスル目的ヲ以テ先ツ九十九年間膠州灣口ノ兩岸ヲ租借地トシテ獨逸國ニ引渡スヘシ獨逸國ハ適當ノ時期ニ於テ前記建造物及港口保護ノ爲該引渡地域ニ築城ヲ實行スルノ任ニ當ルヘシ

第三條　清國政府ハ爭議ノ發生ヲ避ケンカ爲租借期間中租借地ニ對シテ其ノ統治權ヲ行使スルコトナク却テ其ノ行使ヲ獨逸國ニ委附スヘシ其ノ區域左ノ如シ

（一）灣口ノ北部

陰島ノ東北端ヨリ勞山港ニ向テ引ケル條線ヲ以テ東北境トセル岬頭

（二）灣口ノ南部

齊伯山島ノ南南西ニ位スル彎曲ノ極西南點ヨリ笛羅山島ノ方ヘ引ケル條線ヲ以テ西南境トナセル岬頭

（三）齊伯山島及陰島

（四）現在ニ於ケル最高潮時ノ灣內全水面

（五）膠州灣ノ前面ニ存在シ該灣ノ海面防禦上必要ナル全島嶼卽笛羅山炸、連島等

獨逸國租借地ノ境界竝灣ノ周圍五拾キロメートル地帶ノ境界ハ締約國政府雙方ヨリ任命スヘキ委員ニ於テ其ノ地形ニ應シ詳細ニ確定スヘキコトヲ留保ス

清國ノ軍艦及商船ハ膠州灣ニ於テ獨逸國ト親交アル他ノ國民ノ船舶ト同樣ノ恩典ヲ享クヘシ而シテ同灣ニ於ケル清國船舶ノ出入竝碇泊ニ關シテハ灣ノ全水面ニ對シ讓受ケタル統治權ニ基キ獨逸國政府カ臨機他ノ國民ノ船舶ニ對シ定課スルノ必要アルト認ムル制限ノ外別ニ何等ノ制限ヲ課スルコトナカルヘシ

第十五章　日清戰爭後の支那

第四條　獨逸國ハ灣口前面ノ島嶼暗洲ニ必要ナル海標ヲ設置スルノ義務ヲ有ス
清國ノ軍艦及商船ハ膠州灣ニ於テ何等ノ賦課金ヲ徵收セラルルコトナシ但シ港埠ニ必要ナル施設維持ノ爲他ノ船舶ニ對シテモ徵收スヘキ賦課金ハ此ノ限ニ在ラス

第五條　獨逸國カ向後租借期限ノ經過前ニ於テ膠州灣ヲ清國ヘ還付スルノ希望ヲ發表スルトキハ清國ハ獨逸國カ膠州ノ爲支出シタル費用ヲ辨償シ且一層互好ナル場合ヲ獨逸國ニ附與スル義務ヲ有ス獨逸國ハ清國ヨリ租借セル領土ヲ決シテ他ノ强國ニ轉租セサル義務ヲ有ス

租借地域内ニ居住スル清國人民ニシテ法令ニ遵由シ行動スル場合ニハ何時ニテモ獨逸國政府ノ保護ヲ供與セラルヘク其ノ他ノ目的ノ爲ニ使用セラレサル限リ同所ニ在留スルコトヲ得ヘシ

清國人所有ノ土地カ或ル目的ノ爲使用セラルル場合ニハ其所有者ハ之ニ對シテ賠償ヲ受クヘキモノトス

獨逸國租借地外ニシテ五拾キロメートルノ約定地帶内ニ從來存在セル清國稅務署ノ再設ニ關シテハ清國ノ全利益ヲ保全スヘキ方法ニ依リ獨逸國政府ニ於テ其ノ稅域及收稅方法ヲ確定的ニ規定センカ爲清國政府ト協定スヘシ而シテ右ニ關シテハ別ニ商議ヲ開クヘキコトヲ留保ス

第二章　鐵道及鑛山ニ關スル讓與

第一條　清國政府ハ山東省ニ於ケル左記鐵道ノ敷設ヲ獨逸國ニ許可ス

一　膠州灣ヨリ濰縣、青州、博山、淄川、維平ヲ經テ濟南及山東省ノ境界ニ至ルモノ

二　膠州灣ヨリ沂州ニ向ヒ更ニ轉シテ萊蕪縣ヲ經テ濟南府ニ至ルモノ

濟南府ヨリ山東省ノ境界ニ至ル線路ハ先ツ濟南府ニ至ル線路ノ竣工ヲ俟チテ始メテ起工シ以テ清國ノ自ラ敷設スヘキ幹線トノ接續ヲ便ニスヘシ

全企業ニ關シ別ニ定ムル該細章程中ニハ右後段線路經過ノ地點ヲモ詳ニスヘシ

第二條　以上ノ各鐵道ヲ敷設スル爲一個又ハ數個ノ獨清鐵道會社ヲ設立シ獨逸國及清國ノ商人等ハ其ノ株式ノ募集ヲ爲シ且雙方ヨリ信任スヘキ役員ヲ任命シテ企業ノ管理ニ當ラシムルコトヲ得ヘシ

第三條　詳細ナル事項ヲ規定スル爲兩締約國ハ速ニ別條約ヲ締結スヘシ右條約ノ締結ハ獨清兩國之ニ當ルヘシト雖其ノ際清國政府ハ前記鐵道ノ敷設及營業ニ關シ右獨清鐵道會社ニ對シ有利ナル條件ヲ許與シ以テ總テノ經濟問題ニ付清國内ノ他ノ場所ニ於ケル他ノ清歐會社ニ比シ不利益ナル地位ニ立タシメサルノ義務アルモノトス本規定ハ專ラ經濟事項ニ關スルモノニシテ別ニ何等他ノ意義ヲ有スルコトナシ前記鐵道ノ敷設ニ際シ山東省内ノ如何ナル土地モ併合若ハ占有セラルルコトナカルヘシ

第四條　前記各鐵道線路ヨリ三十清里ノ地帶内特ニ膠、濰線ニ在リテハ濰縣、博山ノ地ニ於テ獨逸カ石炭ノ採掘其ノ他ノ企業竝必要ナル公共的作業ヲ營ムコトヲ許可ス其ノ際獨逸國及清國ノ商人ハ其ノ企業ニ對シ共同ニ投資スルコトヲ得鐵道敷設許可ノ場合ト同樣鑛山事業ニ關スル規定ハ更ニ協定セラルヘク其ノ際清國政府ハ鐵道ニ關シテ負擔シタル義務ニ遵由シ獨逸國ノ商人及技師ニ對シテ有利ナル條件ヲ許與シ以テ獨逸ノ企業者ヲシテ清國内ノ他ノ場所ニ於ケル他ノ清歐會社ニ比シ不利益ナル地位ニ立タシメサルノ義務アルモノトス本規定亦專ラ經濟事項ニ關スルモノニシテ別ニ何等他ノ意義ヲ有スルコトナシ

第三章　山東省ニ於ケル優先權

山東省内ニ於テ人、資本或ハ材料ニ付外國ノ助力ヲ必要トスル總テノ場合ニハ清國政府ハ先ツ此ノ種ノ事項ニ關係アル獨逸國工業家及商人ニ對シ該事業及該材料ノ供給ニ從事セムコトヲ申出ツルノ義務ヲ有ス

獨逸國工業家及商人ニシテ斯ル事業ニ從事シ又ハ材料ヲ供給セムトスル意思ナキ場合ニ於テハ清國ハ任意ニ他ノ方法ニ依ルコトヲ得ヘシ

本條約ハ兩締約國ノ君主ニ於テ之ヲ批准セラルヘク而シテ該批准書ハ清國ノ批准條約書伯林到著後獨逸國ノ批准條約書ヲ在伯林清國公使ニ交付シテ其ノ交換ヲ行フヘシ

本條約ハ正本四通即チ獨文及漢文各二通ヲ以テ作成セラレ而シテ一千八百九十八年三月六日即チ光緒二十四年二月十四日兩締約國ノ代表者ニ依テ署名セラル

（署名省略）

（總理衙門印）

（備考の二）旅順大連灣租借ニ關スル露清條約（譯文）

千八百九十八年三月十五日北京ニ於テ調印

全露西亞獨裁皇帝陛下及清國皇帝陛下ハ兩帝國間ニ存在スル友好的關係ヲ更ニ一層鞏固ニシ且相互的幇助ノ方法ヲ共ニ保證センコトヲ希望シ之ニ關スル協定ヲ遂クル爲メ全露西亞國皇帝陛下ハ

清國皇帝陛下ノ政府ニ駐劄スル自國代理公使「カーメル、ユンケル」「アレキサンドル、パウロフ」ヲ

又清國皇帝陛下ハ

總理各國事務大臣太子大傅伯李鴻章及尚書衙戸部左侍郎張蔭桓ヲ

各々其全權委員ニ任命セリ因テ前記全權委員ハ各自所持セル委任狀ノ妥當ナルヲ認メ以テ次ノ諸條款ヲ協定セリ

第一條

清國皇帝陛下ハ露國海軍ヲシテ北清ノ沿岸ニ於テ充分恃ムニ足ルヘキ根據地ヲ得セシムルノ目的ヲ以テ旅順口及大連灣兩港ヲ該港ニ連接セル水域ト共ニ露國政府ノ租借的使用ニ供スルコトヲ承諾ス

但シ此租借ニヨリ前記領土ニ對スル清國皇帝陛下ノ主權ハ何等侵害セラルルコトナキモノトス

第二條

前記ノ理由ニ據リ租借的使用ニ供セラルヘキ地區ノ境界ハ大連灣ヨリ北ニ向ヒ該地區ヲ陸上ヨリ充分ニ防禦スルニ必要ナル距離ニ到達スヘキモノトス

本協約ノ條款ニ關聯セル正確ナル境界線及其他該細ナル事項ハ本協約調印後直ニ聖彼得堡ニ於テ欽差全權大使許景澄トノ間ニ締結セラルヘキ別個議定書ニ於テ規定スヘシ該境界線劃定後ハ其ノ査定ニ係ル租借領土ノ全地面ハ該地面ニ連接セル水域ト共ニ露國政府ノ完全且排他的使用ニ供セラルルモノトス

第三條

租借期限ハ本協定調印ノ日ヨリ二十五ケ年ト定ムト雖モ後ニ至リ兩國政府間相互ノ協定ニヨリ之ヲ延長スルコトヲ得

第四條

前記期間内ハ露國政府ニ於テ租借セル領土及之ニ接續スル水域ニ於ケル陸海軍總指揮權及最高民政權ハ全部露國官憲ニ屬シ且一人ノ手ニ集中セラルヘシ然レトモ之ニ知事又ハ總督ノ名稱ヲ附スルコトヲ得ス如何ナル清國陸軍ノ軍隊ト雖モ該領土ニ入ルヘキ清國住民ハ其ノ希望ニヨリ露國ノ租借セル領土ノ領域ヨリ立退クコトヲ得ヘク又露國官憲ヨリ妨碍ヲ受クルコトナクシテ該領域ニ留マルコトヲ得ヘシ租借領土内ニ於テ清國臣民カ罪ヲ犯シタル場合ニハ千八百六十年ノ北京條約第八條ニヨリ清國法律ニ照シ裁判竝處罰ノ爲犯人ヲ最近ノ清國官憲ニ引渡スヘキモノトス

第五條

前記租借地境界ノ北方ニ中立地帶ヲ設ク該地帶ノ境界ハ聖彼得堡ニ於テ外務省ト許大臣トノ間ニ劃定セラルヘシ右中立地帶ノ領域ニ於ケル民政權ハ全部清國官憲ノ手ニアルヘキモ清國軍隊ハ單ニ露國官憲ト商議ノ上ニテ該地帶ニ入ルヲ許サルルモノトス

第六條　日清戰爭後の支那

兩國政府ハ旅順口カ全然軍港トシテ單ニ露清兩國船艦ノ使用ニ供セラルヘキコトニ同意ス

右兩國以外ノ國ノ軍艦及商船ニ對シテハ同港ハ閉鎖セラルヘシ大連灣ニ關シテハ內灣中旅順口ト同シク特ニ露清兩國艦隊用ニ充テラレタル一灣ヲ除キ同港殘餘ノ水域ハ外國貿易ノ爲ニ開放セラレ各國商船ニ對シ該水域ノ自由出入ヲ許スヘシ

第七條

露國政府ハ租借的使用ノ爲讓渡ヲ受ケタル地面殊ニ旅順口及大連灣兩港ニ於テ自己ノ負擔ニ依リ且自己ノ資力ヲ以テ艦隊及陸軍軍隊ノ爲ニ必要ナル總テノ施設ヲナシ要塞ヲ築キ之ニ守備兵ヲ置ク等凡ソ敵ノ襲撃ニ對スル同地方ノ有効ナル防禦上必要ナル諸般ノ手段ヲ講スヘキモノトス尙露國政府ハ自己ノ負擔ニ依リ燈臺及其ノ他航海ノ安全ニ必要ナル豫防的目標ヲ設置シ且之ヲ維持スヘキ義務ヲ負フ

第八條

淸國政府ハ千八百九十六年東淸鐵道會社ニ許與シタル特許權ヲ本協約調印ノ日ヨリ擴張シテ今後同鐵道幹線ノ一驛ヨリ大連灣マテ竝必要ノ場合ニ於テハ該幹線ヨリ營口市及鴨綠江口間ニ於ケル遼東半島ノ沿岸ニ於ケル一層便利ナル地點マテ布設セラルヘキ騈絡枝線ニ及ホスコトニ同意ス該追加枝線ニ對シテハ千八百九十六年八月二十七日淸國政府ト露淸銀行トノ間ニ締結セラレタル契約ノ總テノ條項ヲ正確ニ適用スヘキモノトス前記枝線ノ通過スヘキ方向及地點ハ許大臣ト東淸鐵道會社トノ間ニ協定セラルヘシ前述ノ基礎ニヨル鐵道布設ノ承認ハ如何ナル場合ニ於テモ又如何ナル名目ニ於テモ淸國領土ノ獲得又ハ淸國主權侵害ノ口實トナルヘカラス

第九條

本協約ハ兩國全權委員カ本書ヲ交換シタル日ヨリ法律上ノ効力ヲ有スヘシ批准交換ハ可成速ニ聖彼得堡ニ於テ之ヲ行フヘシ

右證據トシテ雙方全權委員ハ露語及淸語ヲ以テ認メタル本協約二通ニ署名捺印スルモノナリ兩正本ハ對照ノ上一致セルコト判明セルカ本協約ノ解釋上ニ際シテハ露語ノ正本ヲ以テ正確ナルモノトス

千八百九十八年三月十五日淸曆光緒二十四年三月六日北京ニ於テ本書二通ヲ作ル

ア、パウロフ署名捺印

李　張署名捺印

（備考の三）　旅順大連灣租借ニ關スル露淸續約（譯文）

千八百九十八年四月二十五日聖彼得堡ニ於テ調印

露西亞帝國政府及淸國皇帝陛下ノ政府ハ千八百九十八年三月十五日（二十七日）北京ニ於テ調印セラレタル協約ニ或ル追加ヲナスコトノ利益アルヲ認メタリ依テ下名等ハ之カ爲必要ナル全權ヲ委任セラレ次ノ諸條款ヲ協議決定シタリ

第一條

千八百九十八年三月十五日ノ協約第二條ニヨリ遼東半島ニ於テ旅順口及大連灣兩港ト共ニ露國政府ノ使用ニ供セラレタル地區ノ北方境界ハ遼東西岸ニ於ケル「アダムス」灣ノ北部ニ起リ「アダムス」尖山ヲ經テ（尖山モ露領ニ含ム）遼東東岸ニ在ル小村皮子窩附近ニアル灣ノ北端ニ到リ又租借地區ニ接續セル全水域ハ大陸ヲ圍繞セル總テノ島嶼ト共ニ露國ノ使用ニ供セラル兩國政府ハ現場ニ就キ租借領土ノ境界線ヲ一層正確ニ劃定センカ爲特別委員ヲ任命スヘシ

第二條

第一條ニ叙述セル露國租借地區ノ北方境界ノ北方ヲ千八百九十八年三月十五日北京協約第五條ニ規定セル中立地帶トス其ノ最北境界ハ遼東半島西岸ニ於ケル蓋州河口ヨリ岫巖ノ北方ヲ經テ大洋河ニ至リ該河ノ左岸ニ沿ヒテ其ノ河口ニ至ルマテトス該河口ハ中立地帶ニ屬ス

第三條

第十五章　日淸戰爭後の支那

露西亞帝國政府ハ西比利亞幹線ト遼東半島ヲ聯結スヘキ鐵道線路ノ終點カ旅順口及大連灣兩港タルヘク該半島沿岸ノ他ノ地點タラサルヘキコトヲ承諾ス又雙方ノ協議ニヨリ豫定鐵道線路ノ布設ニヨリ利益ヲ受クヘキ地方一帶ニ於テハ外國人ニ對シテ如何ナル鐵道布設權ヲモ許與スヘカラサルコトヲ定ム但シ清國政府カ山海關鐵道ヲ前記新支線ノ最近地點迄延長スルニ當リ自己ノ資金ヲ以テ之ヲ布設スルコトヲ希望スルニ於テハ露西亞帝國政府ハ該延長線ノ布設ニ反對セサルヘキコトヲ承諾ス

第四條

露西亞帝國政府ハ清國皇帝陛下ノ政府ノ請ヲ容レ露國租借領土ニ在ル金州城市ニ對シ必要ナル員數ヨリ成ル都市警察ヲ有スル自治的市制ヲ布クコトヲ許可スヘキコトヲ承諾ス清國軍隊ハ金州城市ヲ撤退シ露國兵之ニ代ルヘキモノトス同市住民ハ金州城市及租借領土北境間ノ通路ヲ使用スルノ權利ヲ享有シ且同市ニ接續シ露國ニ讓渡サレタル水域ヲ日常ノ需用ノ爲ニ使用スルコトヲ得ヘキモ沿岸陸地ニ對シテハ決シテ何等ノ權利ヲ有スルコトナシ

第五條

清國政府ハ左ノ義務ヲ負フ

（一）中立地帶ノ一地區タリトモ露國ノ承諾ナクシテ之ヲ外國人ニ讓渡スヘカラサルコト

（二）中立地帶ノ東西兩岸ニ位スル一港タリトモ之ヲ外國貿易ノ爲ニ開放スヘカラサルコト

（三）中立地帶ノ全地域ニ於テ露國官憲ノ承諾ナクシテハ鐵道布設鑛山採掘及一切ノ工業的企業ノ特權ヲ許與スヘカラサルコト

第六條

雙方ノ全權委員ハ上記各條款ヲ協定シタル上露清兩國語ヲ以テ認メタル本議定書二通ニ署名捺印ヲ了セリ兩正本中議定書ノ解釋ニ當リテハ露語ノ正本ヲ以テ正確ナルモノトス

千八百九十八年四月二十五日聖彼得堡ニ於テ締結ス

伯爵ムラウヰヨフ署名

許大臣署名

（備考の四）北淸事變ニ關スル千九百年ノ連名公書

千九百年十二月二十二日

本年五月、六月、七月及八月ノ間ニ於テ容易ナラサル紛亂淸國北部ノ諸省ニ發生シ人類ノ歷史ニ前例ナキ罪惡、國際ノ法則ニ反シ人道ニ反シ且文明ニ反スル罪惡特ニ憎ムヘキ事情ノ下ニ犯サレタリ此等罪惡ノ重大ナルモノヲ擧クレハ左ノ如シ

第一　六月二十日獨逸國公使男爵「フオン、ケッテレル」閣下ハ其ノ職務執行中總理衙門ニ赴クノ途上ニ於テ長官ノ命令ニ依リ行動セル官兵ノ爲ニ殺害セラレタリ

第二　同日外國公使館攻擊セラレ且包圍セラレタリ此等攻擊ハ八月十四日卽外國軍到著シテ之ヲ制止シタル日迄間斷ナク繼續セリ此等攻擊ハ拳匪ト連合シ且皇室カ其ノ宮城ヨリ發シタル命令ヲ奉セル官兵ニ依テ先ツ行ハレタリ是レ恰モ淸國政府カ其ノ在外代表者ヲシテ公使館ノ安全ヲ保證スル旨ヲ公然宣言セシメタル時ニ係ル

第三　六月十一日日本國公使館書記生杉山氏ハ其ノ公然タル使命執行中城門ニ於テ官兵ノ爲ニ殺害セラレタリ

北京及諸省ニ於テ外國人ハ拳匪竝ニ官兵ノ爲ニ或ハ殺害セラレ或ハ殘虐セラレ或ハ攻擊セラレタリ而シテ其ノ難ヲ免レタルハ唯其ノ決死ノ抵抗ニ依リタルノミ而シテ又外國人ノ建造物ハ掠奪セラレ若ハ破壞セラレタリ

第四　外國人ノ埋葬地ハ汚瀆セラレ其ノ墳墓ハ發掘セラレ骸骨ハ散棄セラレタリ其ノ北京ニ在ルモノヲ特ニ甚シトス

此等事變ハ諸外國ヲシテ其ノ代表者及其ノ國民ノ生命ヲ保護シ且秩序ヲ恢復スルカ爲ニ其ノ軍隊ヲ淸國ニ派遣セシムルニ至レリ而シテ聯合兵ハ北京ニ進行スルニ方リ淸國兵ノ抵抗ニ遭ヒ已ムヲ得ス力ヲ以テ之ヲ壓服シタリ

清國ハ今既ニ其ノ責任ヲ認識シ其ノ悔悟ヲ表彰シ此ノ紛亂ニ由リ生シタル事局ヲ終結スルノ希望ヲ聲明シタルカ故ニ列國ハ既犯ノ罪惡ヲ贖償シ其ノ再發ヲ防遏スル爲メ必須不可缺ト判定シタル左記ノ不可改易的條件ヲ以テ清國ノ請求ヲ容ルルコトニ決定セリ

第一條

(甲) 故獨逸國公使男爵「フオン、ケッテレル」閣下虐殺ノ件ニ關シ清國皇帝陛下玆ニ清國政府ノ惋惜ノ意ヲ表彰スル爲メ皇族ノ一人ヲ以テ首任トスル特命使節ヲ伯林ニ派遣スルコト

(乙) 右虐殺ニ關シ死者ノ官位ニ適合シ且羅甸語、獨逸語及清國語ヲ以テ清國皇帝陛下ノ惋惜ヲ表スルノ銘誌ヲ有スル紀念碑ヲ虐殺ノ地點ニ建設スルコト

第二條

(甲) 千九百年九月二十五日ノ上諭中ニ指名セラレタル犯罪者竝ニ列國代表者ニ於テ今後指示スヘキ犯罪者ニ對シ其ノ各自ノ罪惡ニ該當スル最嚴刑ヲ科スルコト

(乙) 外國人ノ虐殺セラレ若ハ虐待セラレタル各市府ニ於テハ五箇年間一切ノ科擧ヲ停止スルコト

第三條

日本國公使館書記生杉山氏ノ虐殺ニ對シ清國政府ハ日本國政府ニ向ヒ名譽アル補償ヲ爲スヘキコト

第四條

清國政府ハ外國若ハ各國共同墓地ニシテ汚瀆セラレ又ハ其ノ所在墳墓ノ破壞セラレタルモノニハ各贖罪ノ紀念碑ヲ建設スルコト

第五條

列國ノ協定スヘキ條件ニ從ヒ兵器及專ラ兵器彈藥ノ製造ニ使用セラルル材料ノ輸入ヲ禁止スルコト

第六條

(甲) 國家、團體及個人竝ニ外國人ニ雇使セラレ居リタルノ故ヲ以テ晩近ノ事變ノ間ニ其ノ身體若ハ財產ニ損害ヲ蒙リタル清國人ニ對シ公平ナル賠償ヲ爲スコト

(乙) 清國ハ償金ノ支拂竝ニ國債ノ使用ヲ保證セムカ爲メニ列國ニ於テ容認セラルヘキ財政上ノ措置ヲ執ルヘキコト

第七條

列國ハ各其ノ公使館ノ爲メニ常置護衞兵ヲ組織シ且公使館所在區域ヲ防禦ノ狀態ニ置クノ權利ヲ有シ清國人ハ右區域內ニ住居ノ權利ヲ有セサルコト

第八條

大沽砲臺竝北京ト海濱間ノ自由交通ヲ阻碍シ得ヘキ諸砲臺ヲ削平スルコト

第九條

首都海濱間ノ自由交通ヲ維持セムカ爲メニ列國間ノ協議ヲ以テ決定スヘキ各地點ヲ軍事的ニ占領スルノ權利アルコト

第十條

(甲) 清國政府ハ左記ノ各項ヲ記載セル詔勅ヲ二箇年間各縣內ニ揭示スヘキコト

排外的團體ニ加入スルコトヲ永久ニ禁止シ犯ス者ヲ死刑ニ處スルコト

有罪者ニ科シタル刑名ヲ列擧シ其ノ內ニハ外國人カ虐殺セラレ若ハ虐待セラレタル各市府ニ於テ一切ノ科擧ヲ停止シタルコトヲモ包含セシムルコト

(乙) 總督巡撫及各省各地方ノ官吏ハ各其ノ管轄內ニ於ケル秩序ニ對シテ職責ヲ有スヘク且排外的紛擾ノ再發竝ニ其ノ他條約

違反ノ事アルニ當リ直ニ之ヲ鎭定セス又其ノ犯罪者ヲ處罰セサル場合ニハ該官吏ハ直ニ罷免セラルヘク且新官職ニ任命セラレ若ハ新名譽ヲ享受スルコト能ハサルヘキ旨ヲ宣言セル上諭ヲ發シ之ヲ全帝國内ニ頒布スヘキコト

第十一條

清國政府ハ外國政府カ有用ト認ムル通商及航海條約ノ修正竝ニ通商上ノ關係ヲ便利ナラシムル爲メ其ノ他ノ通商事項ニ關シ商議スヘキコトヲ約スルコト

第十二條

清國政府ハ列國ノ指定スル旨趣ニ據リ總理衙門ヲ改革シ且外國代表者ノ謁見ニ關スル宮廷ノ禮式ヲ變更スヘキコトヲ約スルコト清國政府カ列國ノ滿足スルカ如ク前記ノ條件ニ遵應スル迄ハ下名等ハ聯合軍隊ノ北京及直隸全省占領ノ終止ヲ豫見セシムル能ハサルコト

千九百年十二月二十二日北京ニ於テ

各國全權委員署名略

第十六章　露國の滿韓經營

東西南北の海洋に出口を求めること、不凍港を捜がし出し之を獲得することは露國の國策であり、其外交家の夢寐忘れざる所であつた。之を初めにしてはバルチック海、之に次いでは黒海、地中海、之を後にしては太平洋に出口を求むることは露國人の運命視せる所であつた。黒海と地中海との關門たるコンスタンチノープルを我有に歸せしめたいとは露國歴代の皇帝及政治家が不斷の熱望であつた、露國の外交はトルコの分割を以て其要諦となした。バルカンに蟠居せんと試みた、ボスフォラス、ダーダネルス兩海峽を支配せんと努めた、コーカサス方面よりアジア・トルコにも侵入せんとした。しかし伯林會議（一八七八年）は露國の對トルコ及バルカン政策に大頓挫を來たさしめた、露國の積極的近東政策に於て其味方たるものは何處を見ても見當らず、四面楚歌の有樣である。英國は勿論反對であり墺國獨國亦反對であり、同盟國たる佛國すら之を喜ばない。露國は更らに轉じてペルシヤ、アフガニスタンに出やうとすれば、此處でも熾烈なる英國の反對に出遇うた。そこで露國が太平洋に方向を轉じたのは自然の勢である。シベリア鐵道を敷設し、北滿洲を通じて一端は浦鹽に及び、他端は奉天、大連乃至北京に及ばんとしたが、此處でも他國殊に日本と衝突するに至つた。抑も日清戰爭の終末に於て日本が支那から遼東半島の割讓を受くるや、これ極東の均勢を破るものであると稱して、露國は佛獨と相携へて所謂三國干涉を試み、日本を威壓し我戰勝の結果を既得に失は

しめたことは前に述べた通りである。露國が之を支那に還付せしめたのは實は後日自ら之を奪はんが爲めであつたことは其後の歴史が之を證して餘りある。三國干渉の結果は日本をして其得た所を失はしめたに止まらず、露佛獨の諸國は共に恩を支那に賣つて、支那から大きな謝禮を要請することとなつた。殊に露國の行動は其最も無遠慮且露骨なるものであつた。卽ち一八九六年露帝戴冠式に參列した李鴻章と露國外相ロバノフとの間の交渉に於て、露國は李に迫りて黒龍吉林兩省を横斷して浦鹽に至る鐵道を敷設すること、及日本との開戰の場合支那の港灣を露國軍艦に開放すること等の諸要求に同意を表せしめた。此密約は露國の滿洲經營の基礎を爲すばかりでなく、日本に對する露支同盟條約である。右條約に基いて露國は新に露清銀行を設立し、又東支鐵道會社を起した。一八九一年以來西比利亞鐵道の工事は着々として進行したから露國は旅順大連に着目することとなつた。一方獨逸も亦露國の擧に倣うて對支經營に眼を轉ずるに至つた、時恰も山東省に於て獨逸宣教師二名が支那人の爲めに慘殺せられた事件があつた、そこで獨逸は之を利用して支那政府に迫り膠州灣の租借を强要した(一八九八年)、右は當時露帝の慫慂に出たものであるとさへ傳へられる。が、兎も角獨逸の要求が貫徹するのを見て露國も機を逸せず清國に迫つて、旅順大連の租借に關する條約を締結し(同年)滿洲經營の根據地を作つた。先きに日本の遼東占領が支那の首府を危ふするの理由を以て之に反對した露國が今や自ら之を占領するを見て、日本は露國に對し說明を求めたが、露國は右租借が他に良港灣を得るまでのことにて單に一時的のものに過ぎないと辯疏した。然るに偶々一英艦が旅順に入るや露國は其本音を現はして、駐英の露國大使は同艦の旅順碇泊を以て露國に對する非友誼的行爲であるとして反對した程であつた。當時露國

と同盟關係にあり(一八九二―三年以來)三國干渉の際にも露國と提携して行動した佛國は廣州灣の租借を要求し、且支那をして雲南及兩廣地方を他國に割讓しないと云ふことを約束せしめた、之に對し英國は威海衞の租借を得た。日本も支那をして福建省を他國に割讓しないと云ふ約束をなさしめたが、露獨佛の前顯對支活動に比ぶればとても同日の論ではなかつた。殊に機を捉ふるに敏なる露國は一九〇〇年七月清國兵士が露領内に侵入したことを口實として、進んで滿洲要地を占領した。又團匪事件の爲めに一時北京に出動せしめた露國軍隊を更に滿洲に配置して、愈々同地方の占領を確實ならしむるに努めた。一度び滿洲を占領した露國は支那から撤兵を要求せられても、日英からは抗議を受けても、屢次聲明した撤兵の約束を反古にして之を實行しないばかりでなく、却て軍兵を北韓の境域に出沒せしめて、鴨綠江上流の森林伐採事業に着手し、益々滿韓の經營に鋭意努力するに至つた。抑も韓國に於ては是より先き一八九五年二月同國皇帝が露國公使館に身を投じて其保護に依頼した以來、露國の勢力は日に月に增進して韓國の形勢は頗る憂慮すべきものとなつた。依つて日本は露帝戴冠式に際し山縣大使をして露國外相と會商せしめ、所謂山縣ロバノフ協約なるものを締結し、次で又西ローゼン協約(一八九八年)を結んで韓國問題に關する彼我の妥協を計つたが、一旦露國が滿洲に占據するに及んでは、露國は右協約を無視して、鴨綠江方面で前記の活動を擅にし、露兵を韓國に入れたばかりでなく、或は韓國に向て窃かに馬山浦の租借を要求したり、或は又日本に對しては、其韓國内に於ける自由行動を許す代りに日本は露國の巨濟島租借を承認すべしと云ふ様な提議をして、以て對島海峽の關鍵を掌握せんと計つた。斯くの如く滿韓の形勢は頻りに急を告げて、世人をして日露の衝突は早晩避け難しとの感を起さし

むるに至つた。此間に在りて日英同盟の機運は漸く動いて、遂に一九〇二年一月三十日倫敦に於て彼我代表者間の同盟協約に調印を見ることとなつた。が、一方露國はアレキシーフを極東大守に任じて、授くるに重大なる權力を以てし愈々極東に蟠居するの計畫を樹立した。

前記の形勢を見て取つた日本政府は一九〇三年六月御前會議を開いて對露政策を決定し、愈々露國と交渉を開始することとなり飛電は在露の帝國公使に訓令を傳へて、交渉に入つた。が、日本の提案にあつては日本が滿洲に於ける露國の特殊利益を承認する代りに露國は日本の韓國に於ける特殊利益を承認すべきことを談判の基礎としたものであつたのに、露國提案は滿洲の領土保全に關しては、何等聲明する所なくして、只日本が韓國に對する地位に關しては、北緯三十九度以北の韓國領土を以て中立地帶とすべしとか、若くは朝鮮の領土の一部なりとも日本は軍略上の目的に使用すべからずとか種々の制限を附せんとしたに止まつた。右露國の態度は到底兩國の談判をして一致の歸著點を見ること能はざらしむるものであるといふことが瞭然となつたばかりでなく、談判愈々進んでは愈々之を遷延せしめつつ、一方盛に陸海の兵を東洋に派送して、其軍隊は滿洲よりして遠く韓國の北境を威壓し、今や一日も緩ふすることが出來ない危機に瀕するに至つたから、日本政府は露國が最後の回答期日として指定した二月二日（一九〇四年）に至つても遂に其回答に接しなかつたことを見て、露國に何等誠意なきものと認め玆に同國との談判を斷絶して我地位を防衛し我權利利益を保護するに必要な獨立行動を採るに決した（同年二月五日）。日露戰役は斯くして開始し、交戰一年有半の後ポーツマスに於て講和條約は締結せられて滿韓の事態は矯正せらるるに至つた（第十七章參照）。

しかし其後と雖露國は尙ほ北滿に蟠居して之を勢力範圍とし寬城子以北の鐵道を掌握したばかりでなく、外蒙古も亦勢力範圍の內に加へられた。唯爾來滿蒙經營に當つて日本を敵とした從來の態度を棄てて、我國と相提携するといふ方針に出でた。其結果前後二回の日露協約は締結せられて、滿洲の現狀維持を明約すると同時に、右現狀の侵迫せらるべき性質を有する事件が發生するときは兩國は右現狀の維持に必要なる措置に付商議協定すべきことを誓ふた。尙ほ滿洲に於ける日露兩國鐵道の改善及其聯絡業務の爲め互に協力すべきこと、及鐵道業務上有害なる一切の競爭をなさざるべきことをも約束した。米國國務卿ノックスの滿洲鐵道中立提議に對し又は米人側の屈押しのあつた錦愛鐵道問題に對する日露の共同步調は右協約と淺からぬ因果關係を有するものである。

斯くして新たに親善關係に入つた日露兩國は、他方に於て右協約と相前後して結ばれたる日佛協約（一九〇七年）英露協約（一九〇七年）英佛協約（一九〇四年）等の作用と相俟つて、玆に協商國 Entente の圈內に入つて、世界戰爭の發生したときには獨墺同盟を向ふに廻はし之を敵として參戰することとなつた。同戰爭中日露兩國は更らに密接なる友好關係に入れることは世人の知る所である。卽ち一九一六年六月廿日の第三回日露協約として當時公表せられた所は二ケ條より成るものであつて、第一條に於ては日露は相互に一方か他方に對抗する政事上の協定又は聯合の當事國とならないことを約束し、第二條に於ては兩締約國の一方により承認せられたる他の一方の極東に於ける領土權又は特殊利益が侵迫せらるるに至つたときは、兩國は共權利利益を擁護し防衛する爲め互に支持し協力することとし、之が爲め其執るべき措置を協議すべきことを約束した。

第十七章　滿韓問題と列國

前章に述べた如くポーツマスで日露兩全權の間に調印せられた講和條約（一九〇五年九月五日）に依つて、露國は滿洲に於て清國の主權を侵害し又は機會均等主義と相容れざる何等の領土上利益又は優先的若くは專屬的讓與を有せざることを聲明したる（第三條）及南滿洲の鐵道（第六條）を日本國に移轉讓渡した。又朝鮮に關しては日本が政治上軍事上及經濟上の『卓絶なる利益』を有することを承認し、帝國政府が韓國に於て必要と認むる指導、保護及監理の措置を執るに當り、之を阻礙し又は之に干涉せざることを約束した（第二條）。日本が韓國に對する同樣の關係は之より先き、卽ち日露戰役の終りに改訂せられた第二回日英同盟協約によりても、英國の承認する所となつて、遂に明治三十八年十一月十七日締結せられた日韓協約は日韓兩國の間に保護關係を確立して、伊藤統監の赴任となり、統監府の設立を見るに至つた。が、越えて明治四十三年八月二十二日調印を見た日韓併合條約は、遂に朝鮮問題を終局的に解決した。

滿洲問題に至つては、日露戰役後日露の兩國は滿洲を二分して露國は北滿に、日本は南滿に、各其勢力範圍を設定して、露の外蒙古、日本の內蒙古と共に彼我勢力の及ぶべき畛域を定めた。日本は獨り露國の南下を喰止めたのを以て滿足せず、進んで露國と握手し、滿洲の現狀（日露勢力範圍の存在）を維持するに努め、玆に第一回及第二回日露

協約を見ることとなつた。然し滿洲の運命は獨り日露だけの處分に委せらるるものではなかつた。就中日露戰爭前門戶開放主義を標榜して露國の滿洲經營に反對した米國は同戰役後日本の滿洲に於ける行動を見て頗る平かならず。以爲らく日本の活動は露國襄日の輩に倣つて支那に於ける門戶開放、機會均等の主義を無視するものであると。米國國務長官ノックスは遂に滿洲鐵道中立の議を高唱するに至つた。此提議は日露兩國が步調を一にして、排斥したが爲めに、沙汰止みとなつたが、滿洲をにらむだ米國の眼は決して玆に閉ぢられたものではない。

飜て日支兩國間の關係を觀るに之れ亦圓滿を缺いて來た。日露戰爭は寧ろ支那の以夷制夷的政策上其歡迎した所であつた、同戰爭後支那は日本を推重して、多くの留學生は東京に派遣せられ、支那の學校工場兵營等には日本教官の傭聘せられたものが尠くなかつた。日支兩國の和親は其敦厚なる、諸外國の羨望する所であつた。然るに此親善關係は其後發生した種々錯綜した事件の爲め、不幸、永續しなかつた。卽ち日本より歸つて行つた留學生は寧ろ日本の短所を觀察するに意を用ひて、日本を輕んずるの傾向を生じたばかりでなく、當時支那の流行となつて居つた利權回收熱に附和雷同して、以て政府に重く用ひらるることを望むものが多くなつた。加之滿洲に於ては日支間に種々の係爭問題が發生した、南滿地方に於ても辰丸事件の如き紛議を生じた。之に續いて廣東地方には激烈なる日貨排斥運動が開始せられた。斯くして一九〇八年の初頭には兩國の關係著しく疎隔するに立至つた。同年成立した西園寺內閣は對支關係の改善を以て外政の一綱領とし、小村外務大臣は翌年三月二日の議會演說に於て移民問題に說き及ぼし、日本民族を遠隔の他國領域に散布する代りに、之を極東に集中するの政策を提唱し、瀕りに滿洲に關する日支間の懸案數

件の解決に努力した。其重なるものは法庫門鐵道問題、安奉線問題及間島問題であつた。法庫門鐵道は英國の工事請負會社が支那政府と取結びたる契約に係るものであるが、日本が滿鐵の並行線であると看做して之が敷設に反對したことは、大に英國操觚界の批評を惹起した。倫敦タイムスの如きも一時は日本の主張を以て滿洲の門戸開放主義と相容れざるものであると論じたが、其主筆チロールの東洋來訪により日本の眞意は了解せられて、英國は右は支那側の日英同盟離間策に過ぎないと云ふ眞相を知つた様であつた。從つて英國輿論の一變すると共に支那政府は該線路を拋棄し、其後更に英米シンヂケートに依り案出せられた四百哩の滿鐵並行線たる錦齊鐵道敷設の計畫も現はれたが、該シンヂケートの米國代表者ストレートの熱心な奔走に拘はらず、特に露國の反對に遇ひ成立に至らずして止むだ。安奉線問題も幾多の曲折を經て我要求の貫徹を見るに至り、同時に滿洲に關する日清間の爾餘の懸案も間島問題と共に解決を告ぐることとなつた（一九〇九年）。

第十八章　日米移民問題

一　日米關係史は日露戰役を回轉期として劃然二つに區分せられる。同戰役前は兩國の親交が何等の陰翳を見なかつた時代であり、同戰役後は時々國交の圓滿を害した事件によつて見舞はれたる時代である。而して其事件とは大體之を移民問題及極東問題の二つに分類することが出來る。

我邦人の稱して移民問題又は排日問題と云ふものは之れ亦二に分つて觀察するの必要がある。一は米國在留の日本人に對する米國官憲又は人民の排日的態度より生じた問題であり、他は日本人にして米國へ渡航せんとするものに對する同國政府の制限又は禁止に關する問題である。右の兩者は全然區別せらるべき二種の問題であつて、日本人排斥 Japanese exclusion 又は日本移民 Japanese immigration と云ふ語は右の內の第二の問題卽ち日本人の米國への入國問題に關するものである。

二　一九〇〇年以來桑港に於ける一部の人の間には排日的行動の萌芽を認むるに至つたが、一九〇六年桑港市の官憲である學務局が僅々九十餘名の日本人學童を特殊學校卽ち離隔學校に移さうとしたことは、明かにこれ日本人に對する差別待遇であるとして日本人の激昂を來たした。桑港市官憲が右の措置に出でたに付ては實は既に同地方に擴がらんとしつつあつた排日的氣運に乘じて地方の政治屋が白人勞働者の歡心を買ひ、選擧競爭、獵官運動等に之を利用

せんとした跡が歴然である。右の事件は強く日米官民の注意を喚起し痛く其神經を刺戟すると同時に、一方では日米兩國政府の交渉となり、他方では米國中央政府の權力と加州州權との權限爭議問題ともなり、數十名に過ぎざる日本人兒童の教育問題は愈々發展して重大なる波紋を惹起するに至つた。加ふるに當時恰かも在布哇の日本人勞働者は米國本土に於ける勞銀の高いことに著目して續々群を爲して米國本土への轉航を企てた。之を觀て取つた桑港排日運動者は機乘ずべしとして愈々排日の氣勢を煽ふるに右の事實を利用した。於是大統領ルーズヴェルトは一面に於て桑港市官憲に對しては自發的に日本人學童に對する差別待遇の撤廢を求むると同時に、他方に於ては前記布哇よりする日本人の轉航を防止する樣移民條例に修正を加へた（一九〇七年）ばかりでなく、更に日本政府との間にも交涉を行ふて、其勞働者の渡米に對し日本政府は自發的の禁止制限を加ふると云ふ了解が成立した（同年）。此了解を稱して世に紳士協約 the Gentlemen's Agreement と稱する。然るに其後に於ても加州方面に於ける日本人排斥協會一派の行動は依然として止まず、排日的氣運は時に消長はあつたが、結局は同地官民の間に愈々濃厚ならんとするの模樣を示した。殊に右加州日本人には農業經營者が多い事實に顧み、之を迫害する爲め、日本人の土地所有權を禁止するの目的を以て加州議會に法案の提出せられたこと一再ならず（一九〇七、一九〇九、一九一一、一九一三年）、遂に該法案の通過を見るに至つた（一九一三年）。我政府は固より之に抗議はしたが其甲斐はなかつた。而して邦人は其土地所有權を取上げられたばかりでなく借地權も著しく制限せられたが（一九一三年）、其後邦人は借地權をも認められないこととなり、加ふるに邦人が自分の子（米國にて生れた子は米國市民なるが故に土地を所有することが出來る）の後見人となることすらも禁止せらるることとなり（一九二〇年）、進んでは日本人が米國人たる地主と契約して收穫分配の條件の下に農作に從事することすらも禁止せらるるの法律が加州議會を通過するに至つた（一九二三年）。而して叙上排日的意義を有する土地法は遂に米國大審院に於ても之を有效のものと判決せられた（同年）。斯くして加州に於ける日本人農業者は其産を喪ひ業を失ひ、轉じて他に赴くの外なき仕儀となつた。而して右土地法制定類似の迫害運動は獨り加州に止まらず、ワシントン州其他にも漸次波及せんとするの勢があり、我政府は其都度之に抗議はして見たが米國政府は如何ともし得なかつた。

然るに米國中央議會に於ても一九一五年以來日本人排斥即ち日本移民の入國を禁止することの目的を有する移民法案の提出を見るに至つた。しかし世界戰爭中は幸に其通過を見るに至らなかつた（一九一五、一九一七年）。又日本人が、米國に歸化するの權利を有するやの問題も米國憲法の解釋上多少疑義に亙る問題とせられて居つたが、世界戰爭中米國軍人として從軍した一日本人の歸化に關する「テスト、ケース」が其後提起せらるるや、米國大審院は日本人に歸化權なしとの判決を下すに至つた（一九二二年）。而して一九二四年の春に至つては遂に米國議會は歸化不能外國人（日本人を主眼とす）の入國を禁止すると云ふ條項を包含する移民條例修正案を通過して、玆に眞正の意義に於ける日本人排斥、卽ち其入國禁止（官吏、旅行者等の除外例あるは勿論であるが）を中央議會の立法行爲によつて實行するに至つた。其前年我關東大震災に對し米國人の表した多大の同情は別問題とは云へ、右法律の通過と共に效果を減殺せられた觀がある。叙上日本人排斥協會の綱領とする所は斯くの如くに逐一實行せられて、餘す所は在米日本人

の子女卽ち米國で生れた子女の市民權問題――米國の憲法上現在に於て何等問題でない所の右子女の享有する市民權を剝奪せんとするの計畫ばかりとなつた。此を剝奪するが爲めには米國憲法の改正を要するものであり、從てこれは從來の排日的立法ほど手輕には行くまいと觀る人もある。

抑も一國は在留外人の身體及財産を保護することに於て條約上は勿論國際法上の義務を有するものである。米國在留の我邦人が其身體を毀傷せられ、財産を沒收せられ、既得權を取上げられた、これ米國政府の責任でなくて何であらう。若し夫れ一國は『好ましからざる外國人』を排斥するの權利を有するとしても、總て一般に外國人を排斥し之が入國を拒むのはこれ鎖國主義を取るものであり、第二十世紀の今日、文明國間にあり得べからざるのことである。況んや當初日本に開國を要求した米國が今更日本に對し斯の如き主義を取るとせば矛盾極まるものである。特定の一國（例ば日本）に屬するの故を以て其人民を總括的に入國させないことはこれ其國民に對して『好ましからざる外國人』であるとの汚名を印するものであり、其特定國に對する侮辱であると云はねばならぬ。右の如きは蓋し正義を口にする米國人一般の意圖ではないであらう。右法案の成立を見ることともならば日米兩國間の關係に『重大なる結果』を誘致するであらうと言明した埴原大使の公文は米國の議員連により『覆面の威嚇』として扱はれ、不幸該法案の通過を助成した傾向がないではないが、右の文字を除いたならば能く言ふべき所を盡したものであると云ふべきであらう。米國人及米國政府は移民問題を以て他國の容喙を許さない『國內問題』であると主張して居る。米國が日本移民の禁止を所謂『紳士協約』に委せずして米國の『國內的立法手段』で行ふことは米國固有の『主權』の作用として何等不都合なきこと、當然のことであると論じてゐる。然れども右權利の行使に當つて『外國の正當なる自尊心』を傷け『國際間の了解』（所謂紳士協約）に背き又『國際の禮讓通誼』を無視し外國に對して明に公正を失するの措置あるに於ては、問題の性質として固より所謂『國內問題』なるに止まらず、『外交問題』となり『外交的の交涉及解決』に訴ふることが出來るものであると云はなければならぬ。日本政府が右の差別的立法に對し嚴肅なる抗議（一九二四年五月三十一日）を提起するに當つて理由とした所は玆に存するのである。

（備考の一）　日米間に問題となつた條文は一九二四年米國移民法中の左記條項である。

第十三條　(c)　合衆國市民トナルコトヲ得サル外國人ハ左ノ場合ヲ除キ合衆國ニ入ルコトヲ得ス（左記ハ省略）。

同法に所謂「移民」の定義及移民と非移民との區別は左の條項に之を見る。

第三條　本法ニ於テ使用スル「移民」ナル語ハ合衆國外ノ地點ヲ發シ合衆國ニ向フ外國人ヲ指ス但シ左ノ者ハ此ノ限ニアラス

（一）政府ノ官吏竝其ノ家族、從者僕婢及雇人、（二）一時的ニ旅行者トシテ又ハ一時的ニ用務若ハ觀光ノ爲ニ合衆國ニ渡來スル外國人、（三）纖維的ニ合衆國ヲ通過スル外國人、（四）適法ニ合衆國ニ入國ヲ許可セラレタル後合衆國ノ一地方ヨリ接壤外國領土ヲ通過シテ他ノ地方ニ赴ク外國人、（五）合衆國ノ港ニ到着スル船舶ニ海員トシテ從事スル善意ノ外國人海員ニシテ單ニ其ノ職務ノ爲一時的ニ合衆國ニ入國セムトスル者、（六）現行通商航海條約ノ規定ニ準據シ單ニ商業ヲ營ム目的ヲ以テ合衆國ニ入國シ得ル外國人

同法は移民を分けて歩合移民及非歩合移民との二種として居る。

(1)　歩合移民 quota-immigrants は第十一條に規定する年歩合により入國する移民にして、非歩合移民に非ざる一

切の移民を謂ふ（第五條）。

第十一條　（イ）各國民ノ年歩合ハ千八百九十年ノ合衆國國勢調査ニ於テ決定セラレタル合衆國大陸内ニ居住セル當該國籍ノ外國出生者總數ノ百分ノ二タルヘシ尤モ各國民ノ最少歩合ハ百名タルヘシ（以下略）

(2)　非歩合移民　第四條の規定する所である。

第四條　本法中使用ノ「非歩合移民」ナル語ハ左記ノ者ヲ指ス

（イ）第九條ニ定ムル願書ヲ提出スル當時合衆國ニ居住スル市民ノ十八歳未滿ノ未婚ノ子又ハ妻タル移民

（ロ）往ニ適法ニ合衆國ニ入國ヲ許可セラレタル移民ニシテ一時外國ニ赴キタル後歸還スル者

（ハ）加奈陀、「ニューファウンドランド」、墨西哥共和國、玖馬共和國、「ハイチ」共和國、「ドミニカ」共和國、運河地帶又ハ中央亞米利加若ハ南亞米利加ノ獨立國ニ生レタル移民竝其ノ同伴又ハ呼寄セタル妻及十八歳未滿ノ未婚ノ子

（ニ）合衆國入國出願直前少クトモ二年間引續キ執レノ宗派タルヲ問ハス布教師ノ職ニ在リシ者又ハ「カレッヂ」、「アカデミー」、「セミナリー」又ハ「ユニヴァーシティ」ニ於テ勉學ノ爲入國セムトスル移民、特ニ右學校ハ本人自ラ之ヲ指定シ勞働長官ノ認可ヲ經タルモノナルコトヲ要ス又右學校ハ各移民學生ノ就學終了ヲ勞働長官ニ報告方承認シタルモノニシテ其ノ報告ヲ怠リタル場合ニハ該認可ハ取消サルルモノトス

（備考の二）　右移民法通過前我國の抗議――所謂埴原公文抜萃（一九二四年四月十日）

千九百二十四年二月八日附下院移民委員會長宛貴翰中ニ指摘セラレタル如ク右條項カ日本人ヲ對象トスルモノニアラストノ主張ハ當ラス蓋シ此點ハ本條項ノ主唱者及支持者カ本條項ノ目的ニ關シテ爲セル公表文ハ云フニ及ハス、本法案（第二十五條）カ現行支那移民取締法規及支那以外一定地域ノ亞細亞ヨリ來ル移民ノ入國ヲ禁止スル移民法規中ノ排斥區域規定ヲ引續キ有効ナリトナシ居ルノ事實ニ徴シ明白ナレハナリ換言スレハ第十二條（b）項（後ニ第十三條c項トナレリ）ノ目的ハ特ニ日本國民ヲ摘出シ之ニ米國國民ヨリ見テ價値ナク且好マシカラサル國民ナリトノ汚名ヲ印スルニ在ルコト明白ナリ而モ之カ法律トナリタル曉其ノ實際ノ結果ハ唯一年僅カニ百四十六名ノ日本人入國ヲ排斥スルノミ、他面紳士協約ハ此ノ百四十六名ノ入國ヲ許ス以外ニ於テハ事實上日本人排斥條項ニ依リテ達セムトスル凡ユル目的ヲ達成シ居ルモノナリ從來國際的交際ニ當リ常ニ正義ト公正トノ崇高ナル主義ニ立脚シ來リタル貴國民カ每年百四十六名ノ日本人ヲ排斥セムカ爲ニ貴國トノ友情維持ニ熱心ト黽勉トヲ以テ絕エス努力シ來リシ友邦國民ノ自尊心ヲ著シク傷ケ且米國政府若ハ少クトモ行政部ノ誠意率イテハ名譽ヲ毀損スルカ如キ手段ニ訴フルノ意思ヲ有スヘシトハ信シ難シ貴官カ從來本使ニ示サレタル信義ニ依頼シ本使ハ玆ニ最率直且友誼的精神ヲ以テ以上ヲ反覆陳述シタル次第ナリ若シ此ノ特殊條項ヲ含ム法案ニシテ成立ヲ見ムカ兩國間ノ幸福ニシテ相互ニ有利ナル關係ニ對シ重大ナル結果ヲ誘致スヘキハ本使ノ感知セサルヲ得サル所ニシテ貴官モ亦同感ナルヲ信スルモノナリ

（備考の三）　所謂紳士協約

前記公文により初めて所謂紳士協約の要旨が公にせられた、曰く

抑モ紳士協約ナルモノハ日米兩國政府間ノ一ノ了解ニシテ日本政府ハ之ニ從ヒ日本勞働者ノ米國ニ移住スルヲ防止スルカ爲自發的ニ一定ノ行政的措置ヲ採用履行シ來レリ右ハ決シテ移民取締ニ關スル合衆國ノ主權ヲ拘束スルノ意圖ニ出テタルモノニアラスシテ此點ハ千九百十七年制定ノ現行移民法カ他外國人ト同樣ニ日本人ニモ適用セラルル事實ニ徴スルモ明白ナリ

兩國政府間ニ於テ最モ友好的ニ且胸襟ヲ開キテ討議ヲ盡シタル結果紳士協約ノ成立ヲ見タルハ米國ニ於テ差別的移民法制定セラ

ルル場合ニハ自然日本國民ノ國民的感情ヲ損傷スルノ虞アリタルカ爲ニシテ右協約ハ合衆國ニ對シ友邦ノ國民的自尊心ヲ傷クルノ虞アル事態ノ發生ヲ防止スルヲ目的トスルモノナリ

紳士協約ノ一目的ハ上述セルカ如ク同協約中ニ除外例ヲ設ケタルモノヲ除キ總テノ日本勞働者ノ米國入國ヲ阻止セムトスルモノナリ該協約ハ兩國政府間ニ交換セラレタル幾多ノ長文且詳細ナル文書中ニ包含セラルルモノナルカ一々右文書ヲ公表スルハ何等裨益スル所ナシト信スルカ故ニ其ノ主要ナル條項及實行狀況ヲ左ニ概言スヘシ

(一) 日本政府ハ熟練及不熟練勞働者ニ對シテハ以前ニ合衆國ニ定住セル者又ハ此等ノ者ノ兩親、妻若ハ二十歲以下ノ子供ヲ除ク外一切合衆國大陸ニ通用スヘキ旅券ヲ發給セサルヘシ、旅券ノ形式ハ僞造ヲ防止スル樣工夫セラレ其ノ發給ハ詐僞ヲ防遏セムカ爲ニ各種ノ探査規則ニ基キ之ヲ行フ、日本政府ハ千九百七年四月八日ノ合衆國行政命令ニ示サレタル勞働者ノ定義ヲ是認セリ

(二) 旅券ハ外務省ノ監督ノ下ニ特ニ權限アル少數ノ官吏ノミニ依リテ發給セラルヘシ（以下本項略）

(三) 所謂寫眞花嫁ニ對スル旅券ノ發給ハ紳士協約ノ條項ニ依リ禁止セラレ居ラスト雖モ日本政府ハ千九百二十年三月一日以來之ヲ停止セリ

(四) 日米兩國政府ハ米國ニ入國シ及米國ヨリ出國スル日本人ニ關スル月別統計表ヲ交換ス

(五) 紳士協約ハ布哇諸島ニハ適用セラレスト雖該諸島ニ對スル旅券ノ發給ヲ制限スルノ方策ハ合衆國大陸ニ對スルト實質上同樣ニ强行セラレツツアリ

(六) 日本政府ハ日本勞働者カ合衆國ニ密入國スルヲ防遏スル爲ニ合衆國ニ隣接セル外國領土ニ赴カムトスル此等勞働者ノ取締ヲ一層嚴重ナラシメツツアリ（後略）

（備考の四）　右移民法通過後我國の抗議（一九二四年五月三十一日）

根本論トシテハ各國ノ版圖内ニ於ケル移民入國ノ制限及取締カ國家固有ノ主權内ニ屬スルコトハ玆ニ之ヲ否定セムトスルモノニ非ス然レトモ右權利行使ニ當リ外國ノ正當ナル自尊心國際間ノ了解又ハ禮讓ノ通義ヲ無視シ外國ニ對シテ明ニ公正ヲ失スルノ措置アルニ於テハ問題ノ性質トシテ固ヨリ外交的交涉及解決ニ訴フルコトヲ得サルヘカラス仍テ日本政府ハ玆ニ千九百二十四年ノ移民法第十三條（c）項ニ包含セラルル差別的條項ニ對シ嚴肅ナル抗議ヲ持續シ之ヲ記錄ニ留メ且米國政府ニ對シ差別待遇除去ノ爲一切ノ適當ナル措置ヲ執ラレムコトヲ要請スルヲ以テ其ノ當然ノ責務ナリト思考ス

第十九章　支那問題と日米關係

一　更に眼を轉じて、支那問題に對する米國の態度を窺はんに、前世紀の終り露國の極東經營は固より米國の頗る喜ばなかつた所であり、同國國務長官ジョン・ヘーが支那に關する所謂門戸開放、機會均等の主義を提唱したのは此際のことである(一八九九年)。當時露獨英佛の諸國競ふて支那に勢力範圍を求めた。米國は此等の勢力範圍自體に反對し之を否認せんとする勇氣は當時之を有しなかつたが、列國の勢力範圍要求は第三國の條約上の權利若は既得の利益を無視することを得ない又右勢力範圍内に於て關稅、港稅、鐵道運賃等に關し差別的待遇を行ふことを許さないと云ふことを主張したものである。而して日露戰爭前の日本が露國の滿洲經營に對し抗爭するのを見て米國人以爲らく、日本は門戸開放主義の爲めの鬪士であると。米國が日露戰役に際し日本に好意を表し同情を吝まなかつたのは右の事由に出づるものであつた。然るに戰後日本の滿洲に於ける經營は、自ら曩日の露國を學んで門戸開放主義を破壞せんとするものであると米人の眼に映じた。そこで曩きの好日的態度は變じて排日的氣運と化するに至つた。一方移民問題の紛糾と相俟つて漸次日米關係は惡化に向つて來た。東西の言論界も動々もすれば太平洋に於ける日米の角逐を評論し、太平洋上の覇權を爭はんとする日米が早晩衝突することは避け難き命數であると妄斷するものあるに至つた。其際即ち移民問題の尚未だ冷却しない時に當つて、十六隻の艦艇より成る米國大西洋艦隊は堂々として一九〇七年十二

月ハンプトン、ローヅを解纜して、世界周航の途に上つた。同艦隊は南米を周航し桑港を經てマニラに向ふの途次横濱に立寄つた。右艦隊が極東に向ふの報傳はるや米國の内外には流言蜚語紛々として起つたが、一九〇八年十月十八日觸艦相銜んで横濱に入り來るを見て日本官民は未曾有の熱誠を以て友邦艦隊の來訪を迎へた。之を聞き傳へた米人は漸く日本人の眞意を了解するに至つたが、一般米人は右艦隊周航によつて日米間の開戰を未然に防ぐの效果を擧げ得たものと解釋した。當時の事情を顧みるに日米間に移民問題の横はれるは勿論のこと、日本が露國を相手として國運を賭した死活戰爭の唯一の結果とも云ふべき滿洲に於ける權利行爲に對し、米國が兎や角容喙がましき態度に出で來るのは固より日本人の不快とする所であり、一方日本の滿洲經營は亦米人の失望と憤懣を禁ずる能はざる所であつた。米國は斯の如く日本に對して反感を有するに反比例し、他方支那に對しては飽くまで好意を表した、團匪事件の爲め米國の受くべき賠償金を免除して支那の歡心を求めた如きは其一つの現はれであつた。當時滿洲諸懸案に關し日本と力爭中であつた北京政府は偏へに米國政府に信賴するの色を示して、米支兩國の交誼は日に親密を加へ、兩國人士中間々『米支同盟』を說くものあるに至つた。時恰かも要路に當つた袁世凱は其腹心たる唐紹儀を前記賠償金免除に對する謝恩使と云ふ名儀で米國に差遣することとして兩國の提携を策せしめた。然るに唐は事志と違ひ成功を收むることが出來なかつた。加ふるに袁も亦政爭に敗れて失脚してしまつた。此間に處した我小村外相は日米間意思の疏通に努め、所謂高平ルート協約を結んだ(一九〇八年十一月三十日公文交換)。此協約は太平洋方面に於ける平和及現狀の維持と商業の發達とを期し、該方面に於ける所領を相互に尊重すること、又支那に於ては獨立及領土保全竝に列國の

商工業に關する機會均等主義を支持し擁護すべきことを聲明したものであり、右の主義を侵迫する事件發生したならば兩國は互に意見を交換し、其執るべき措置に付協商を遂ぐべき旨を約束したものである、卽ち右交換公文の目的は日米間に平和の維持及通商の發達以外他意なきことを表明することにあつて、其眞價は寧ろ本協約成立の精神に存すると云ふべきである。

二　併しながら一方米國の對支政策は決して之が爲めに退嬰的となつたのではない。其翌月（一九〇八年十二月）タフト大統領の就任と共に面目を一新して却て進取的となつた。卽ち米國政府は米國人の對支投資を援助するの方針に出で、クレーンを擧げて駐支公使とした。同公使は意氣軒昂、赴任の途上足未だ米土を離れないのに、米國政府の對支政策を公然口外して、安奉線沿道及南滿洲に於ける日本の採鑛權に對し米國は日米新協商の趣旨に依つて日本に向ひ抗議するつもりであると公言してしまつた。之を聞いて驚いた米國政府は赴任の中途より同氏を召還すると云ふ騷ぎを演じた。右採鑛權に對する米國の疑念は日本の陳辯によつて事濟みとなつたが、國務卿ノックスは新たに突然滿洲鐵道の中立なるものを提議して列國を驚かした。右提議は淸國をして列國の資本により滿洲鐵道を買收せしめて、之を中立の地位に置き、英、米、獨、佛、日、露の六國をして之が共同監視の任に當らしむるを趣旨とするものである。以爲らく之に依り滿洲は商業的中立地帶となるべく此地方に於ける國際紛議は因て以て跡を絕つに至るであらうと。當時日本の民論は該提議を以て日本の旣得權を無視するものであるとなし、或者は之を以て彼の三國干涉に類似するものであると評論するに至つた。先きに日露戰役直後米人企業家たるハリマンは日本より南滿洲鐵道を又露國より東淸鐵道を買收し、以て世界一週交通路を經營しようとしたが、其雄圖は畫餠に歸した。今亦ノックスの滿洲鐵道中立の計畫は不成立に終り、米國官憲の援助を受けたと稱せらるゝ英米シンヂケートの運動であつた錦愛鐵道の計畫も亦水泡に歸した。斯くの如くしてハリマン・ストレートの壯圖は空しくなつた。加ふるにウィルソンが大統領となるや米人が對支投資を行ふを喜ばなかつた爲め、米國財團をして列國（六國）借款團より脫退せしめるに至つた（一九一三年）。然るに其後ラインシュが米國公使として支那に於て米國の爲め各般の積極的行動を取つた。ウィルソンも亦世界戰爭中支那の參戰と共に米國財團をして再び對支借款に手を出さしめることとなつた。而して米國の主唱によつて玆に日米英佛の四國新借款團を起す議が一九一九年巴里會議中より起り、翌一九二〇年十月十五日紐育で成立するに至つた。今後の對支投資は斯くして列國協調の下に行はるることとなつた。

三　しかし支那問題より胚胎した日米間の紛糾は未だ終を告げたものではなかつた。世界戰爭中日本の山東に關する行動及所謂二十一箇條要求は固より米國の快としなかつた所であり、右の何れに對しても當時米國政府は種々の難癖をつけたり抗議を提起したりした。殊に山東問題が巴里會議に上程せられたときには、米國委員は支那參戰の結果當然獨支間の山東に關する各種條約は消滅に歸したものであるとの見解から、日本の要求は全然理由なき不當のものであるとして、極力支那の主張を支持した。其主張の貫徹せられずしてヴェルサイユ條約第百五十六條以下數條の成立を見るに至るや、米人はウィルソン大統領の變節無定見を責めた。ウィルソンを攻擊しヴェルサイユ條約を非難しようとした米人は山東問題に關する同條約の規定を好箇の武器として利用した。彼等は大袈裟に吹聽して云うた『滿

洲を獨占せる日本は今や山東に蟠居せんとするものである。而して二十一箇條要求に最もよく現はれた日本の帝國主義が斯様に着々實行せらるゝに於ては支那は早晩日本の附庸國となるに終らなければならぬ』と。果然華府會議は日本が世界戰爭中支那に於て獲得した利益を吐き出させる爲めの好き機會として利用せられた。米國國務長官ヒューズは日本が從來支那——及西比利亞——に於て犯した「罪狀」を記錄に止むる爲め關係文書を聲高に讀み上げて、日本全權をして判決の言渡を受ける被告の如く首をうな垂れしめた。山東問題は英米の立會人を加へた日支委員の會議に於て殆んど全部支那の希望通り解決せられた、否實は支那としては豫期以上の結果であつたであらう。卽ち日本は膠州灣租借地を返還し、公有財産を還付し、日本軍隊を撤退せしめ、青島海關を還付し、青島濟南府鐵道及其支線をも還付することとした。該鐵道の延長線に關する特權は國際財業團の共同事業に解放せらるることとなつた。こんなことなら日本が今少し早く——則ち巴里會議で——思ひ切つたら、我立場を如何に有利ならしめたであらうか、實に世界戰爭以來——更らに具體的に云はゞ二十一箇條要求事件より巴里會議に至るまでの帝國外交は種々の批判を受けた時代であると云はなければならぬ。同會議中日本の讓歩は右に止まらない、南滿洲其他二十一箇條要求に關する日本の讓歩的聲明に至つては前述の通りである。實に華府會議にあつては固より軍備制限問題が討議事項として重要のものであつたに相違はないが、太平洋及極東問題も其重要の度に於て敢て前者に讓らないものであつたことは、ハーディング大統領より當初列國に宛てた同會議召集狀の示す所であり、又會議の成果である各種の條約及決議に見るも明白である。米國は同會議の劈頭突差の間に先づ『太平洋方面に關する四國條約』を成立せしめて日英同盟を葬り去り、日本の極東に於ける羽翼を除いた。然かる後支那に關する九國條約、山東に關する日支條約其他各種の條約及決議によつて列國の對支行動（實は眼前の問題として日本の行動）を羈束せんとした。而して其目的を達するに成功したものである。從來列國の支那に於ける利權競爭政策、勢力範圍主義、獨占主義等を葬り去つて更に門戶開放主義、機會均等主義を强調し、以て列國の對支政策を協調の基礎の上に置かんとするものであつた。此約束を以て列國の對支政策は玆に新時期に入つたものと看られた。

第二十章　所謂二十一箇條問題及山東問題

一　戰爭そのものは外交ではない、戰爭と外交とは區別しなければならぬ二個の觀念である。けれども戰爭は一國の對外政策史上劃期的の現象である場合が尠くない、否外交史上戰爭と外交とは寧ろ離れ得ない關係にあることが多い。我國の外交史を論ずるに當つても亦（一）日淸戰役（二）日露戰役及び（三）世界戰役の三者は實に劃期的の出來事と云はなければならぬ。從て我對支外交史も此三期に分つて考察することが至便であると認められる。

歐洲大戰の開始と共に日本の對支政策は玆に第三期に入つた。卽ち當時日本は「極東の平和を紊亂すべき源泉を除去し日英同盟協約の豫期せる全般の利益を防護するの措置を講ずるは……極めて緊要の事たるを思ひ」獨逸政府に向つて二事項の勸告を試みたるものである（一九一四年八月十五日の最後通牒）。其二事項とは第一、日本及支那海洋方面より獨逸艦艇の卽時に退去すること、若し其退去する能はざるものは直に其武裝を解除すること、第二、獨逸政府は一九一四年九月十五日を限り無償無條件にて膠州灣租借地全部を日本官憲に交付することが之である。然し右膠州灣の交付に付ては日本としては後日『支那國に還付するの目的を以て』交付を受くる旨の制限的聲明が附してあつた。獨逸は右の文書に答へなかつた。從て所定の期日（八月二十三日正午）に於て日獨兩國は戰爭關係に入つた。我軍は英國と共に山東に兵を進め間もなく靑島の陷落を見るに至つた。因て日本政府は日獨戰爭の善後を圖ると共に從

來の懸案を一掃するの目的を以て一九一五年一月十八日を以て世に所謂二十一箇條要求なるものを支那政府に提出した。同要求は第一、山東省に於て獨逸の有する利權の處分に關する件（四ヶ條あり）、第二、南滿洲及東部內蒙古（卽ち我勢力範圍）に於ける帝國特殊の地位及利益の承認に關する件（七ヶ條）、第三、漢冶萍公司に關する件（二ヶ條）、第四、支那沿岸の港灣及島嶼の不割讓に關する件（一ヶ條）、第五、多年日支間に懸案となり居れる諸問題の解決に關する件（七ヶ條）の五件より成るものであつた。其北京交涉に際し彼我の代表者は會議を重ぬること二十餘回、數ヶ月の日子を費したが、一向に解決の模樣が見えなかつたので、遂に我は彼に對し最後通牒を交付し、漸くにして同年五月二十五日彼我の間條約及交換公文の成立を見るに至つた。其內山東に關する條約は之を後に讓ることとして、南滿洲及東部內蒙古に關する條約に於ては、旅順大連の租借期限並南滿洲鐵道及安奉鐵道に關する期限を何れも九十九箇年に延長すべきことを約し（第一條）又日本國臣民は南滿洲に於て各種商工業上の建物を建設する爲又は農業を經營する爲必要なる土地を商租するを得ることと定めた（第二條）。次に東部內蒙古に於ける日本人の農業及附隨工業の經營も支那人との合辦の方法に依るときは支那政府は之を承認すべきこととなつた（第四條）。而して別に作成した交換公文に依つて日本は奉天省六箇所、吉林省三箇所の鑛山採掘權、滿蒙に於ける鐵道借款及滿蒙の課稅を擔保とする借款につき優先權を得た。換言すれば滿蒙の鑛業及鐵道に關し獨占的利權を得たものであつた。加之支那が將來南滿洲に於て軍事、財政、政治等に關し外國人顧問を招聘するときは先づ日本人を傭ふべきことを定めた。數へ來れば此等の利權は頗る多種多岐に亙るの觀があるけれども、多くは現實の利權と云ふよりも、單に將來成立することある

べき利權の基礎協定に過ぎざるものであつて、此儘放置するときは百年を經るも何等の效果を收め難きものである。故に徒らに利權の空名を得て實質を逸したとの誹もある。加之右要求提出の時期と之が交涉の方法とは、獨り支那人ばかりでなく歐米人の日本に對する反感を買ふの因となつた。爾來我對支政策は猜疑の眼を以て眺められることとなり、露骨な帝國主義であるとの評を受くるに至つた。殊に其結果は差當り巴里講和會議の際に現はれた、卽ち山東の處分問題の討議に當つて日本は旣に支那との間に存する山東に關する條約（一九一五年）及交換公文（一九一八年）を楯とし、又英佛露伊との間に旣に出來て居つた了解にすがつて、兎に角一旦日本の手に山東省に於ける獨逸從來の權利及特權を收むること、及び其の上にて膠州灣租借地の還付其他に付日支兩國間に協定を遂げることを以て同會議に於ける我方針として進んだ。英米全權中或は一應獨逸領土に關する一般原則を膠州灣問題にも準用するの考案を有したものあり、或は獨逸領土全體（從て膠州灣をふくむ）を一先づ聯合國に收めたる上で聯合國の間に之が處分方法を議すべしとの意見を有するものもあつた樣であるが、日本全權は固く右の方針を執りて動かなかつた。此要求にして若し容れられなければ直ちに巴里を引揚げんとするの氣勢をさへ示したとも傳へられて居る。當時日本の執つた態度は支那全權の排日宣傳と相俟つて、日本に對する列國の感情を尠からず面白からぬ傾向に導いたものの樣である。越えて一九二一年米國大統領ハーディングが軍備縮少會議を華府に開催するの議を提唱するに當り、極東問題及太平洋問題をも併せて討議して以て誤解の因を除かんとする旨を聲明したのは、實に世界戰爭以來の我對支政策に懲たらずして、他の列國と共に裁判官たる地位に立つて、原告たる支那と被告たる日本との間に審理裁判を行はんとするものである

との世評もあつた。が、出來上つたものは支那に關する所謂九國條約あり、關稅條約あり、山東懸案解決條約あり又支那に於ける治外法權其他に關する數箇の決議をも見るに至つた。右等各種條約及決議の一々の評價は姑らく措くとして、兎に角此等の條約及決議に現はれたる列國の對支政策は支那の領土保全を經とし門戸開放を緯とするものであり、列國の協調を以て其基礎とするものであると云はねばならぬ。

二　飜つて顧みるに、列國は旣に支那に於ける利權競爭時代に於て其競爭の弊を痛感したものであり、玆に支那の獨立及領土保全並に支那に於ける列國の商工業に關する機會均等主義卽ち所謂門戸開放主義が英獨協商（一九〇〇年）日英同盟協約（一九〇二年、一九〇五年、一九一一年）日佛協約（一九〇七年）ポーツマス條約（一九〇五年）日露協約（一九〇七年）日米間高平ルート協約（一九〇八年）石井ランシング協定（一九一七年）等に於て屢次聲明せらるることとなつた。然るに此等の協約にては關係國間に於て叙上の主義を聲明したまでであつて、其主義を實行するに於て何等の保障たるを意味するものではなかつた。これ恰かも土耳古に關し列強が前世紀中葉以來屢々同國の獨立及領土保全を聲明したのと一般である。若し夫れ門戸開放主義に至つては、一八九九年米國の國務卿ジョン・ヘーの同文通牒により列國に對し提唱せられて以來、前記各條約又は交換公文に現はるる通り、米國以外の諸國も之に贊同し共鳴した觀があるけれども、最も熱心に此主義を主張提唱して終始渝らないのは米國である。同國は內外諸般の事情に顧みて支那に於て領土又は勢力範圍の獲得を敢てすることが出來ない、從て門戸開放主義を唱へて以て列國の勢力圈內に實利上の割込をなす爲め、均等待遇を主張することを方針とするに至つたのである。しかし門戸開放と云

ひ又機會均等と云ひ條約又は公文に於て屢々繰返されたる語であるに拘はらず、其意義は漠として捕捉するに苦まれ、適用も從て困難であり、獨立又は領土保全の文字と共に言愈々美にして實愈々醜なるの憾があつた。そこで前記華府會議の支那に關する九國條約に於ては、「一切の國民の商業及び工業に對し支那に於ける門戶開放又は機會均等の主義を一層有效に適用するの目的を以て、」詳細なる規定を設け、且將來支那に於て勢力範圍を創設せむとするを禁止するの明文をも置くに至つた。此等の明文が果して今後發生することあるべき諸般の問題を實地に解決するに充分であらうか、兎に角右條約により列國は支那に於て獨占的、排他的利權を獲得することを排斥するの決意を表明した。曩日の利權競爭時代、勢力範圍時代を脫して列國協調時代に入つたことを明確ならしめた。但し列國協調時代に入つたと云ふても無風狀態、無競爭時代に入つたと云ふ意味でないことは勿論である。

三　華府會議中日本全權は所謂二十一箇條要求中の「他日を期して交涉を進むべし」として保留して置いた希望條項たる第五の件を自發的に撤回した。同時に又滿蒙に於ける投資優先權をも拋棄する旨を聲明した。從て日本の接壤地域卽ち滿蒙に於ける特殊利益を認めた所の一九一七年の石井ランシング協定も次で廢棄せらるることとなつた（一九二二年四月十四日）。若し夫れ租借地の還付問題に至りては我國が膠州灣租借地を支那に還付したるを最初の實例として、英國は威海衞の還付を、佛國も主義として廣州灣の還付を承諾すべき旨を華府會議に於て聲明した。然し同時に英國は九龍租借地を、日本は關東州租借地を還付すること能はずとの趣旨を同會議に於て言明した。巴里會議及華府會議に於て二十一箇條事件協定廢棄運動に熱中した支那は右兩會議を經て形式に於ては兎も角、實質としては豫期以上の收獲を收め得た。そこで支那は愈々望蜀の態度に出で旅大回收運動を試みた。之が爲め我政府に二十一箇條廢棄の公文を送つて來たが（大正十二年三月十日）我國は直ちに之を峻拒した（同年同月十四日）。

四　租借地以外我滿蒙に於ける勢力範圍のことに至つては、列國協調主義の一表徵たる新對支借款團成立の際滿蒙除外の問題が起つたとき、我國としては滿蒙が實に我國家『安全』の問題上重大なる關係を有するものであり、卽ち帝國政府は切實に自國並に極東の危殆防遏の手段を講ずるの必要を自覺し『帝國及東亞の安寧を脅す門戶たる滿蒙に對し、他の列國と異り死活に關する底の緊切なる關係を有し、之が爲め國家及國民の生存上缺くべからざる特殊且正當なる留保を爲さざるを得ざること』を聲明した。一方には列國は『借款團が日本の經濟的生存並國防の安全に影響を及ぼす樣なことをする氣遣ひはない』と云ふ保障を日本に與へたから、日本も滿蒙に於て『何等地理的區劃を設けて經濟上の利益を壟斷し、乃至勢力範圍を確保增進せんとするが如き動機に出づるものにあらざること』を言明した。前述の如く華府條約は勢力範圍の將來に於ける創設を禁止したものであるが、同條約の明文通り又精神通り實行せられることとならば、從來諸國が支那に於て有し來つた勢力範圍も大に怪しくなつて來ると解釋する人がある。しかし我國が幾多の人と財とを犧牲にした其損失に對する殆んど唯一の報償とも云ふべき旅大の租借及南滿鐵道並に其關係事業は別問題と云はざるを得ない。

（備考の一）　所謂二十一箇條問題に關する日支交涉顚末

（一九一五年五月七日外務省公表）

○要求原案

今回帝國政府カ支那政府ニ提出シタル要求條件ハ日獨戰爭ノ善後ヲ圖リ日支兩國ノ親善關係ヲ增進シ東洋永遠ノ平和ヲ保持セントスルヲ以テ眼目トナシ帝國カ從來支那ニ關シ列國ニ對シテ隨時聲明シタル領土保全、機會均等、門戸開放等ノ主義ト牴觸スル虞アリト認メラルルモノハ努メテ之ヲ避クルコトニ留意シタリ從ツテ右條件ハ大體山東ニ於テ獨逸ノ有スル利權ノ處分ニ關スルコト南滿洲及東部內蒙古ニ於ケル帝國特殊ノ地位及利益ノ承認ニ關スルコト多年來日支兩國間ニ懸案トナリ居レル諸問題ヲ解決スルコト等ニシテ卽チ左ノ如シ

第一、山東省ニ關スル件

一、獨逸カ山東省ニ關シ條約其他ニ依リ支那ヨリ獲得シタル一切ノ權利利益讓與等ノ處分ニ付帝國政府カ獨逸政府ト協定スヘキ一切ノ事項ヲ承認スルコト

二、山東省內若クハ其沿岸島嶼ヲ他國ニ讓與又ハ貸與セサルコトヲ保證スルコト

三、芝罘又ハ龍口ト膠濟鐵道トヲ連絡スヘキ鐵道ノ敷設ヲ帝國ニ許與スルコト

四、支那政府自カラ山東省ノ主要都市ヲ外國人ノ居住貿易ノ爲ニ開放スルコト

第二、南滿洲及東部內蒙古ニ關スル件

一、旅順大連租借期限竝ニ南滿洲及安奉兩鐵道ニ關スル各期限ヲ更ニ九十九年延長スルコト

二、日本人ニ對シ各種商工業上ノ建物ノ建設又ハ耕作ノ爲メ必要ナル土地ノ賃借權又ハ所有權ヲ許與スルコト

三、日本人カ居住往來竝ニ各種商工業及其ノ他ノ業務ニ從事スルヲ許スコト

四、日本人ニ對シ特ニ指定セル鑛山採掘權ヲ許與スルコト

五、他國人ニ鐵道敷設權ヲ與ヘ又ハ鐵道敷設權ノ爲他國ヨリ資金ノ供給ヲ仰クトキ竝ニ諸稅ヲ擔保トシテ借款ヲ起ストキハ豫メ帝國政府ノ同意ヲ經ヘキコト

六、政治、財政、軍事ニ關スル顧問教官ヲ要スル場合ニハ帝國政府ニ協議スヘキコト

七、吉長鐵道ノ管理經營ヲ九十九箇年間日本國ニ委任スルコト

第三、漢冶萍公司ニ關スル件

一、日本國資本家ト同公司トノ密接ナル關係ニ顧ミ本公司ヲ適當ノ機會ニ日支合辨トナスコト竝ニ支那政府ハ帝國ノ同意ヲ經スシテ公司ニ屬スル一切ノ權利財產ヲ自ラ處分シ又ハ公司ヲシテ處分セシメサルヘキ旨ヲ約スルコト

二、日本資本家側債權保護ノ必要上支那政府ハ本公司ニ屬スル諸鑛山附近ノ鑛山ニ付公司ノ承諾ヲ經スシテ之カ採掘ヲ公司以外ノモノニ許可セサルヘキ旨竝ニ其他直接公司ニ影響ヲ及ホス處アル措置ヲ執ラントスル場合ニハ先ツ公司ノ同意ヲ經ヘキ旨ヲ約スルコト

第四、一般沿岸島嶼ノ不割讓ニ關スル件

支那沿岸ノ港灣及島嶼ヲ他國ニ讓與又ハ貸與セサル旨ヲ約スルコト

第五、懸案解決其ノ他ニ關スル件

一、中央政府ニ政治財政及軍事顧問トシテ有力ナル日本人ヲ傭聘スルコト

二、支那內地ニ於ケル日本ノ病院寺院及學校ニ對シ土地所有權ヲ認ムルコト

三、必要ノ地方ニ於ケル警察ヲ日支合同トスルカ又ハ此等ノ地方ニ於ケル警察官廳ニ日本人ヲ傭聘スルコト

四、日本ヨリ一定數量ノ兵器ノ供給ヲ仰クカ又ハ支那ニ日支合辨ノ兵器廠ヲ設立シ日本ヨリ技師及材料ノ供給ヲ仰クコト

五、武昌ト九江南昌線トヲ聯絡スル鐵道及南昌杭州間、南昌潮州間鐵道敷設權ヲ帝國ニ許與スルコト

六、臺灣トノ關係及福建不割讓約定ノ關係ニ顧ミ福建省ニ於ケル鐵道、鑛山、港灣ノ設備（造船所ヲ含ム）ニ關シ外資ヲ要ス

ル場合ニハ先ツ日本ニ協議スヘキコト

七、支那ニ於ケル日本人ノ布教權ヲ認ムルコト

右ノ内山東省ニ關スル我要求條項ニ關シテハ曩ニ帝國政府ハ多大ノ犧牲ヲ拂ヒテ同方面ニ於ケル獨逸ノ勢力ヲ驅逐シタリト雖モ支那ノ現狀ハ到底獨逸カ同地方ニ於テ其勢力ヲ回復シ再ヒ將來ノ禍根トナルコトヲ防止スルノ實力ヲ缺クコト明カナルヲ以テ帝國カ叙上ノ要求ヲ提出シテ自ラ獨逸ノ有スル權利處分ノ方法ヲ講シ其ノ勢力ノ復活ヲ豫防スルノ擧措ニ出ツルハ已ムヲ得サル所ナリ又南滿洲ニ關シテハ帝國ノ從來同地方ニ對シテ有セル所ノ地理上政治上商工業ノ利害上特殊密接ナル關係ハ前後二回ノ戰役ニ依リテ特ニ深キヲ致セル現勢ニ顧ミ帝國ニ於テ優越ナル地位ヲ占ムル可キハ中外ノ承認スル所ナリ東部内蒙古ニ付テモ略其軌ヲ一ニス

又日支兩國和親ノ關係ヲ益々增進センカ爲ニハ將來兩國間ニ紛糾ヲ生スヘキ各種懸案ヲ此際一併解決スルト共ニ將來ノ紛爭ヲ防クカ爲取極メヲ爲スコトノ必要ナルハ言ヲ俟タサル所ナリ帝國政府ハ是等ノ條項ハ他ノ各項ト區別シ別個ノ問題トシテ支那政府ニ其實行ヲ勸告セリ卽チ他ノ各項ハ主トシテ條約其他ニ基キ權利トシテ支那ノ同意ヲ求ムルモノナルモ本項ハ專ラ支那政府ニ於テ國交ノ誼ヲ重ンスルカ爲ニ實行ニ同意センコトヲ求メタルモノナリ

叙上ノ越旨ニ基キ愼重審議ノ結果提出シタル要求ニ對シ支那政府ハ或ハ交涉ノ當初ヨリ其ノ内容ヲ暴ニ祕密ニ附シ置クヘキ約束アルヲ無視シ提案各條項ヲ故意ニ誇大ニシ又ハ誣曲揑造ヲ加ヘテ外間ニ流布シ以テ列國ノ我ニ對スル反感ヲ挑發セントシ或ハ談判ノ内容ヲ隨時新聞ニ記載セシメテ交涉ノ進行ヲ阻碍シ或ハ帝國ニ不利ナル報道ヲ揑造シ以テ帝國ト與國トノ關係ヲ離間セント試ミ或ハ膠州灣無條件還付、日獨戰爭ニ依リ生シタル損害賠償等ノ要求ヲ提出スル等交涉ノ圓滿解決ヲ圖ルノ誠意ナキモノト認メラルルノミナラス我方ニ於テ充分誠意ヲ披瀝シ要求ノ趣旨ヲ反覆說明スルト共ニ支那側ノ腹藏ナキ意見ヲ聽取スルニ努メタルニ拘ラス支那當局ハ我方ノ友好的態度ヲ諒トセス漫リニ交涉ノ遷延ヲ圖リタルハ掩フヘカラサル事實ナリトス

帝國政府ニ於テハ交涉開始以來二十五回ノ會議ヲ重ネ三箇月餘ノ日子ヲ費シ有ラユル手段ヲ盡シテ交涉ノ圓滿解決ヲ圖リタルモ支那側ニ於テハ山東省ニ關スル條項ニ付キ略承諾ノ意ヲ表スルニ至リタルモ南滿洲ニ關シテハ其主要問題タル居住及土地ニ關スル權利ニ付種々ノ制限ヲ加ヘ東部内蒙古ニ關スル問題及前記第五項ニ列記セル諸問題等ニ付テハ或ハ國家主權ニ害アリト爲シ或ハ他國トノ條約ニ牴觸スト爲シ帝國公使ニ於テ百方其然ラサル所以ヲ說示シタルニ對シ毫モ耳ヲ傾クルコトナク全然和衷妥協ノ誠意ヲ缺キタリ然レトモ帝國政府ハ交涉ノ圓滿解決カ東洋ノ和平維持ノ爲極メテ緊要ナルヲ思ヒ支那側ノ主張ヲ尊重シ交讓妥協ノ精神ヲ以テ至大ノ讓歩ヲ爲シ去ル四月廿六日ヲ以テ支那政府ニ對シ修正案ヲ提出シタリ

○修正案

右修正案ハ從來ノ會議ニ於ケル支那側ノ主張ヲ參酌シタルモノニシテ卽チ（一）東部内蒙古ニ付イテハ差向キ絕對必要ナル事項ニ止メ（二）漢冶萍公司ノ件ハ數次ノ會見ニ於テ支那側ノ言明セル事項ニ止メ（三）沿岸不割讓ノ件ハ支那側希望通リノ形式ニ改メ其他顧問ノ件、學校病院用地ニ關スル件、兵器ノ件、福建省ノ地位ニ關スル件ハ總テ會議ニ於ケル支那側委員ノ言明ニ基ケルモノト爲シ南支鐵道ニ付イテハ特ニ關係第三國ノ關係ヲ尊重シテ修正ヲ加ヘ布教權ノ件ハ他日ノ交涉ニ讓リ警察ニ關スル件及寺院用地ニ關スル件ハ之ヲ撤回シタリ修正案ノ要領左ノ如シ

第一、南滿洲及東部内蒙古ニ關スル件ヨリ東部内蒙古ヲ除キ第二項第三項ヲ左ノ通リ訂正ス

（イ）日本國臣民ハ南滿洲ニ於テ各種商工業上ノ建物ヲ建設スル爲メ又ハ農業經營ノ爲メ必要ナル土地ヲ賃借又ハ購買スルコトヲ得

（ロ）日本國臣民ハ南滿洲ニ於テ自由ニ居住往來シ各種ノ商工業及其他ノ業務ニ從事スルコトヲ得

（ハ）前二項ニ關シ日本臣民ハ例規ニ依リ下附セラレタル旅券ヲ地方官ニ提出シ登錄ヲ受ケ且日本國領事官ニ於テ承認シタル警察法令ニ服從シ同シク其承認シタル課稅ニ服スヘシ民刑訴訟ハ日本人被告タル場合ニハ日本國領事官ニ於テ又支那人被告

タル場合ニハ支那國官吏ニ於テ之ヲ審判シ互ニ員ヲ派シ臨席傍聽スルコトヲ得但土地ニ關スル日支人間ノ民事訴訟ハ支那國ノ法律慣習ニ依リ日本國領事官及支那國官吏ニ於テ共同審判スヘシ又將來同地方ノ司法制度完全ニ改良セラルルトキハ日本國臣民ニ關スル一切ノ民刑訴訟ハ完全ニ支那國法廷ニ於テ審理スヘシ

第二、東部內蒙古ニ關スル件

（イ）該地方ニ於テ日支兩國臣民合辦ニ依リ農業及附隨工業ノ經營ヲ爲スヲ允許スルコト

（ロ）支那政府カ將來該地方ニ於ケル鐵道ニ關シ又ハ各種稅課ヲ擔保トシテ外國ヨリ借款ヲ爲サントスルトキハ先ツ日本ニ商議スルコト

（ハ）開放地ヲ增設スルコト

第三、漢冶萍公司ニ關シテハ支那政府ハ（イ）他日同公司ト日本資本家トノ間ニ合辦ノ議成リタルトキハ之ヲ承認スヘク（ロ）同公司ヲ沒收セサルヘク（ハ）關係日本資本家ノ同意ナクシテ同公司ヲ國有ト爲スコトナカルヘク（ニ）日本國以外ヨリ外資ヲ公司ニ入レシムルコトナカルヘキヲ約スルコト

第四、支那沿岸不割讓ノ件ハ支那政府案ノ如キ聲明トナスコト

第五、其他ノ諸點ニ關シテハ左記ノ各項ヲ記錄ニ留メ置クコト

（イ）支那政府ハ將來必要ノ場合ニ日本人ヲ顧問ニ傭聘スヘキコト

（ロ）日本人支那內地ニ於テ學校病院ヲ建設スル爲土地ヲ租借又ハ購買セント欲スルトキハ中央政府ハ之ヲ允許スヘキコト

（ハ）支那政府ハ他日其陸軍武官ヲ日本ニ派シ日本軍事當局者ト直接兵器購入又ハ支那ニ於ケル日支合辦兵器廠設立ノコトヲ協議セシムヘキコト

（ニ）南支地方鐵道敷設權ニ關シテハ他國ニ於テ故障ナキコト明カナルニ至リタル場合ニハ必ス之ヲ日本國ニ許與スヘク又ハ別ニ日本國政府ヨリ支那政府ニ於テ本件ニ關係アリト認ムル他國トノ間ニ直接協議スヘキニ付其間本件鐵道ハ何レノ國ヘモ許與セサルヘキコト

（ホ）日本人布教權ノ問題ハ之ヲ他日ノ商議ニ讓ルコト

第六、警察合同ニ關スル件ヲ撤回ス

第七、福建省ニ關シテハ支那政府ハ其沿岸ニ於テ造船所軍用貯炭所若クハ海軍根據地ヲ設ケ又ハ其他ノ軍事上ノ施設ヲ爲スコトヲ何レノ國ニモ許ササルコト及外國ノ資金ニ依リ該省沿岸ニ同樣ノ施設ヲ爲ササルコトヲ何等カノ形式ニ於テ約束スルコト

右修正案ノ提出ト同時ニ帝國政府ハ支那政府ニ對シ帝國カ多大ノ犧牲ヲ拂ヒテ獲取シタル膠州灣ヲ戰後講和會議ノ結果帝國ノ自由處分ニ委セラルル場合ニハ（一）膠州灣ヲ商港トシテ開放スルコト（二）列國ニ於テ希望スルニ於テハ共同居留地ヲ設置スルコト（三）列國ニ於テ希望スルニ於テハ共同居留地ヲ設置スルコトヲ遂クヘキコト等ノ條件ノ下ニ支那ニ還付スヘキコトヲ言明シタリ膠州灣ハ獨逸カ其東洋ニ於ケル發展ノ根據地トシテ多年巨額ノ資財ト多大ノ勞力トヲ投シテ經營シタル軍事上通商上極メテ重要ナル地點ニシテ同地ノ發展ニ伴ヒ支那ノ一角ニ於ケル獨逸ノ勢力ハ實ニ牢乎トシテ拔クヘカラサルモノアルニ至リ支那ノ獨力ヲ以テシテハ此地ヲ恢復セントスルカ如キコトハ到底望ム能ハサル所ナラントス而シテ帝國ハ將來東洋ノ平和ヲ攪亂スルノ虞アル此禍源ヲ除クカ爲メニハ實ニ尠少ナラサル資財ト生命トヲ擲チタルモノニシテ已ニ此地ヲ奪取シタル上ハ之ヲ如何ニ處分スヘキハ主トシテ帝國ノ意志ニ屬シ之ヲ支那ニ還付スヘキ何等ノ義務ナキコト勿論ナリ然ルニ帝國ニ於テ進テ同地ノ還付ヲ豫約シタル所以ノモノハ實ニ帝國カ日支國交ノ親善ト極東全局ノ和平トニ眷々タルカ故ニ外ナラス

然ルニ支那側ニ於テハ我方交讓妥協ノ誠意ヲ無視シ五月一日ニ至リ更ニ我修正案ニ對スル再修正案ヲ提出シ之ヲ以テ其最後ノ決定案ナリト聲明セリ右支那政府ノ修正案ハ南滿洲ニ關シテハ日本人ノ未開放地ニ於ケル居住營業及土地賃借權ヲ認メタレトモ

永租權ヲ許與スルコトヲ拒ミ且支那ノ警察法規ニ服從シ支那人ト同樣ニ各種稅課ヲ納メ土地ニ關スル爭議ニ付テハ日支人間ハ勿論日本人相互ノ訴訟ト雖モ總テ支那官吏ノ審判ニ歸スヘシ等ノ條件ヲ要求シ東部內蒙古ニ付テハ同地方ノ範圍ヲ限局シ我要求ノ眼目タル日支合辨ノ農業及附隨工業ノ經營ヲ承認スルコトヲ拒ミ且同時ニ膠州灣租借地ノ無條件還付及日獨講和會議ニ於ケル支那政府參加ノ承認ヲ求メタルノミナラス日獨戰役ニ依リ生シタル損害ノ全部ヲ日本政府ニ於テ負擔スヘキ旨竝ニ同戰役ニ於ケル日本軍ノ軍事的施設ノ卽時撤廢及占領地守備兵ノ至急撤退ヲ要求シ更ニ前揭我修正案中第五ノ全部ヲ拒絕スルニ至レリ

加之支那政府修正案ニハ自國委員ノ責任アル陳述ノ一部ヲ否定シ一旦撤回シタル條項ヲ復活セシメ或ハ旣ニ協定濟ミノ事項ヲ取消ス等背信ノ廉ニ於カラサルモノアリ殊ニ膠州灣無條件還付ノ要求若クハ日獨戰爭ノ爲生シタル損害賠償負擔ノ要求ノ如キハ日本ニ對シ到底其容認スル能ハサルコト明白ナル所ノモノヲ求メントスルモノニシテ而モ支那政府ハ右要求ヲ含メル對案ヲ以テ其最後ノ決定ナリト明記セリ從ツテ帝國ニ於テ是等ノ要求ヲ容認セサル限リ他ノ諸項ニ關シ如何ニ妥協商定スル所アルトモ是等ハ皆遂ニ何等ノ意味ヲモ有セサルコトトナルヘク結局支那政府修正案ハ其全體ニ於テ全ク空漠無意義ノモノトナルニ至ルヘシ帝國政府ハ支那政府ノ此ノ如キ態度ニ鑑ミ此上交涉ヲ繼續スルノ餘地殆ント之ナキヲ遺憾トスルモノナリト雖極東和平ノ維持ヲ顧ヒ努メテ本交涉ヲ圓滿ニ結了シ時局ノ紛糾ヲ避ケンコトヲ冀ヒ難ヲ忍ヒテ隣邦政府ノ情意ヲ酌ミ我修正案中第五ノ各項ハ本交涉ヨリ引離シ後日改メテ協商スルコトニ決定シ右ノ趣支那政府ニ申入レシムルト共ニ同政府ニ於テ帝國政府交讓妥協ノ精神ヲ尊重シ更ニ愼重ナル考量ヲ加ヘ我修正案ニ對シ速ニ承諾ノ意ヲ表スヘキコトヲ勸告セシメ同時ニ帝國政府ハ之ニ對シ來ル五月九日午後六時迄ニ支那政府ニ滿足ナル回答ヲ期待スルモノナル旨ヲ聲明スヘキ旨五月六日ヲ以テ在支帝國公使ニ訓令セリ

（備考の二）南滿洲及東部內蒙古ニ關スル條約

大正四年五月二十五日北京ニ於テ調印（日、支文）
同年六月七日批准
同年同月八日東京ニ於テ批准書交換
同月九日公布

日本國皇帝陛下及支那共和國大統領閣下ハ南滿洲及東部內蒙古ニ於ケル兩國間ノ經濟關係ヲ發展セシメムコトヲ欲シ右ノ目的ヲ以テ條約ヲ締結スルコトニ決シ之カ爲ニ日本國皇帝陛下ハ特命全權公使從四位勳二等日置益ヲ支那共和國大統領閣下ハ中卿一等嘉禾勳章外交總長陸徵祥ヲ各其ノ全權委員ニ任命セリ因テ各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之カ良好妥當ナルヲ認メ以テ左ノ條項ヲ協議決定セリ

第一條　兩締約國ハ旅順大連ノ租借期限竝南滿洲鐵道及安奉鐵道ニ關スル期限ヲ何レモ九十九箇年ニ延長スヘキコトヲ約ス

第二條　日本國臣民ハ南滿洲ニ於テ各種商工業上ノ建物ヲ建設スル爲又ハ農業ヲ經營スル爲必要ナル土地ヲ商租スルコトヲ得

第三條　日本國臣民ハ南滿洲ニ於テ自由ニ居住往來シ各種ノ商工業其ノ他ノ業務ニ從事スルコトヲ得

第四條　日本國臣民カ東部內蒙古ニ於テ支那國國民ト合辨ニ依リ農業及附隨工業ノ經營ヲ爲サムトスルトキハ支那國政府之ヲ承認スヘシ

第五條　前三條ノ場合ニ於テ日本國臣民ハ例規ニ依リ下附セラレタル旅券ヲ地方官ニ提出シ登錄ヲ受ケ又支那國警察法令及課稅ニ服スヘシ

民刑訴訟ハ日本國臣民被告タル場合ニハ日本國領事官ニ於テ又支那國國民被告タル場合ニハ支那國官吏ニ於テ之ヲ審判シ互ニ員ヲ派シ臨席傍聽セシムルコトヲ得但シ土地ニ關スル日本國臣民及支那國國民間ノ民事訴訟ハ支那國ノ法律及地方慣習ニ依リ兩國ヨリ員ヲ派シ共同審判スヘシ

將來同地方ノ司法制度完全ニ改良セラルルトキハ日本國臣民ニ關スル一切ノ民刑訴訟ハ完全ニ支那國法廷ノ審判ニ歸スヘシ

第六條　支那國政府ハ成ルヘク速ニ外國人ノ居住貿易ノ爲自ラ進ミテ東部內蒙古ニ於ケル適當ナル諸都市ヲ開放スヘキコトヲ約ス

第七條　支那國政府ハ從來支那國ト各外國資本家トノ間ニ締結シタル鐵道借款契約規定事項ヲ標準ト爲シ速ニ吉長鐵道ニ關スル

諸協約竝契約ノ根本的改訂ヲ行フヘキコトヲ約ス

將來支那國政府ニ於テ鐵道借款事項ニ關シ外國資本家ニ對シ現在ノ各鐵道借款契約ニ比シ有利ナル條件ヲ附與シタルトキハ日本國ノ希望ニヨリ更ニ前記吉長鐵道借款契約ノ改訂ヲ行フヘシ

第八條　滿洲ニ關スル日支現行各條約ハ本條約ニ別ニ規定スルモノヲ除クノ外一切從前ノ通リ實行スヘシ

第九條　本條約ハ調印ノ日ヨリ効力ヲ生ス

本條約ハ日本國皇帝陛下及支那共和國大統領閣下ニ於テ批准セラルヘク其ノ批准書ハ成ルヘク速ニ東京ニ於テ交換スヘシ

右證據トシテ兩國全權委員ハ日本文及支那文ヲ以テ作成セラレタル各二通ノ本條約ニ署名調印ス

大正四年五月二十五日卽中華民國四年五月二十五日北京ニ於テ之ヲ作ル

日本帝國特命全權公使從四位勳二等　日置益（署名）印

支那共和國中卿一等嘉禾勳章外交總長　陸徵祥（署名）印

（備考の三）　千九百十五年ノ日支交涉（所謂二十一箇條問題）ニ關シ千九百二十二年二月二日極東總委員會（華府會議）ニ於テ日本國委員幣原男爵ノ爲シタル陳述（抄錄）

倘千九百十五年ノ諸條約及諸公文ヲ呼フニ所謂「二十一箇條要求」ナル辭句ヲ用キルハ不精確ナルノミナラス甚シク誤解ヲ惹起スルモノナルコトヲ指摘セサルヲ得ス右ハ日本國ノ原提案全部カ日本國ノ壓迫ニ依リ支那ノ承諾ヲ得タリトノ誤レル印象ヲ與フルノ虞アルヲ以テナリ然ルニ事實ニ於テハ所謂第五項ノミナラス日本國最初ノ提案中他ノ數個ノ事項ハ最終要求ヲ支那ニ提出スルニ當リテ支那國政府ノ希望ヲ尊重シ或ハ全然削除セラレ或ハ甚シク變更セラレタリ更ニ本件交涉ニ關シ兩國政府ヨリ公表シタル記錄ニ依レハ署名濟ノ本件諸條約及諸公文中ノ最重要ナル諸條項ハ最後通牒交付前既ニ支那國委員ニ依リ實際上同意セラレタルモノナルコト判明スヘシ而シテ右最後通牒ハ當時遷延ヲ重ネタル交涉ヲ速ニ決了セシムル爲日本國政府ニ於テ唯一ノ方法ト思量セラレタルモノナリ

日本國委員ハ本會議ニ於テ參加國ノ一カ他ノ一國ニ對シ有スル舊來ノ不滿ヲ穿鑿シ再ヒ之カ審査ヲ行フモ何等益スル所ナカルヘク互ニ希望ト信賴トヲ以テ將來ニ處スルノ却テ本會議ノ崇高ナル目的ニ合スル所以ナルヲ信スルモノナリ

然リト雖千九百十五年ノ日支諸條約及諸公文締結以後ニ於ケル事態ノ變遷ニ鑑ミ日本國委員ハ此ノ機會ニ於テ竝ニ左ノ聲明ヲ爲スヲ欣幸トスルモノナリ

一　日本國ハ（一）南滿洲及東部內蒙古ニ於ケル鐵道敷設ノ爲ノ借款（二）右地域ニ於ケル各種稅課ヲ擔保トスル借款ニ關シ獨占的ニ日本側資本家ニ與ヘラレタル選擇權ヲ最近ノ組織ニ係ル國際財業團ノ共同事業ニ開放セムトス但シ此ノ聲明ノ如何ナル事項ト雖前記財業團ノ共同事業ノ範圍ニ關シ同團ニ代表セラルル諸國政府ノ間及同團ヲ組織スル諸國資本家團體ノ間ニ互ニ交換セラレタル公表ノ文書又ハ覺書中ニ記錄セラレタル了解ヲ變更シ又ハ無效ナラシムルモノト解スヘカラサルモノトス

二　日本國ハ南滿洲ニ於ケル政治、財政、軍事、又ハ警察ノ事項ニ付日本人ノ顧問又ハ敎官ヲ支那ニ於テ傭聘スルノ件ニ關スル日支取極ニ依リ日本國ノ有スル優先權ヲ主張スルノ意思ナシ

三　倘日本國ハ千九百十五年ノ日支條約及諸公文ノ署名ニ際シ日本國政府ノ原提案中ノ第五項ハ他日ノ商議ニ讓ルヘシトノ趣旨ヲ以テ記錄中ニ留メタル留保ヲ撤回セムトス

右諸條約及諸公文中ニ含マルル山東省ニ關スル一切ノ事項カ今回確定的ニ調整解決セラレタルコトハ玆ニ之ヲ附言スルコトヲ要セサルヘシ

日本國ハ予ノ玆ニ宣明スルノ光榮ヲ有スル前記ノ決定ヲ爲スニ至レルハ終始支那ノ主權及機會均等主義ヲ顧念シ公正及寬容ノ

精神ニ遵由シタルニ因ルモノナリ

（備考の四）右ニ對シ千九百二十二年二月三日極東總委員會ニ於テ支那國委員顧維鈞氏ノ爲シタル陳述

（本陳述ハ同月四日ノ總會議ニ於テ記錄ニ留ムルコトト爲レリ）

千九百十五年ノ諸條約及諸公文中日本國政府ニ依リ明ニ拋棄セラレサル部分ニ關シテハ支那全權ハ將來一切ノ適當ナル機會ニ於テ其ノ解決ヲ求ムル權利ヲ留保ス

第二十一章　巴里會議（一九一九年）

一　巴里會議の由來　世界大戰は約四年有半續いて、七千萬人の動員と三千萬人の負傷者と一千萬人の死者とを見るに至つた、交戰國としては世界の殆んど凡てが之に捲き込まれた。從て其の後始末をすべき講和會議たる巴里會議も、獨り歐洲地圖の改造に止まらずして、實に世界地圖の修正となつた。

歐洲開戰の初めに當り卽ち一九一四年九月五日、英佛露の三國は倫敦に於て『現戰爭中三國は單獨講和を爲さざるべきことを約束し、且三同盟國政府が敵國との間に講和條件を議する場合には右三同盟國中何れの國も豫め他の各同盟國の同意を得ずして講和條件を敵國に要求せざるべきことを約する』旨の宣言書に調印した。日本も伊太利も後に至つて右宣言書に加盟した。然し露國は後日卽ち一九一七年の革命に依り又之に次げるブレスト・リトウスク單獨講和（一八一八年三月三日調印）に依り自然右の宣言から脫退することとなつた。

四年半に亙る戰爭の間にも固より全く講和の提唱を見なかつたわけではない、一九一六年十二月には獨逸側からも米國側からも講和問題が持ち出された。卽ち同年獨國宰相はブカレストの陷ると共に、其の同盟國の同意を得て、聯合國に對し、平和の可能性につき相談せんとの提案を爲すことに決意し、十二月十二日英、佛、露、日、羅、塞の各國政府に公文を送つて右の趣意を開陳したが、右は何等講和の條件に言及する所がなかつたから、聯合國側では之を

以て講和の提議と看做さず、却て右の提唱を以て聯合諸國の歩調を亂さんとする離間策に過ぎざるものとなし、之を斥けた。然るに間もなく同年同月十八日米國ウィルソン大統領は右獨逸の申出と全然無關係のものとして、各交戰國に對し講和及講和條件に關する所見を求めた。右に對し獨逸は同月二十五日或中立國に於て敵味方共に直接會商するの然るべき旨を答へ、講和條件に付ては何等之を明示する所がなかつた。之と異り聯合國側では翌一九一七年一月十日を以て米國に對し長文の共同回答書を發した。其の要旨は回復 restoration 賠償 reparation 及保障 guarantee の三語に依つて云ひ表はされて居る。卽ち右の回復としてはベルギー、セルビア、モンテネグロの回復、佛、露、羅諸國內の占領地撤退、アルサス・ローレーンの還付を揭げ（又伊太利人、スラヴ人、ルーマニア人、チェッコ・スロヴァク人等の解放、及土耳古の治下に在る被壓民族の解放にも及んで居る）。又賠償問題としてはベルギー以下諸國の正當に受くべき補償及賠償にも言及した。保障問題としては民族主義を尊重すること、經濟的發展を安固且自由ならしむることと、諸國の海陸國境が外部よりの侵略を受くることなきやう領土條約及國際取極を結ぶことを基調として、歐洲の改造を行ふべきことが述べてある。

右米國大統領の講和に關する提議が不成功に終つた爲め、獨逸では同年（一九一七年）二月一日を以て所謂無制限潛水艦戰爭をやり出すことになつた、それが爲め米國は獨逸と外交關係を斷絕することとなり、次いで獨逸を敵として參戰することとなつた。

獨逸側の講和提唱が前記の如く聯合國から冷かに扱はれて失敗に終つたに拘らず、今度は墺太利側から又々新帝カール（一九一六年十一月卽位）に依つて講和運動が內々試みられた。卽ち新帝はベルギー軍に從軍中なる親戚である Prince Sixte of Bourbon を手許に招き、之に親翰を托して英佛當局者に講和の意を通じた。然し右墺帝の運動に對しては伊太利が良い顏をしなかつた爲め、英佛も其の儘に之を棄て置いた、從つて物にならなかつた。

今や墺洪國は戰ひに疲れた、獨逸の潛水艦戰爭も思ふ樣な成績を擧げ得ない、墺洪國の內意を受けたるエルツベルガーは獨逸が今や領土擴張の希望を公然拋棄することを聲明すべき時期に入つた旨を公言するに至つた。宰相ベートマン・ホルウェヒは辭職し、獨逸帝國議會は所謂『妥協的平和』の決議を爲すに至つた（七月十九日）。聯合國は此種決議に何等頓着する所なかつたが、羅馬法王は八月一日（一九一七年）を以て無併合、無償金の主義の下に交戰國に對し平和を提唱した。ウィルソン大統領は兎に角之に挨拶する所あつたが、英佛伊の諸國は別段正式の回答を發しなかつた。尤も右聯合國の冷淡なる態度に拘らず羅馬法王は其の後と雖も講和の爲めにする努力を續けて居つた。

一九一七年には米國の參戰があつたにも拘らず、米軍の歐洲戰場到著が仲々手間取つた爲め、同年中の戰況は聯合軍に取り甚だ面白くなかつた。故に翌一九一八年一月五日ロイド・ジョージの演說は一ケ年前卽ち前記ウィルソンに對する聯合國の回答の當時に比し其の意氣揚がらざるものがあつた。越えて三日卽ち一月八日（一九一八年）ウィルソンは議會に對し所謂平和綱領十四則 Fourteen Points を提示するに至つた。其の要旨を擧ぐれば

第一　外交の公開卽ち平和條約は公然之を締結し之を公表すること、且つ今後國際間には祕密協定を爲さざること、及び外交は常に公明正大に行はるべきこと

第二　海洋の自由即ち平時戰時を問はず領海以外の海上交通は絕對に自由なるべきこと

第三　諸國間一切の經濟的障壁を除去すること、及通商條件の均等を確立すること

第四　軍備の制限即ち各國國內の安全を圖るに足るべき最少限度迄軍備を制限することとし、之が爲め各國間適當なる保障を交換すること

第五　各國の植民地に關する要求を公平に調節すること、之を行ふに當りては同時に植民地人民の利益をも尊重すること

第六　露國の全土より撤兵すること、且露國の制度は露國自身の定むる所に任すこと

第七　白耳義より撤兵し之を回復すること、且同國の主權に對しては何等制限を附せざること（永久中立の廢止を指す）

第八　佛國の全土より撤兵すること、被侵入地を回復すること及アルサス・ローレーンを還付すること

第九　伊太利の國境は民族主義に從ひ整理すること

第十　墺洪國內の諸民族に對し自治獨立の機會を與ふること

第十一　ルーマニア、セルビア、モンテネグロより撤兵すること、及セルビアには海洋への出口を與ふること、且バルカン諸國の相互關係は歷史的の統治關係、民族關係に鑑み友誼的に之を定むべきこと

第十二　土耳古の主權は現に土耳古人の住する部分に限らるべきこと、土耳古人以外の諸民族は自治を確保せらるべきこと、且ダーダネルス海峽の自由通路は國際的に之を保障せらるべきこと

第十三　ポーランドは獨立國たるべきこと、及同國には海洋への出口を與へらるべきこと

第十四　國際聯盟の組織せらるべきこと即ち國の大小を問はず均しく、政治的獨立及領土保全の相互的保障を獲るに至るべき諸國民の一般的團體が、特別條約に依り組織せらるべきこと（以上十四則である）

一九一八年の春より夏にかけては聯合軍の形勢は最も危機に瀕した、聯合國は瀕りに米國の派兵を催促した、聯合軍はフォッシュ將軍を最高指揮官と仰ぎ其の下に統一統帥せらるることとなつた。其爲め八月上旬以來聯合軍の形勢は其の有利に一變して、墺洪國は遂に和を請うに至り（九月十五日）、ブルガリアは無條件降服をなすに至り（九月二十六日）、九月三十日に至りては獨軍の參謀總長格たるルーデンドルフは、遂に戰鬪を止むるの外なき旨を皇帝に奏上するに至つた。右ルーデンドルフは瀕りに新宰相 Prinz Max von Baden を促して、急遽講和の提議を爲すべきを求めて已まなかつた。依つて同宰相は十月五日瑞西政府を通じて、米國大統領に請うて、前記平和綱領十四則を基礎として講和談判を開く爲め、交戰國を招集せんことを求めた。右の急激なる講和提議に驚いた聯合國側は相談の結果、十一月五日を以て講和の提議に應ずるの意ある旨を聲明したが、其の聲明中にはウィルソンの十四則及其の後の演說に現はれたる原則を基礎條件として獨逸と和するに吝ならざるも、十四則中の第二則たる『海洋の自由』は種々の解釋を容るるの餘地あるにより、平和會議の際同問題に付ては自由を留保するものとし、又聯合國人民及財產が獨逸陸海空軍の不法攻擊に依り受けたる損害の賠償はウィルソンの一月八日の演說中に含蓄せられたるものと了解する旨を

附加へた。ウィルソンも右の解釋に同意の意を表した、右の趣きは獨逸政府に通報せられた。次いで休戰條件は聯合軍指揮官フォッシュ元帥の手から獨逸委員エルツベルガーに手交された。該休戰條件は一定の期日内にそれぞれ獨逸軍各線の撤退すべきこと、右撤退の際一定量の兵器彈藥を殘留して立去るべきこと、獨逸軍艦は武裝解除の上中立國港又は聯合國港に抑留せらるべきこと、且獨逸をして休戰條項を履行せしむるを確保する爲め休戰期間と雖も對獨封鎖は維持せらるべきこと等を定めたものである。右は休戰條件と稱するも其の實、降服條件（カピチュレーション）とも評すべきものである。十一月十日獨逸外務大臣ゾルフは無線電信に依り同國が右休戰條件を受諾する旨を通報して、翌十一日午前五時休戰條約は調印せられ、同十一日午前十一時には全線に亘り効力を生ずることとなつた。爾來二箇月の時日を聯合國側は講和會議の準備に費して、一九一九年一月十二日から巴里に於て愈々同會議を開くこととなつた。

二　巴里會議の組織及經過　右の一九一九年一月以降巴里に開かれたる會議は豫備的平和會議 Preliminary Peace Conference と公稱せられる、又該平和會議の組織及議事に關する規則には其の第一條に於て先づ平和豫備條約を定め次に本條約を取極むる旨規定してある。が、實は右以外平和本會議なるものもなく又ヴェルサイユ條約以外平和豫備條約なるものも出來なかつた。惟ふに會議は開會の當初以來聯合國側のみの會議であつて、從つて豫備會議の稱がある。獨逸其の他敵國側との交涉問題は後廻しにせられたのみならず、先づ聯合國側の交涉を纏めるのが肝腎であつて、敵國側の意向は初めから餘り重きを置かれなかつた次第である。

一月十二日會議は英佛米伊四大國の主腦卽ちロイド・ジョージ、クレマンソー、ウィルソン、オルランドーの四名と其の各國の外務大臣とより成る非公式の會合に始まつた、新に到着せる日本全權は翌十三日から之に加はつた。右の會合に佛國からは會議の組織及議事に關する一覺書を提出した、之に基いて討議の結果前記の規則が出來上つた。之に依れば日英佛伊米の五大國は『一般的利益を有する交戰國』として、凡ての會合及委員會に參加すべく、ベルギー、ブラジル、自治英領、印度、支那、玖瑪、希臘、グアテマラ、ハイチ、ヘッジャズ、ホンジュラス、リベリヤ、ニカラガ、パナマ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、シャム、及チェッコ・スロヴァクは『特別利益を有する交戰國』として各自關係のある會議のみに出席すべく、又敵國との間外交關係を斷絶したるに過ぎざる國、卽ちボリヴィア、エクアドル、ペルー及ウルグァイの諸國も亦同樣であつて、右の外、中立國及當時組成中の諸國家も亦巴里に代表者を出したものがあつたが、此等は前記大國が必要と認めた場合口頭又は書面で意見を開陳すべきこととせられた。斯の如く諸國の代表者は多數の隨員と共に巴里に雲集した、又總會議の席場へは大小各國の代表者を入れることとなつて居つた、然し一月十八日第一回の總會議が開かれた以來、六月對獨平和條約の調印せられた迄の間に總會議は僅かに六回に過ぎなかつた。五大國は當初より重大事項の討議決定を自分達の手に保留して居つたことは、尙ほ一八一五年維納會議の當時の如くであつた。五大國の主腦者及外相から成る會合であるから之を十頭會議 Council of Ten と稱するに至つた。小國連は固より不服であり不平も唱へたが、クレマンソーは『大國の力は千二百萬の兵力を背景とするものであるから、會議を左右する勢力を占むるは當然である』との意を漏らした。小國連も關係の事件

に付ては會議に參加することとなつて居つたから表面上餘り不服は云へなかつたが、前記六回の總會議に於ては委員會の組織を命ずるとか、形式上の事を扱ふとか、其他大國の決定事項を受取るとかが主なる仕事であつて、唯重要なのは國際聯盟規約の討議位なものであつた。右の外會議の補助機關として事務總長や各種委員會や專門委員の任命もあつたが、前記各機關の內部關係や聯絡關係が兎角圓滑を缺き、重大問題の續出に拘はらず、議事の方法宜しきを得ずして、會議の進行は頗る敏活でなかつた。依つてドイツ、オーストリア、ハンガリー、ブルガリア、トルコの五國に對する平和條約を同時に討議する最初の考を止めて、先づ獨逸との條約を討議すべしとの考が二月の終頃に生じて來た。が、ウィルソン及ロイド・ジョージの兩巨頭は各々本國に於ける事情に促がされて、一時巴里を離るることとなり、(二月十五日)、クレマンソーも亦其頃一兇漢に狙撃せられて負傷した爲め、會議は一時主腦部を失つた觀があつたが、其の不在中居殘りの大臣連は各種委員會を督勵して仕事を進めた。

翌三月ウィルソン及ロイド・ジョージの巴里に再來すると共に玆に巴里會議は第二期に入つた。卽ち從來の會議方法が十頭會議であつたに拘らず、仕事の進行が遲々であり、又機密も屢々外間に漏れたことに顧みて、玆に所謂四巨頭會議 Big Four, Council of Four が出來て(三月二十四日以來)英米佛伊の首腦者四人で非公式に重要問題を連日討議することとなつた。固より外に五頭會議 Council of Five なるものもあつて、外務大臣級の人の集りであり、四頭會議の仕事を補佐し、又オーストリアに對する平和條約の相談もした。が、會議の進むにつれて難問も亦愈々難關に遭遇し、ライン左岸問題では佛國對英米の激論激爭となり、フューメ問題では伊國全權が奮然退席して巴里

を去るに至つた。然し其後殘りの三巨頭の間に討議は進行して、重大問題も漸次片附き、四月二十四日卽ち第五回總會議に於て國際聯盟規約も可決せられて、其のテキストは世界に發表せらるることとなり、其の後二日を經て獨逸全權ブロックドルフ・ランツァウ伯は同僚及隨員と共にヴェルサイユに到着した、五月七日對獨平和條約はランツァウ伯に交付せられた。其の前日漸く右條約テキストが總會議に持出された、小國連は固より其の蔑視せられたことを憤つたが、致方はなかつた、別段正式の投票を用ひずして有耶無耶の間に承諾した姿となつた。唯山東問題の爲め支那全權の抗議したると、フォッシュ元帥がライン左岸問題の爲め抗議したるとの二事は、前記ランツァウ伯の條約受取式場に於ける演說と共に多少世の耳目を惹いた位であつた。

獨逸は條約文のテキストを受取つた上、之に對し述べんと欲する所あらば書面にて提出すべき旨を右の式場に於てクレマンソーから申渡された。其の結果獨逸は種々の點に付き要求の過大なること、又特定條項の實際履行不可能なることを指摘し之を訴へたる文書を數回に亘り提出したが、ロイド・ジョージに於て若干の讓步を熱心に主張したに拘らず、クレマンソーの極力反對した爲め、獨逸の前記文書はさして顧みらるゝことなく、平和條約テキストは極めて僅かの修正を以て、六月二十八日ヴェルサイユ宮殿「鏡の間」に於て(約五十年の昔、卽ち一八七一年ビスマークが意氣揚々獨逸帝國の成立を宣した其の同じ場所に於て)聯合國全權は獨逸全權を招いて、右條約調印式を行ふた次第である、世にヴェルサイユ條約と稱するものが之である。獨逸全權は固より全權委任狀は持つては來たが、それは談判の全權に非ずして調印の全權であつた、其の顏觸れも曩日のランツァウ伯一行とは別人で、外務大臣ミュルラー其の他

であつた。伊太利全權は右調印の前日巴里に再來の意を報じて來て同國委員も右調印に加はつたが、支那は之に加はらなかつた（但し對墺條約其の他には調印した）。南阿委員スマッツ將軍（國際聯盟の成立に盡力したる人）は右條約に署名はしたが、不本意ながら已むなく署名した旨を聲明して世の耳目を聳動した。

三　最高會議　最高會議 Supreme Council は巴里會議の中樞であつた、重大問題は悉く其の手に納められ、之に依つて決せられた。補助機關としては前述の如く各種の委員會あり、中には有力且有益なる補助を爲したものもあるが、右最高會議はどし〳〵遠慮なく之を採否變更した。又看板として總會議はあつたが、之亦最高會議の成を仰いだものに過ぎなかつたことは既に言及した所である。而して右の最高會議なるものは三月（一九一九年）下旬迄は五大國より各々二名（元首又は總理若くは其の相當者一名と、外相又は其の相當者一名）より成る所謂十頭會議即ち之であつたが、三月下旬以來は所謂四巨頭會議が出來たこと前述の如くであつて、之が最高會議となつた。五頭會議は其の下に在つて働いたこと是れ亦前述の通りである。所が六月二十八日四巨頭中二名（ウィルソンとロイド・ジョージ）が巴里を去るや、右五頭會議が玆に最高會議となつた、クレマンソーは議長として之を主宰し、佛國代表としては外相ピションが其任に當つた。右の五頭會議は時々聯合國の首相會議に其の椅子を讓つたことはあるが、此の場合を除いては、一九二〇年一月二十一日迄最高會議として常時巴里に會合を續けた。同年同月同日クレマンソー辭職するや右最高會議其のものは終りを告げ、大使會議 Ambassadors' Council なるものが之に代つた。大使會議とは日英米伊の在佛大使に佛國代表者を加へたものであつて、巴里に在り、對獨其の他の平和條約の實施を監視するの任に當るものであつた。尤も重大問題に付ては臨時に首相會議若くは外相會議が開かれたが、此等の會議は最早常設のものではなかつた。又必ずしも巴里を會議地とするものでもなかつた。例へば一九二〇年一月以來倫敦又はサン・レモに於て右の會議が開かれて、ロイド・ジョージが議長となつたことなどもある。

四　重要問題討議の經緯

（一）國際聯盟規約の討議　國際聯盟の組織は前揭の如くウィルソンの十四則にも現はれて居り、ウィルソンは講和會議に於ても熱心に之を主張し、出來得る限り速に之を成立せしめんとした。故に一月二十五日第二回の總會議に於て、國際聯盟の組織せらるべきこと、之に關する規約は平和條約の一部を成すべきこと、及右聯盟規約起草の爲め一委員會を設くることが決議せられた。右委員の起草したる聯盟規約は二月十四日の總會議に附せられ、爾來種々の曲折を經て、四月二十八日第五回總會議に於てウィルソンは自ら聯盟規約討議及修正の顚末を披露し、其採決を得た。

（二）獨逸軍備縮少問題　巴里會議は獨逸を以て世界大戰の元兇となし、從つて其の軍國主義を根本的に打破し、其の武備を根柢より覆し、獨逸をして軍事的に再び立つ能はざらしむる爲め、其の陸海空軍に對し諸般の制限桎梏を施すこととした。休戰條件に於ても講和條件に於ても、此の點が考慮せられて、思ひ切つた條件が課せらるることとなつた、其の結果としてヴェルサイユ條約第百五十九條以下の規定を見るに至つた。其の趣旨は獨逸の陸軍兵力を十萬人に制限し（內將校は四千人以下とす）、卽ち步兵七師團騎兵三師團以下に制限せられ、今後右の兵力は獨逸國內の警備に宛つるのみで、之を對外的發展の用に供することは出來なくなつた。殊に强制兵役の制度を廢し、志願兵制度

に依らしめた許りでなく、軍事教育も制限せられた。兵器彈藥の保有量も著しく制限せられた、參謀本部も廢止を命ぜられた、陸軍省の人員も最小限に限定せられた。斯く獨逸は兵力を制限せられたるに止まらず、軍事中樞機關の活動を今後に防止せられ、戰時大兵力の編制も不可能となつた次第である。若し夫れ海軍力に至りては、獨逸は大戰艦を或は海底に沈め、或は之を聯合國に引渡したのみならず、常備海軍力の大制限を受け、潛水艦船の建造を禁ぜられた、弩級戰艦は勿論巡洋戰艦をも有せず、唯僅かに弩級前戰艦六隻を基幹とする其の海軍力は漸く沿海警備の用をなすに過ぎざるものとなつた。終りに獨逸は陸海軍とも航空隊を有することを禁ぜられた、卽ち獨逸は一切軍用航空機を保持することを禁ぜられ、從つて空軍の存在は認められざることとなつた。而して右の陸海空軍に對する制限乃至禁止を實施監督する爲め、戰勝聯合國は國際監督委員會なるものを組織派遣し、監視の任に當らしむることとなつた。實にタルデューの云ふ如く以上の獨逸軍縮諸條項が豫定通り實施せらるれば、何等航空機、タンク、重砲を有せず、僅かに二百八十八の野砲を有するに過ぎざる十萬の獨逸軍勢は、ライン左岸は勿論のこと、右岸五十吉米の地域內に於て一切の戰鬪準備を禁ぜられ、動員はライン以東、否エルベ、ウェーザー兩河の間に於てのみなし得る次第であつて、從つて獨逸は戰時の爲めの動員を行ふことが不可能となり、斯くして今後は戰爭が出來なくなるものと考へられた。

（三）ライン左岸地方問題　アルサス・ローレーン兩州が一八七一年獨逸に取られた以來、佛國は一意之を取戻すことを念とした。右兩州の回復は固より佛國側講和條件の最たるものである、爾餘列國も右佛國の希望を固より正當と認めた、從つて此の點に付ては巴里會議に於ても何等異論なく、右兩州は佛國主權の下に『復歸』することに定められた（ヴェルサイユ條約第五一條）。然し佛國は右兩州を得たのに滿足しない、更に進んでザール河流域の炭鑛地方をも我物にせんと企てた、加之ライン河を以て獨逸の國境線となさんとした。抑もライン河を以て佛獨の境界とすること、卽ちライン河は佛國の所謂『自然的國境』であるとの思想はリシュリュー以來佛國人の理想とする所である。巴里會議に於てフォッシュ元帥は熱心に此の點を主張した、尤も同元帥と雖もライン左岸を佛國に併合しやうと云ふのではない、之を新に自治國となし、西歐諸國（佛白等を指すのであらう）と關稅同盟の關係に置く考であつた樣であるが、兎に角獨逸の西部國境はライン河を以て限りとすると云ふのであり、將來獨逸がライン左岸地方を佛國攻擊の足場及基地となすことを絕對に防止する爲め、ライン左岸地方は少くとも其の要所を永く聯合國軍に於て占領すべしと主張するものである。右の如くライン左岸地方を佛國の有とするのではない、自治獨立を認めるとは云ふものの、右の計畫實行せらるに於ては軍事上（占領）及經濟上（關稅同盟）佛國の勢力の下に立つに至るべきは必定である。佛國政府は之より先卽ち世界大戰中一九一七年の初めに於て既に露國政府と密約を結んで、ローレーンの產鐵地方及ザールの出炭地方を佛國に併すの外、ライン左岸地方にして佛國の領土に屬せざる部分は之を自治且中立の一國（an autonomous and neutral State）となすこと、卽ちライン左岸地方を政治上にも經濟上にも完全に獨逸國より分離し、且獨逸が講和條件を完全に履行し終る迄佛國軍隊が右ライン左岸地方を占領することを對獨講和條件の中に加ふることを、右の密約中に取極めた。英國政府は此の密約に加はらなかつた。右の密約が同年勞農機關紙に依つて暴露せらるや英國當局者は强く之に反對の意を表したことがある。然るに巴里會議に於ては前述の如くフォッシュ將軍はライン

左岸の占領即ち獨逸をライン以東に押し除けることを以て、佛國の安全上否聯合國全體の安全上必要缺くべからざる所であると主張して、クレマンソーを動かし、之を最高會議の席上に主張せしめた。クレマンソーはタルデューの名文に依り其の主張を理由付けた、然しクレマンソーの雄辯もタルデューの名文も、ウィルソンとロイド・ジョージを動かすには不充分であつた。ロイド・ジョージは『第二のアルサス・ローレーンを作る勿れ』と叫んで極力之に反對した、アルサス・ローレーンの回復のみを以て滿足すべきをクレマンソーに强く勸告した。實に此の問題程三巨頭の頭を惱ましたものはない、クレマンソーは佛國の安全を連呼絶叫して止まないのを見て、遂にウィルソン及ロイド・ジョージは三月十四日即ちウィルソンが巴里再來の日を以て、佛國の主張たるライン左岸占領の代りに佛國の安全を保障するを爲め、獨逸が將來佛國を不法に攻擊する場合、英米は共に佛國を援くべしとの趣意で所謂佛國援助條約を結ぶことを提議した。クレマンソーは右の占領と右の條約と併せて之を得んとした、三巨頭各々其の主張を持して相讓らず、時日は徒に經過するのみであつた。ウィルソンは其の乘船をブレスト港に呼寄せて巴里引揚げの用意をしたとの風說も傳はつた、佛國は孤立に陷つた、クレマンソーは潛々ながら漸く讓歩の色を示した。四月二十日ウィルソンも亦聯合軍に於て十五年間ライン左岸を占領するの保障條項（ヴェルサイユ條約第十四編となつたもの）に同意した、ロイド・ジョージも同月二十二日を以て之に同意を與へた。右は期限附の占領ではあるけれども、獨逸が右期限後に於て尙ほ侵略を試むるの虞あるときは必要の期間占領を延期することも出來るし、獨逸が賠償義務を一部たりとも履行せざる場合は期間滿了の前後を問はず占領地域の全部又は一部に對し再占領を行ひ得るの餘地を存するものである（第四二

八―四三〇條參照）。クレマンソーは折れたが、フォッシュ元帥は頑として之に服しない、期限附の占領は價値なきことを聲明して居る。殊に『五年後に於てコローニュ橋頭地域より、十年後に於てマインツ橋頭地域其の他より撤退することとなつて居るから、第一期即ち五年の後には占領全線五百キロメートル中二百キロメートルは吾人の拋棄しなければならぬ所である』とて、『五年後には獨逸の力、一陽來復して、吾人の危險は增加すべく、十五年後には吾人の有する保障は全然消滅すべし』と叫び、遂にフォッシュ元帥は最高會議の命を部下に取次ぐことを抗拒したり、新聞紙に意見を發表したりして、クレマンソー等を手古摺らしたが、それは物にならなかつた。而してライン左岸問題はヴェルサイユ條約中第四十二條乃至第四十四條の規定を以て解決せられた、即ち之に依ればライン左岸地域は其の右岸五十キロメートルに亙る地域と共に、所謂デミリタライズせられ、非武裝地帶となつた。換言すれば右地域內に在る要塞其の他は撤去せらるべく、新に今後築城工事を行ふことを禁止せられ、永久又は一時の駐兵若くは集兵も、各種の軍事演習も、動員の爲にする永久施設も禁止せられた。而して獨逸が右の禁止及制限に違反したときは、ヴェルサイユ條約署名國の全部に對し敵對行爲を爲し、且世界の平和を攪亂するものと看做すべき旨を規定するに至つた。

（四）佛國安全保障條約の調印　佛國の安全を保障する爲の條約即ち將來獨逸が佛國に對し侵略的行動に出づる場合（in the event of any unprovoked movement of aggression）英米は夫々佛國を援助すべき旨の條約は、前記の如く、ライン左岸問題に付き佛國の讓歩を促す爲に英米首腦當局に依つて提案せられ、四月中關係者協議濟のも

のであつたが、右は六月二十八日即ちヴェルサイユ條約調印の日を以て、英佛間及米佛間に調印を了した。然し其の後に至り米國上院は之に同意を與へなかつた爲め、右の米佛間の條約は物にならず、從つて之を條件とした英佛條約も效力を生ずるに至らずして終つた。

（五）ザール炭鑛地域問題　石炭の産地たるザール河流域は、産鐵地たるローレーン州の東に位し、嘗ては一時佛國の手に歸したこともある由緒のある地である（一八一四年には佛國に與へられ、翌一八一五年には卽ち維納會議により佛國から取上げられた地方である）。鐵鑛と炭鑛を併せ有するは佛國の切望する所なること勿論であり、一方英米の之に反對したのも固よりである。佛國は右英米の反對により初めの主張は撤回したが、大戰中獨逸が佛國北部の炭鑛に與へた損害の補償として、ザール炭鑛を佛國の所有に歸せしめ採掘獨占權を佛國に讓渡することゝなつた、之が爲めには少くも一時同地方を獨逸の手から引き離さねばならぬとの見解から、十五年間は國際聯盟の任命する施政委員會の下に置くこととし、十五年後に於て人民の一般投票に依り何國の主權に屬すべきやを定めることとなつた（第四十五條以下參照）。

（六）獨逸前皇帝訴追問題　ウィルソンが前記の如く國際聯盟を熱心に主張し、クレマンソーがライン左岸問題を極力主張した如く、ロイド・ジョージは前獨帝訴追問題と賠償問題に付き熱心なる主張をした。此の二問題はロイド・ジョージが巴里會議に臨む前、國民を試めす爲め總選擧を行つた際、選擧演說に於て言質を與へて居る關係上、巴里會議に於て其の主張を曲げることが極めて苦しかつた。獨帝問題に付ては日米の反對を押し切つて、遂に前獨帝を和蘭から引きずつて來て、被告として特別裁判所の審問に附するの案を通過せしめた（第二二七條）。然し右は固より實行難に陷つて、第一、和蘭はウィルヘルム二世引渡要求に應じなかつた。從つて此の企圖は獨逸の戰爭法規違反者として前宰相ベートマン以下を軍事裁判所に引出すの計畫（第二二八條）と共に水泡に歸した。

（七）賠償問題　講和の際戰勝國が戰敗國に對し償金卽ち戰費の賠償を求むるは決して異例に屬するものではないが、巴里會議に於ても英佛兩國は大戰の責任獨逸に在りとの前提よりして、戰爭の張本人は戰費の賠償をなすの責ありとなし、ロイド・ジョージはクレマンソーと共に獨逸をして戰費を負擔せしめんと力說した。然しウィルソンは極力之に反對した、其の所謂十四則中にも何等戰費賠償を認めないのみならず、英佛等聯合國側の對獨回答たる前記十一月五日（一九一八年）の公文に依るも聯合國の人民及其の財産に對する獨逸の不法攻擊に依る損害（所謂個人損害）に對しては賠償を求むべきことを述べてあるが、聯合國の戰費を獨墳等に轉嫁負擔せしむることに付ては一言半句の之に及ぶ所がなかつたことを指摘して、ウィルソンは終始戰費の賠償要求に反對した。斯の如く此の問題に付ても諸大國各々其の主張を持して讓らなかつた爲め、交涉は少なからず困難に陷つた。殊に又米國は獨逸に拂はしむべき賠償總額の數字を平和條約に於て明確ならしめ之を揭記するの必要を切論したが、佛英は獨逸の支拂ひ得る限りを支拂はしめんとするの態度を持し、今直ちに之を決定するの必要なきことを主張し、若し專門家の見込により今直ちに之を決定するとせば到底佛英國民の滿足を買ふべき金額は計上出來ないと主張した。英國自治領の代表者も、英國の議員連中も強く多額の賠償要求を主張した。が、遂に最高會議に於ては賠償總額の計數を明示することを避けると同時

に、一方戰費の賠償は之を要求せざることに決定し（但聯合國側軍人の死傷者に關する政府支出、卽ち恩給年金及遺族扶助料は賠償額中に包含せしむることとした）、斯くして米國對英佛の論爭は解決を見るに至つた。而して聯合國賠償委員會なるものが設けられ、後日獨逸の支拂ふべき賠償金總額を決定するの權限を與へられた、該委員會は獨逸をして三十年間內に其賠償金全部を支拂はしむる爲め、其支拂の方法と時期とに付ても考案を立てる事を命ぜられた（以上賠償に付き第二三一條以下參照）。然し巴里會議の際巨頭連中が集まつて定め得なかつたことを、其の後出來た賠償委員會の如き更らに之より微力なる機關で定め得られる譯がない、從つて該委員會は幾度か開かれ、首相會議や最高會議も其の後幾度か右の賠償問題協議の爲めに開かれたが、別段の成果を齎らすに至らなかつた。

（八）フューメ問題　伊太利は此の問題で大に他國全權と爭つて、火花を散らした。由來伊太利は參戰の當時倫敦條約（一九一五年四月二十六日）に於て、參戰の條件及報酬を聯合各國と密約する所あつた。トレンティノ、南ティロル（ブレンナー境）、トリエスト、ゴリジア、グラディスカ、イストリア等に付ては明かに伊太利が講和條件決定の際敵國（墺）に要求することを認められたが、イストリアの東フューメの處分に付ては何等の定めもなかつた。所が巴里會議に於て伊國全權は前記各地方の伊太利人居住地卽ち所謂『伊國未回收地』として認められたる地方を要求するに止まらず、フューメも亦之を自國に併合回收せんとした。民族自決を主義とするウィルソンは固より、ロイド・ジョージもクレマンソーも之には反對した、伊國の飽くなき要求を斥けた。之が爲め伊國全權は巴里を引揚ぐるに至つたこと、前述の通りであり、フューメ問題は同國全權の巴里再來に依つても、解決を見ることなく、伊國の軍服を附けたる詩人ダヌンチオの突如フューメを占領したるは（一九一九年）事態を愈々困難ならしめ、此の問題は巴里會議後迄も聯合國當局者の頭腦を惱ました。

（九）ポーランド問題　新興國ポーランドはポーゼン及西プロシア其の他從來の獨逸領土から多くの分け前を與へられた、ポーランド問題委員會は『大きなポーランドは强いポーランドである』との考へから、成る可く其の領域を廣く與へ樣とした。佛國は之を支持し之を主張したが、英國は多數の獨逸人が居住する區域をポーランドに與ふるには反對した、其の結果マリエンウェルダーは人民投票に依り歸屬を定むることとなつた、ダンチッヒは國際聯盟保護の下に自由市とせられた、但し其の稅關及外交はポーランドの管理に歸した、ポーランドはダンチッヒ地域の鐵道河川及船渠を使用し得ることとなつた。其の後又獨逸の抗議に基き、上部シレジアも人民投票に依つて歸屬を定むることとなつた。

（一〇）獨逸植民地處分問題　此の問題は別段の困難を見ることなく、英國には獨領南西亞弗利加及東亞弗利加（大部分）を、佛國にはカメルーン及トーゴーランドを與ふることとなり、太平洋の獨領たりし諸島は日本及英帝國の間に赤道を境として分け取らるることとなつた。尤も今回の巴里會議は當初より戰勝國が戰敗國の土地を併合することを一切認めざるの主義を主義としたから、右獨領植民地の處分も亦委任統治なる名稱の下に當該國に統治を委托せらるることとなつた次第である（聯盟規約第二二條參照）。

（一一）山東問題及人種平等問題　此の問題は何れも共に我が國から持出して大に爭ふた所である。就中山東問

題は從來獨逸が山東に於て有した權利利益を日本に引取らんことを要求したものであつて（條約の文句を借らば獨逸は從來支那との間に有した權利特權等を日本の爲めに『拋棄』すること）、此の問題は支那との關係上頗る面倒な問題となつた、殊に米國等は日本が山東に大なる野心を抱くものと疑つた爲め益々面倒となつた。我全權は日本が山東半島を、後に完全なる主權の儘支那に還付すべき旨を首相會議の席上披瀝したに拘はらず、條約面には何等此の點が現れて居ない（第一五六條參照）のを見て、事情を解せざる米國人等は大に日本の主張及之に屈從したるウィルソンの態度を非難するに至つた。若し夫れ人種平等問題に至つては日本が之を主義として聯盟規約の劈頭に掲げんとした努力は失敗に終つた、提案の內容如何は姑らく別として英米の委員等は我國が右の提案をなすに至つた眞意を疑ふて極力之に反對した爲め、右提案は遂に葬り去らるることとなつた。

五　獨逸以外の諸國との平和條約調印　對獨平和條約の調印終るやウィルソンもロイド・ジョージも巴里を去つて、あとにはバルフォア（英）ランシング（米）等が居殘り、所謂五頭會議を最高會議として爾餘の諸敵國との平和條約を討議した。而して對墺平和條約は六月二日（一九一九年）同國宰相レンナー博士に手交せられたが、其の手交當時は未完成の部分もあつた。墺國委員は特に其の經濟條項の實行不可能なることを指摘するや、聯合國側は修正した條約を交付した（七月二十日）、然し愈々對墺條約卽ちサン・ゼルマン條約の調印せられたのは九月十日であつた、其の以前墺洪帝國は既に分裂解體して居たから、右條約は唯既成事實を文書に書上げた迄である。次にブルガリアとの平和條約卽ち所謂ヌイイー條約は同年十二月二十七日に調印せられた。同國は其の西部國境に土地を失ひ、又エーゲ海には出口を失ふた。多額の賠償金は課せられ、軍隊は二萬人に制限せられた。又翌一九二〇年六月四日に調印せられたるトリアノン條約、卽ちハンガリーとの平和條約は同國を從來の大きさの三分の一に縮めてしまつた。終りに土耳古との平和條約が殘つて居るが、米國に於てアルメニアの委任統治を引受けるや否やに付き態度が明かでなかつた爲め、之を觀望して時日を遷延し、其の結果同年八月十日を以て漸く土耳古との平和條約卽ちセーヴル條約の調印を見るに至つた。此の條約は土耳古を小亞細亞に追込め歐洲にはコンスタンチノープル及其の附近猫額大の地を與へたに過ぎなかつた、而して一方希臘は舊土耳古領の大なる分け前を得た。ケマル・パシャを戴くアンゴラ政府は右のセーヴル條約を認めず、從つて該條約は有名無實の狀態に置たれたる一方、英佛は內々鎬を削つて近東に爭ひ互に暗中飛躍を試みた爲め、益々事態の紛糾を招き、後年卽ち一九二三年ローザンヌ會議を經て、漸く聯合國は土耳古との間に平和條約其の他を結ぶに至つた。

第二十二章　華府會議（一九二一―二年）

一　華府會議の由來　華府會議は米國政府の提唱により軍備制限問題並に太平洋及極東問題を討議する爲めに開かれたものであるが、今同會議を開くに至つた事情として左の各項を考へなければならぬ。

(1)　國際聯盟と米國との關係　米國はウィルソンの努力と聲明を無視して國際聯盟加入を拒絶した、それにはモンロー主義擁護と云ふ一般人に耳ざわりのよい「モットー」もあるが共和黨對民主黨の黨爭問題も絡んで居ること勿論である。ウィルソンは黨派事情を知つてか、知らずでか、兎に角其獨斷擅行癖は國內的に大に祟りを爲した。ウィルソンに次で大統領となつた共和黨出のハーディングは國際聯盟に反對したが、國際聯合 an association of nations なるものを唱へ出した、氏の所謂國際聯合なるものが果して如何なるものであつたか、其輪廓すらも捕捉するに苦まるるが、兎に角國際聯盟の向ふを張つて米國主導の下にモンロー主義と抵觸しない範圍で各國の協力を策せんとするにあつたものの如くである。斯かる漠然として且無理なる計畫が直ちに實現出來るものではないが、ハーディングとしては何とか其主張に目鼻をつけなければならぬ。國際聯盟に反對し來つた上院議員ボーラーは大統領をして軍備制限問題討議の爲め國際會議を開かしめんとする動機を上院に提出した。一方海軍卿は米國海軍の大擴張案を議會に提出すると同時に海軍制限會議の必要を高唱した。世界大戰後の米國海軍は英國と拮抗し否之を凌駕せんとするの慨を示して來た。英國恐れ、米國亦安からず。「米國は何國に對して其軍備を擴張するものなりや」これ當時英人の抱いた疑問である、英米海軍競爭の風說は瀕りに傳はるに至つた。

(2)　日英同盟の始末　日英同盟は世界大戰の終了と同時に其役目を果した、英國から見て『入らぬもの』になつた、米國から見ては『邪魔物』になつた。しかし日英同盟の存する限り米國から見れば一旦緩急ある場合日英の協同動作を豫想せねばならず、從つて豫め之に備ふる所がなければならぬと云ふのである。英國としては今や日本を助くるが爲めに米國と爭ふことを好まない。そこで何とか體よく日本と同盟關係を斷ちたかつたであらう。當時英相ロイド・ジョージは日英米の三國同盟論をすら唱へたと傳へられる。しかし米國が他國と『同盟』するなどは思ひもよらぬことであつて、其國是としても又當時の事情としても出來る話ではない。が、英國が前記事情の下に華府會議を希望したことは當時官邊の消息に通じた操觚界の言論を見るも明かなる所であつて、又前記ボーラーの上院に於てなした提議が海軍委員會の爲めに頓挫せんとするや、英國大使サー・オークランド・ゲデスは急遽華府より倫敦に歸り首相ロイド・ジョージと打合せをして、米國が華府會議の主唱者たることを躊躇するならば、英國――歐洲――否世界の名に於て之を招集すべきを米國に促すの訓令を握つて華府に歸任したとも云はれて居る。其眞僞は兎も角華府會議は米國の首唱であるとしても英國の力拳を大に入れて居たことは固より爭はれざる所である、一言にして云はば其理由は右の如く米國との海軍競爭問題の解決と日英同盟の始末とであつた。

(3) 太平洋及極東問題　米國は歐洲の問題には干渉したくない、これはモンロー主義中の一大原則として米人の口癖とする所である。何が歐洲干渉だか何が歐洲不干渉だか、其限界は實に曖昧である。歐洲戰爭に出兵しながら歐洲不干渉も變なものであるが。國際聯盟を非難し、排斥し、之に參加を拒絶し乍ら、オブザーヴァーと云ふ名義で米國は聯盟主催の諸會議に人を出した。之を受ける方も受ける方だが出す方も出す方である。それはそれとして太平洋問題や極東問題には、米國としては大に口を出し手を出したがる、否之を出して來た。世界戰爭中は此問題に手や口を思ふ樣に出し得なかつた。石井ランシング協定までも日米間に結ぶの已むなきに至つた。が、世界戰爭は終つた、これから極東問題や太平洋問題に容喙するの時機が來た。此際邪魔になるのは日本である。『日本は世界戰爭中極東に於て巨利を占めた』とはこれ米國人の觀察である、『所謂二十一箇條事件で日本は支那に於て我儘を振舞ふた』、『日本は支那に對し否アジアに對し所謂アジア・モンロー主義を主張せんとするものである』。これも米國人の口癖にする所である。此勢を放任するに於ては太平洋問題、極東問題の將來は日米間の危機を孕むものである、故に軍備制限問題と共に太平洋及極東問題も、世界將來の平和の爲め、禍因を除くが爲めに、國際會議に於て之を討議し、國際間の了解を遂ぐることが緊急事であると云ふの論を生じたのである。ジョンス・ホプキンス大學教授にして華府會議中支那全權附屬の專門家（エキスパート）の役目を務めたウイロービーは曰ふ『華府會議は要するに日本の帝國主義的野心に制肘を加ふるの方法如何を主要問題としたものである』と。

二　會議開催に至るまでの經過　大統領ハーディングも四圍諸般の事情に促されて、遂に華府會議開催の爲め關係

諸國の意向を探ぐることに決意した。先づ從來『主たる同盟及聯合國』として知られた四大國即ち日英佛伊の四國に對して、非公式の交涉を開始した。我政府には大正十年七月十一日在本邦米國代理大使から申入れがあつた。同日華府に於ても國務長官は聲明書を發表した、即ち右は軍備制限問題討議の爲め近く協定すべき時期に於て華府に會議を開催したき意向が日英佛伊の四國に對して提示せられたこと、及米國大統領は右提議中に於て軍備制限會議に關聯し太平洋問題及極東問題に特殊の利害を有する諸國が極東に於ける主義及び政策に關し共通の了解に達するの目的を以て右諸問題の解決に關係を有する一切の事項を審議せんことを提案し、且つ支那に對しても極東問題に關する討議に參加方招請した旨を揭記したものである。右の非公式交涉に對し我政府は直ちに同會議開催の曉には欣然之に參加すべきを答へた。唯太平洋問題と云ひ極東問題と云ふも其範圍や意義が漠然として居るから會議前に『問題の性質及範圍を明にしたき』意向を漏らし其點に關し『米國政府の腹案を承知したき』旨を申入れたのみである（七月十三日）。然るに米國政府は超へて一箇月、卽ち八月十三日付を以て正式に華府會議の開催を、卽ち同年十一月十一日（休戰記念日）を期して之を華府に開くことを通牒し來ると同時に、『太平洋及極東に關する討議の範圍を定めんと試むるは米國政府の目的とする所にあらず右討議の範圍は寧ろ之を會議開會前に行はるべき意見交換の題目として殘さんとするものなり』と申越し來つたから、帝國政府に於ても亦太平洋及極東問題に關する討議の範圍を會議開會に先ち行はるべき隔意なき意見交換の題目たらしめんとする米國政府の提議に欣然同意し、『近時の軍備が文明に對し破滅的負擔と脅威とを提供するものなりとの論斷に對し玆に再び我政府滿腔の同感を表明せざらんとするも能はざるものあるを

覺ゆる旨』を回答した(八月二十三日)。ウイロービーは右の交渉經過を擧げて日本が會議參加に遲疑したと評して居るが、別に日本は遲疑した次第ではない、太平洋問題と云ひ極東問題と云ひ、其意義及範圍が漠然たるの嫌あるは前述の如くであるから、帝國政府が此點を確かめんとしたことは當然の措置であり、加之之が範圍を明にすることを後日の意見交換に讓り欣然會議に參同したことは充分に協調的精神を發揮した次第である。

三　招請國と其代表者　ハーディングは右四大國及支那を會議に招請するの外猶ほ太平洋及極東問題に關係を有する國として白耳義、和蘭及葡萄牙をも招請した。斯くして會議は軍備制限問題の關する限りは五大國の會議であり、太平洋及極東問題の關する限りは九國の會議であつた。

全權委員の顏振れを見るに米國は國務長官ヒューズを初として上院議員ロッヂ、アンダーウッド、及前國務長官ルートを出して居る。英國はバルフォーアを首席全權として海軍大臣、英國大使(華府駐劄)の外カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、印度の代表者までも加へて居る。佛國は首相兼外相ブリアン外三名の全權を出した。日本は加藤(友三郎)海軍大臣外三名の全權を出した。

四　會議の經過及成績　我全權一行は一九二一年十月帝都を發して翌十一月二日華府に到着した。會議は同月十二日からメモリヤル・コンチネンタル・ホールに開かれた。同日の總會議に於て米國大統領は一場の開會辭を述べた。これに引續いてヒューズ長官は會議の議長に選擧せられた。普通ならば此場合議長は新任の挨拶と謝辭とを述べる位に止めて議事は後日に讓り、其日は其式を閉づるのが例であるのに、當日は右の慣例を破りヒューズは關係各國海軍の縮少制限に關する具體案としての米國提案を朗々と讀上げた。右の具體案は各國主力艦中の或るものを抹殺することを初めとし極めて大膽且徹底的なものであつた。各國全權初め居竝ぶ面々は驚いた、傍聽の新聞通信員は急遽此れを世界各地に電報して、世界を驚嘆せしめた。實にヒューズが右の如く最初の公開會議に於て堂々其所信を披瀝し、米國自ら率先して犧牲を拂ふの態度を示した意氣は從來の會議と行方を異にした所であつて、右は今回の會議に特色を與へた、一種の掬すべき空氣は之が爲めに直ちに會議內に漲つた。英國全權バルフォーアは『精神及主義に於て米國提案に同意する』旨を答へ、我加藤全權も亦『主義に於て欣然米國の提案を容るる』と同時に海軍制限を大々的に實行する決意を有する旨を言明した。佛國は多少澁つた樣であるが、日英兩國は右の如く米國と呼應して逸早く主義上同意の旨を宣して、直ちに其細目の調査攻究に移つた。固より屢々激論も重ねられた、日本が軍艦陸奧を生かす爲めには全權の苦心も可なり大きかつた。が、日英米卽ち世界現在の三大海軍國の全權が何れも大局より達觀して眞率に意見の交換を行ふた結果、三國の海軍主力艦の比率の協定は出來上つた。然る後之を佛國及伊國に示して終に海軍軍備制限に關する五國條約を作り得た次第である。

華府會議は前述の如く十一月十二日に開會して翌一九二二年二月六日閉會に至るまで約三箇月に亙り間斷なく總會議、總委員會、小委員會、起草委員會、分科會等日々會合を重ねた。其會合數を合算すれば、實に百三十五回の多きに上つた。甚しきは日に五會合を重ねた、三會合を爲したことは屢々である。其の間に非公式會合も重ねられて主要問題を議したこともある。斯くして遂に軍備制限及極東太平洋問題に亙る幾多の重要複雜なる國際問題を議了した。

ハーディング當初の招請狀には海軍軍備問題に限らない様でもあつたが、陸軍軍備の制限については別に議定する所がなかつた。尙ほ本會議外に於て之と關聯して、特殊の問題につき關係國間に審議を重ねたこともある。日支間の山東問題の如きは其例である、要するに華府會議の結果としては

(一) 海軍軍備制限に關する條約
(二) 潛水艦及毒瓦斯に關する五國條約
(三) 太平洋方面に於ける島嶼たる屬地及島嶼たる領地に關する四國（日英米佛）條約竝追加協定
(四) 支那に關する九國條約
(五) 支那の關稅に關する條約
(六) 日支兩國間山東懸案解決に關する條約
(七) 日米間「ヤップ」島及他の赤道以北の太平洋委任統治諸島に關する條約

の七條約、及び之に加ふるに十二箇の決議が訂立した。斯く短日月の間に斯く多數の條約を結び決議を作つたことは、國際會議としては餘程出來のよい方である。

因みに右諸條約中海軍軍備制限に關する條約、太平洋に關する四國條約竝追加協定は大正十二年八月十七日華府に於て各締約國全部の批准書寄託を了し、直ちに其實施を見るに至つたが、支那に關する九國條約及支那の關稅に關する條約は佛國の批准遲れた爲め、大正十四年八月五日に至り締約國全部の批准書寄託を了し漸く其實施を見るに至つた。尙ほ潛水艦及び毒瓦斯に關する五國條約は各國の批准がない爲め効力發生に至らない。

山東懸案解決に關する條約は大正十一年六月二日支兩國に於て、又ヤップ其他赤道以北太平洋委任統治諸島に關する條約は大正十一年七月十三日日米兩國間に於て夫々批准書の交換を了して其效力を發生した。

五　華府會議の組織構成　此の會議は軍備制限の協定を主眼とし之と同時に極東及太平洋問題の討議をなすことを目的としたことは前述の通りであるが、兩者は相關聯して居るから兩者を併せて同一の總會議を組織することとし、九國代表者同時に列席し、且此總會議を以て此會議の最終的決定を爲すべき中心機關となし、又之を公開することとした。

右總會議の下に前記の二大問題を討議する爲め（一）軍備制限總委員會及（二）極東太平洋問題總委員會の二委員會が設けられた、又其下に各種の小委員會を置いた。此等委員會は秘密會であつたが、委員會の議事に至つては其要領を卽日公表した。重要問題に關する討議は多少機微に觸るる所あるも成るべく詳細に之を公表した。右の如く出來得る限り商議の公開に努めたことも會議の一特色であつた。會議終るや米國政府は會議の議事錄を公にした。

六　華府會議に於ける各種問題討議の概說

議題を討議する方法の如き組織形式に關する委員會も特に各國首席全權を以て組織し、各種特別問題の討議の爲めの小委員會、條約及決議案の起草委員會等の各種委員會も大體悉く責任ある全權委員を以て構成したことは此種會議の組織として一新例を開くものであつて、之が爲めに議事の進行敏活なるを得たと聞く。

(1) 海軍軍備制限　日英米三國各自の主力艦の勢力比率として三、五、五を採用することはヒューズ當初の提案であつて、日本は多少此を動かさんと試みたが成らなかつた。就中陸奥を生かすことに日本全權は多大の苦心をした。其結果之を生かすこととなつたが攝津を廢棄することとなつた、英米の存艦廢艦にも多少の影響を來たした、代艦建造に當り主力艦の最高噸數を左の通り定めた（米國噸數の計算法による）。

英、米(各)　五二五、〇〇〇噸
日　本　三一五、〇〇〇噸
佛、伊(各)　一七五、〇〇〇噸

斯くして英、米、日、佛、伊五國の主力艦比率は英米の各々の五に對し日本の三、七五と云ふ比率となつた。英國は從來其海軍に於て何れの二國にでも當り得るの主義即ち『二國標準主義』を取つて來たのに、今回の會議で米國と對等同格の地位に下つたことは時代の變化、事情の變遷とは云へ今昔の感に堪へぬ所であらう。

右は何れも主力艦の制限に關するもので、之に關し十年間の所謂『海軍休暇』を約束した。補助艦及航空機の制限には及ばなかつた。潛水艦を通商破壞者として使用することに付ては別の條約が作られた（しかし前述の如く此條約はまだ實施に至らない）。

尙ほ右海軍制限條約中日英米の三國は太平洋方面に於ける要塞及海軍根據地に關し現狀維持を約定した。右太平洋方面と云ふ內には香港は加へたがシンガポールは加はつて居ない。又右現狀維持の制限は布哇諸島、濠洲、新西蘭及日本本土を成す諸島、竝に米國、加奈陀の沿岸には適用がない。從つて此等に關しては當該各國に於て完全なる自由を保留して居るのである。

(2) 太平洋問題　之に關しては四國條約竝追加協定が出來たこと前述の通りである。其規定する所果して何ぞ。『締約國は互に太平洋方面に於ける其島嶼たる屬地及島嶼たる領地に關する其權利を尊重すべきことを約す』、『太平洋問題に起因し且前記の權利に關する爭議を生し外交手段により滿足なる解決を得ること能はざる』ときは『共同會議』を開いて當該事件を考量調整することとし（以上條約第一條）前記の權利が『別國の侵略的行爲により脅威せらるるに於ては』締約國は『充分に且隔意なく互に交涉』して『共同に又は各別に執るへき最有效なる措置に關し了解を遂けんこと』を約した（第二條）。右の『共同會議』と云ひ、又は『共同の最有效なる措置』と云ふは果して何か。此條約が米國大統領の批准に先ち米國上院に回付せられて同意を求めらるるや上院では此條約の性質、意義、解釋につき議論に花を咲かした。此條約は果して米國をして必要の場合兵力使用の義務を負はしむるものであるか、同盟と云ふべきものであるかにつき討論があつた。討議の末遂に『同盟にもあらず、又米國をして兵力使用の義務を豫約せしむるものにもあらす』との留保的解釋を付して同意を與へた。追加協定に於て日本本土を此條約の適用區域外に置くこととなつた。これは不思議にも日本側と米國側との間に別異の反對せる理由と希望とに出て同一の結論に達した結果である。何は兎もあれ四國條約第四條に於て日英同盟協約の終了を規定してあるのは注意すべき所である。

(3) 支那問題　此問題については大體會議前に各國の同意を得たる米國側議題試案に網羅せられて居るが其性質

複雜にして範圍も廣汎に亙つた。支那全權が隨時陳述した希望又は提議に應じて討議するの狀であつた。而して會議一般の空氣は初めから支那現下の難局に同情し、其正當なる希望に對しては各國皆同情的の考慮を加へた、且各國全權相互の間にも隔意なき討議と協力とを盡した。此の間政治上、地理上、經濟上關係最も深き日本の態度は列國注視の焦點となつた。支那に關する討議の結果は先づ第一に所謂ルート決議となつて現はれた。此決議は支那の主權及獨立竝に其領土的及行政的保全を尊重し、支那の領土を通じて一切の國民の商工業上の機會均等を有效に樹立維持すること等に關するものであつて、九國條約第一條として採用せられ、其第二條以下に於て更に敷衍せられたものである。第二に支那全權の提出した希望に對する決議にして就中支那の政治、司法、行政の自由に關する條約上其他の制限を撤廢することに關する希望約七項は極東太平洋委員會討議の大部分を占めたものである。調査審議の結果、郵便局の撤廢、關稅の增徵の如きについては支那の希望が大部分容れられた。其他の諸問題に至つては此等の問題が支那特殊の事態から生じた特殊のものであるから、漫に現實の事態を閑却して之を處理することは出來ない事情にあるから、漸を逐ふて支那の希望に副ふの方針を以て、此の際は過渡的措置を攻究し決議した。卽ち特別國際委員會を設けて支那の實情を調査し其報告を俟つて列國は之が實行を決することとした。

(4) シベリア問題、山東問題、ヤップ問題等に至つても會議の內外に於て討議又は聲明乃至商議交涉の題目となつたが、其詳細に入るは本書の目的とする所ではない。

七　華府會議に對する概評

加藤全權一行が歸朝するや一日其勞勞の宴が總理大臣官邸で開かれた（大正十一年三月十二日）其際加藤全權の述べた答辭の末段に左の一節がある。私は玆に之を揭げて概評に代へることとする。今に至り之を回顧すれば今昔の感なきを得ない。

『華盛頓會議の成果に關しては人に由り其の觀る所を異にすへしと雖會議の主要目的たりし軍備競爭の抑制と國際爭因の除去とに於て相當の事績を擧げ得たることは多く異論なかるべしと思はる而して會議の衝に當りたる本全權の感想に據れば會議が能く斯る結果を齎し得たる所以のものは實に參列諸國が一致して世界平和の確立竝人類負擔の輕減の急務たることを自覺し此の二大目的は列强が排他的競爭の舊世界より脫却して國際協調の新天地を開拓することに依り始めて之を達成し得べきものなることを認識したるに由らずんばあらず各國は此の共通の目的を實現せむが爲には互に多大の犧牲讓步を敢てしたるが而も是れ皆各國の自發的に爲したる所にして決して他の强制に出てたるものにあらず此の自制協調の精神ありてこそ斯る短期日の間に能く前述の如く幾多重大なる條約及決議を成立せしめ得たるものなるべきは本全權等の信じて疑はざる所なり若し世界の各國民が十分華盛頓會議の經驗と成果とを會得し國際協調の新機運を益々助長することに努力を惜まざるに於ては世界平和の前途に多くの光明を認むることを得べし我國民に於ても此の華盛頓會議の眞義と國際政局の趨勢とを眞實諒得するに至らむことは本全權等の衷心希望して止まざる所なり』

（餘論）太平洋及極東問題とは何ぞ

一　『太平洋問題』とか『極東問題』とか云ふ言葉自體がすでに問題である。語の當否が問題たると同時に其意義と內容とが亦疑問であり、不明である。前記の如く米國大統領ハーディングがワシントン會議を招集した際に、太平洋問題は極東問題と共に軍備制限問題と併せて討議の題目として揭げられた。軍備の制限を行ふが爲めには關係列國間の禍因を絕つの必要ありとして太平洋問題、極東問題の解決を爲すの急務を高唱した。しかし太平洋問題の定義を明かにして居ない。否太平洋問題や極東問題に對する討議の範圍を限定することは殊更に之を避けた形跡がある。尤もワシントン會議は先づ第一に太平洋方面に關する四國條約を作り上げた。が、『太平洋問題とは何ぞ』其意義に至つては人をして之を捕捉するに苦しましむる。條約中に正確な定義が無いからとて敢て異とするにも當らぬが、太平洋問題を解決することが同會議の重要目的の一つであり、而して會議の結果出來上つた太平洋に關する條約である以上、其條約に於て太平洋問題の輪廓丈けでも現はして欲しい氣持がする。

二　ワシントン會議と太平洋問題　ワシントン會議の席上右の條約を公然紹介するの任に當つたものは米國全權ロッヂであつた。第四回總會議の席上でである。彼は此條約を得意氣に朗讀した後一場の演說を試みたが、其演說は一寸振つて居る。否少しく風變りであつた。彼は右條約の趣旨や目的を說明するよりも先づ美辭麗句を以て聽衆を喜ばしめんと努めた。或はブラウニングの句を引用し、或はメルヴイルやスチーヴンスンを引合ひに出して、太平洋を暫ばし文學化し小說化せんと試みた。而かる後漸く聽衆を現實界に導いて太平洋には自然の美や小說の材料以外に更らに氣候風土の天惠があり、濠洲の富源を初め海底の珊瑚に至るまで幾多の天與がある。陸上には沃野千里に連なり森林は萬里に及んで、文明人の移住し繁榮するに適するものがある。此等の富源は大部分未だ開發せられずして移住者の來るを待ち顏である。否右の富源は人の欲し且つ望む所であるには往々である。太平洋上には幸に是迄大戰爭と云ふべきを歷史に徵するに、人類欲望の衝突より戰爭を惹起したことものはなかつた。が、三大國がサモアに關する爭の爲め軍艦を急派した事件は差して古くはない。故に太平洋上の諸島嶼を支配し領有する列國の間に協定を遂げ協調を保つことは極めて緊急である。本條約は責任ある列國の信義に『平和の維持』を托する爲めの試練であると結んだ。然し同條約には日英米佛の四國が『互に太平洋方面に於ける其の島嶼たる屬地及島嶼たる領地に關する其權利を尊重すべきことを約す』ることが先づ第一に揭げてある（第一條第一項）。次で右四國の何れかの間に『太平洋問題に起因し且前記の權利に關する爭議を生じ』外交談判不調に終つて、現在の圓滿なる協調を害せんとするの虞ある場合には、右四國は當該事件を考量調整するの目的を以て『共同會議』を開かうと定めてある（第一條第二項）。しかし此れ以上太平洋問題の何たるやを說明しては居ない。又次條に於ては或他の國——『別國』——の侵略的行爲により前記の權利が脅威せらるる場合には、之に應ずる爲め如何なる措置をとるべきやにつき了解を遂ぐべきことを規定してあるが、日英米佛以外の他國が前記の權

利を侵害するが如きことは——露獨當時の狀態に顧みて——一寸想像し兼ねる。又日英米佛の四國相互の間にも其各々の太平洋上の島嶼たる屬地や領地に關する權利上の爭議を生ずるが如きことは今の處——否同條約の有效期間たる十年間には——實際問題として緣遠い話である。果して然らば同條約は何を目的とし、趣旨として締結せられたものであらうか、否其所謂太平洋問題とは果して何を意味するものであらうか。

三　太平洋條約と日英同盟　同條約は其末條に於て日英同盟條約の終了につき規定してある。卽ち太平洋條約の實施と同時に日英同盟協約は終了することを聲明してある(第四條)。これが太平洋條約の眞の目的であるとの見方をして居るものもある。前記總會議の席上で英國全權バルフォーアの爲した演說によつて其然るを窺ふに足る、と解釋するものがある。同日バルフォーアは其前辯士たるロッヂやヴィヴィアニー當日の演說を賞讃した後——因みにヴィヴィアニーバルフォーアは第四條の規定に言及した。卽ち『日英同盟は露獨よりの危險去れる今日最早其存在理由を失つたものであるが、二十年間日英兩國の休戚を結び付けた鎖であつて、二大戰爭に大に役立つた右の同盟は、そう手輕に引きさく譯には行かなかつた』と述べて、日英同盟の存續には米國人に對する氣兼があつた事情を辯疏した。而して今回の太平洋條約の締結は更始一新、四國協調の新時代に入つたもので、日英同盟終了のよい機會であるとして、つまり日英同盟の埋葬演說を試みた。嗚呼果して折角の太平洋條約は單に日英同盟條約廢棄の『カムーフラージ』に過ぎないものであらうか。

四　ルーズヴェルトと太平洋問題　さきのルーズヴェルト大統領に依れば由來大洋は世界史上の重要舞臺である。之を初めにしては地中海が其舞臺であつた。古代及中世の文化は之を中心としたものであつた。然るに西半球の發見は歐洲人の希望と需要と恐怖とを太西洋方面に轉向せしめた。世界の近世史は大西洋を中心としての史實の連續であると云ふことが出來やう。しかし文明の光は『西へ、西へ』と向ふた。今や太平洋時代が始まらんとして居る。ルーズヴェルトは曰ふ『羅馬の衰ふると共に地中海の隆盛は過ぎ去つた。大西洋時代が之に代つたが、之れ亦旣に峠は越して居る。將來に於て之に代るものは太平洋時代である。太平洋時代は世界人類を打成して一團とするもので、右の三時代中最も賑かなものであらう。卽ち東方人と西方人とは太平洋を中にして相對立することとなつた。米國人の使命は右人類の新運動に伴ふ難關の第一線に立つことである』と。佛國人ル・ボンは太平洋問題を解して曰ふ、『太平洋問題の正體は——米國人が將來の大問題として騷ぎ立てて居る問題としての太平洋問題なるものは——雄辯修辭を除き去れば、日本人がアジアを支配せんとするのを防止するの手段方法を見出さんとすることに在る、殊に日本が國內に張り切れさうになつて居る人口をアメリカに送らんとするを防ぎ止める途を講ずることに存する。日本人は米國と英國の植民地とに人口の捌け口を求めて居る。ワシントン會議はアジアとアメリカとの衝突を或る期間延ばしたに過ぎない、國際の生活は自然の法則により支配せられるもので、平和論者の夢想によつて左右せられるものではない』と。

五　移民問題と太平洋問題　ル・ボン等の說に拘はらず、所謂移民問題は右太平洋條約では之を太平洋問題より

（餘論）太平洋及極東問題とは何ぞ

除外してゐる。正確に云はば『國內法權に屬する問題』即ち所謂『國內問題』は太平洋條約第一條第二項に掲ぐる爭議中に含むものと解すべからずとの聲明が右の條約に附屬して居る。而して少くも米國人は移民問題を以て國內問題となし、否國內問題中最も重要なるもの、否其の別名の如くに解して居る。即ち移民問題に付ては外交談判不調に陷つても締約國間問題として所謂『共同會議』に附せらるべきものでないとしてある。

六　極東問題と太平洋問題　太平洋問題の背後には所謂極東問題があることを忘れてはならぬ。此二つの問題は共に併立してワシントン會議の議題とせられた。會議の劈頭米國政府から配付した討議次第書中に『太平洋及極東問題』なる見出の下に、シベリア問題、委任統治諸島問題、太平洋上の通信（電信）問題もあるが、支那に關する問題が大部分を占めて居る。極東問題は太平洋問題の重要なる一部を成すの觀がある。果して然らば『極東問題』とは何ぞ、所謂『極東』の地理的範圍は如何。外人中極東とはシンガポール海峽以東を指すと解するものもある（ラルーズ辭典）が、極東とは之を地理的に定義するのは無意義なりとするものもある。唯黃色人種の住する地方を總稱するの語として便宜使用せられ、又黃色人種の歷史乃至野心に關聯して生ずる總ての問題を指して極東問題と云ふとなすものがある。或は又アジア人がアフリカ人の運命に追從するや否やの問題を極東問題なりと解し、進んでアメリカ及オーストラリアに在る土人の運命如何の問題をも包含するものであると唱ふる論者もある。果して然らば極東問題は黃色人種の關係問題たるに止まらず、太平洋問題をも包容するものとなるが、一方高平ルート協約即ち一九〇八年の日米協商の如きを見れば太平洋問題は寧ろ極東問題を包容して居る樣にも見える。何れにせよ太平洋問題に對し少くとも姉妹問題たる極東問題に就ては、ワシントン會議に於て所謂『支那に關する九國條約』を初めとし若干の條約決議を見るに至つた。此等の文書に於て、支那に關して米國年來の主張たる門戶開放、機會均等の主義が繰返され、獨立及領土保全が反覆せられて居るが、米國の極東政策は決して退嬰的守勢的ではなくして寧ろ攻勢的である。米國從來の極東政策に於て威嚇主義又は帝國主義の形跡ありとなすは、吾人の私言にあらずして、米國人自身——極東通たる——の自白である。『米國の極東に於て有する特權は一として威嚇主義又は領土擴張政策の賜ならざるはない』とはこれタイラー・デネット——（ジョンス・ホプキンス大學に教鞭を執り又巴里平和會議にも赴いたことのある極東通である）——の言である。米國は右手にはモンロー主義を提げて歐洲人否太西洋に望み、左手には帝國主義を把持して太平洋に臨んで居る。即ちモンロー主義に依りては歐洲人を米大陸より締め出し、帝國主義によりては自ら太平洋に積極政策を實行して居る。而して支那方面に於ける門戶開放、機會均等の主義は米國の極東に於ける積極政策を立證するものでなくて何であらう。

第二十三章　日本と滿蒙

一　日本と滿蒙　第五十一議會に於て若槻總理大臣は帝國の支那に對する外交方針否滿蒙に對する外交方針に關する答辯として、我接壤地域である所の南滿洲及東部內蒙古に於ける我特殊利益の確保擁護に關しては政府は深甚の注意を怠らぬ旨を聲明した。此聲明はそれ自身としては別段何等の新も奇もないものと見ゆるであらう、しかるに本邦駐劄の支那公使は『帝國の滿蒙に於ける特殊地位』なる語が、朝野に喧傳せらるるに至つたのは『中華四億民衆の神經を刺戟し、驚異と憤懣』とを招くことを述べ、日本の對支政策が『再び以前の帝國主義的色彩に逆轉したかと疑はしめ』『大陸侵略の雄圖は、牢乎として國民心裡に奥深く潛藏せらるるやと誤解せらるることなしとせず』と云ひ、特殊利益の主張は所謂門戸開放、機會均等の主義と相容れずと唱へた。又日本が支那殊に滿洲に於て特殊利益を有することを認めた所の日米協定——所謂石井ランシング協定——は廢棄せられた。日本が支那に於て有する特殊利益を認めしが防護を主要目的の一に數へた日英同盟はワシントン會議で破棄せられた。しかし我國としては決して滿蒙に於ける特殊利益を拋棄したものではない。

（參照）滿蒙に於ける特殊利益（大正十五年三月二十四日若槻總理大臣の貴族院に於ける演說拔抄）

『帝國の接壤地域であります所の南滿洲及東部內蒙古に於ける我が特殊利益の確保擁護に關しましては政府は常に深甚の注意を怠らぬ所であります、政府は必ず適當の手段を講じて治安の維持に努むることに於て萬遺算なきを期する積りであります、又同地方に於きましては政府の同胞國民の生命財産の安固を保持し正當なる我が權利利益を確保し國民の經濟的發展の助長に資することに付きましては政府の最善の努力を致すことは申す迄もないことであります』

二　日本と支那　日英同盟協約を讀むときは日本は支那全體否東亞に於て——英國と共に——特殊利益を有して居るやうにも見える、又石井ランシング協定を見ても日本は支那全體に對して特殊利益を有することを米國から認められて居つた樣にも讀まれないではない。尤も同協定には『日本の所領に接壤せる地方に於て殊に然りとす』と斷はつてはあるが、之が爲め『日本が支那に於て特殊利益を有することを承認す』とあるのを無意味のものと解することは出來なからう。果して然らば右條約や協定に認めた日本の特殊利益に比し、滿蒙丈けに於て我國が特殊利益を有するとの主張は餘程遠慮した話である。が、然し此遠慮した主張は決して若槻總理に初まつたものではない、先年新借款團の出來た際滿蒙保留問題が起つたとき我政府は『南滿洲及東部內蒙古一帶の地方は我領土たる朝鮮に接壤せる自然の結果として我國防及國民的生存に極めて深甚特異の關係を生ぜり、爲に同地方に於ける事業は往々にして國家の緊切なる安危の問題を包含す、是れ日本が同地方に於て特殊の利益を有し且從來幾多特殊の權利を設定したる所以なり』と主張し、『帝國政府が特に滿蒙地方に對し他の列國と異り死活に關する底の緊切なる關係を有する』ことを陳辯し、我國が滿蒙に於て所謂『緊切利益』『重大利益』vital interests——を有することを述べて居る。ワシ

ントン會議の際にも埴原全權の聲明中滿洲が日本の接壤地域なるの故を以て、日本は同地方に於て其經濟的生活及國家的安全に關する重大利益を有することが繰返された。(其際支那全權は日本が接壤地域たるの故を以て滿洲に於て重大利益を有するのならば、支那も亦接壤地域たるの故を以て朝鮮に對し重大利益を有すと鸚鵡返しに抗爭して居る。而して重大利益の主張は支那の獨立及領土保全主義と相容れざるものであると攻擊して居る。)

三　特殊利益とは何ぞ　一國の有する利益は多種多樣であり、千差萬別であつて、一々之を枚擧すること不可能である。之を分類して考察するに於ても種々の分類があり得る、一般利益もあらうし、特殊利益もあらう、通常利益もあれば重大利益もあらう。一國は何を以て其の重大利益となすかは、一國の考へ次第である。國家の上に立つ審判官のない以上——又國際裁判所は目下の處所謂國家の重大利益に關する問題を裁判するの權能を一般に認められて居ない以上、重大利益の具體的解釋は其國其國の考へに任すの外はない。特殊利益に至つては其意義否內容の場合により大に異るものである。日本が支那一般に於て有する特殊利益なるものありとせば、それが滿洲に於ける特殊利益と內容を異にすることは別段不思議ではない。又日本の滿洲に於ける特殊利益は英國が埃及に於て有するそれと內容實質の同一でないことも言を俟たない所であらう。

第二十四章　モンロー主義と米國の外交

一　モンロー主義　Monroe doctrine は、米國の國是とせられる。又米國對外政策の基調とせられる。右のモンロー主義とは、米國第五代の大統領ジェームス・モンローが千八百二十三年十二月二日議會に與へたる教書に由來するものである。其の教書は長文のものであるが、要するにモンロー主義は左の二つの原則より成るものである。第一は非植民主義 non-colonization principle であり、第二は非干渉主義 non-intervention principle である。非植民主義とは何であるか、モンロー大統領は右教書に於て、歐洲諸國が將來に於て米大陸の何れの地方にも植民をなすことを許さざる旨を聲明したことが卽ちこれである。尤も從來より存する、歐洲諸國の西半球に於ける領有（例へば英國のカナダに於けるが如き）は別問題であつて、モンローは之をしも認めないといふ程大膽ではなかつた。而して右の『植民』といふ文字に就ては其の後米國の當局者は種々の解釋を下したが、畢竟漸次類推解釋、擴大解釋を試みた。卽ち當初に於ては、單に露國が米大陸に於ける其の領域の境界につき、米國と爭ふたことに基因した所の右の非植民主義は、遂には植民による外、戰爭、賣買其の他如何なる名義方法によるを問はず、歐洲諸國は苟も將來西半球に於て領土を新に獲得し又は擴張すること（又は占領することも）を許されざることになつた。これグランド大統領其の他の聲明により知るべきである。獨り歐洲の『國家』に對して植民其の他を許さざる計りでなく、後には個人若くは

會社が米大陸に土地を獲得することも、或場合モンロー主義に藉口して、之を差止めんとするに至つた。例へばパナマ運河の開鑿工事に關係ある佛國會社に對する千八百七十九年米國下院の外交委員會報告の如き其の一例である。又米國は、歐洲諸國及歐洲人に對して右の如き禁令を發したる以上、亞細亞諸國若くは亞細亞人に對しても亦然るべきは固よりである。例へば千九百十二年八月二日マグダレナ灣事件に關する米國上院の決議の如き其の適例である。曰く『米大陸の港灣其の他の場所であつて、或國が之を陸海軍の目的に占領した場合、米國の交通又は安全を脅かすの虞あるものあるときは、其の港灣が假令或會社又は協會にして米國政府以外の政府に對し、該政府をして陸海軍用に管理せしむる實力を與ふる如き關係を有する以上、米國政府は之を見て深憂を禁ずる能はざるものである』と。此の決議をなすに至つた動機は、當時の風說によれば、墨國マグダレナ灣地方を含める土地約四十萬エーカーを所有する一米國會社（マグダレナ・ベー・コムパニー）が、日本の一會社に右の土地を賣却せんとして、豫め米國國務省の意向を聞かんとしたことに起因すると云ふことである。餘程御念の入つた話である。當時上院議員ロッヂの提案はモンロー教書中の『植民』なる語は、政府の行爲又は政府監督の下に於ける行爲のみならず、モンロー主義の禁止する所を行はんとする會社又は個人の行爲をも含むものであるとするのであつたさうである、而してモンロー主義の禁止する所と云ふことが、如何樣にも解釋し、適用し得られることは固よりである。次に一九一三年十月二十七日大統領ウィルソンがアラバマ州のモビールに於ける演說中に、外國資本家が米大陸に於て各種の『利權』concession を獲得するに反對したことのあつたのも——外國の資本が、利權附與國の內政を

支配するに至るの危險あるべきを理由として——之に關聯して注目すべき所でないとは云へまい。

二　其の由來に於ても亦其の適用に於ても、研究上最も興味あるのは、モンロー主義の第二の原則即ち非干涉主義である。今日に於ては兎に角、第十九世紀の初頭に於ては、非干涉の原則は未だ國際の通義又は原則とはせられなかつた、卽ち神聖同盟なるものあつて、露帝歷山一世と墺相メッテルニヒとに左右せられたる奈翁沒落後の歐洲は干涉主義に支配せられて居つた。此の干涉主義によつて擁護しようとした所のものは所謂君主正統主義及專制主義であつた。其の排斥せんとする所のものは自由主義、革命主義であつた。當初神聖同盟に屬する諸國（英國は之に加はらず）は右干涉主義を提げて西班牙、伊太利に向つた計りでなく、當時西班牙本國より獨立しかけた（而して米國は旣に其の獨立を承認した）所の南米諸國にも臨まんとした。然し南米に對する神聖同盟の干涉政策は、主として商業上の理由から、英國政府の好まぬ所であつた、換言すれば、南米が獨立するのは、商業上英國の利とする所であつた。そこで英國は米國を誘つて、相共に神聖同盟の專制主義擁護、干涉主義、獨立運動阻止策に反對する政策に出でた。玆に於てか米國は、其對歐洲政策を右か左かに決定しなければならぬ重大事態に直面した。大統領モンローは、當時野に下つてゐた所の元老株ジェファーソン及びマディソンの意見を求めた所、兩人とも殆ど異口同音に英國の勸誘に應じ、之と協力すべきことを回答した、殊にジェファーソンは、米國が歐洲の事に容喙せず、又歐洲をして米大陸の事に干涉せしめざることを、米國の國是とすべきことを建言した。此の趣旨はモンローの教書に載せられ、後世モンロー主義と稱するものの骨髓をなすに至つたものである。抑〻米國が歐洲の事に對しては、デザンテレスマンの態度を取るべし

となすは、建國以來の方針である。ワシントンは千七百九十六年九月十七日の告別演說に於て、米國人に遺訓して曰く、『歐洲と商業上の關係は盛ならしむべきも政治的關係は成るべく少なくして、歐洲國際政局の面倒なる事柄につきては、其の渦中に投じないやうにすべし、又何れの外國とも、永久的の同盟を結ぶべからず』と。卽ち歐洲の政局に對し、米國は超然主義を取るべきことを遺訓したものである。凡そ米國は歐洲の政局に對して容喙しない、それは宜しい、米國の御隨意であると言ふべきであるが、他方に於て歐洲諸國に對して、西半球の事柄に容喙するなかれ干渉するなかれと言ふに至つては、これ歐洲諸國に對して號令するものである、歐洲人が當初に於て其の意外なるに驚き、又其の後の發展に鑑みて、モンロー主義をば不當視するも故なきにあらずと言ふべきである。ビスマークはモンロー主義を評して『國際的暴慢』なりとした。歐洲の學者多くモンロー主義を以て『國際法違反』なりと主張して居る。

三　モンロー主義は果して國際法違反のものであるか。學者若くは政治家にして、此主義を以て法律上の一主義となすもの、又は米大陸に特有なる國際法の原則となすものがある。又少なくとも國際法に違反せざるものであつて、國家自衞權の一つの特殊なる發現である、若くは米國特有の自衞權であると說明するものもある。米國の學者否政治家たるフォスター、ルート、ヒューズの如き其の例である。多數の學者論客は、モンロー主義を以て國際法上の主義又は問題となさず、政策上の問題であり、主義であるとして居る。モンロー主義と國際法との關係は、下に記するヴェネズエラ事件に際しても、英、米の間に爭はれた所である。當時英國政府は、モンロー主義なる一方的聲明は、國際の一般的容認を基礎とする國際法の一原則と看做すことが出來ないと言ふ主張をしたし、他方米國側では、國際法は各國の權利を保護し其の正當なる要求を實行せしむるものであるから、此の理論に立脚して、モンロー主義は國際法の原則上認められるものであることを主張した。又海牙平和會議に際しては、二回共米國代表者は、同會議の諸條約に參加することは、決して米國が其の傳統政策たるモンロー主義を棄てるものと看做すべきものでないとの旨を入念に聲明した。ルーズヴェルトは之を以て各國がモンロー主義を暗默に認めたものであると解釋しようとしたが、右の解釋が穩當でないことは學者の指摘する所である。何れにせよ、先年の巴里講和會議に於ては國際聯盟規約の作成に關し特にモンロー主義に關する一箇條を設けて、聯盟に屬する各國はモンロー主義を認めた。第二十一條に於て、モンロー主義を以て『一定の地域に關する了解にして平和の確保を目的とするもの』となし、同主義が國際聯盟規約と何等相妨げざるものなる旨を規定した。モンロー主義を以て『一定の地域に關する了解』となすに就ては大に議論がある。それは兎に角、米國人は今やモンロー主義を振廻すに當り、毫も他國の意向に氣兼をするものではない、まして他國の同意を求むるものでもない、國際法に副はうが副はうまいが、そんなことは一向に頓着しなくなつた、米國の力は強くなつた、其の鼻息は荒くなつた。則ち彼等以爲らく、モンロー主義は米國の一方的に聲明せる所であつて、何等他國との『了解』に出たものでない。其の定義も解釋も、又其の適用も何等他國の厄介になるべき筋合のものでない、米國政府の自ら保留する所であつて、他國の容喙を許さない。ヒューズ曰く、『他國がモンロー主義の事實性及健全性を認め、隨時隨所に其の適用を正當視するは固より米國の喜ばない所ではないけれども、米國は如何なる場合モンロー主義を適用すべきか、又其の適用の結果として、如何なる措置に出づべきかの問題に至つては、一に米國自

身の決定する所であつて、他國の意見に從ふことは出來ない、況んや右の如き場合、他國の意見に拘束せられるやうな約束を豫め結ぶことも出來ない』と。故に米國としては、國際聯盟規約が、モンロー主義に關して如何に米國に好都合なる條項を有しようが、それに頓著する所ではないのである。米國としては有難くも何ともない、寧ろ甚だ迷惑なのである、否右の如きは却てモンロー主義に對する米國の誇りを傷けることとなるのである、米國がモンロー主義を振廻すに當り桎梏となるものである。これは米國議會が國際聯盟加入問題其の他に關して示せる態度である。ウィルソン大統領やヒューズ國務卿も明言せる所である。ウィルソンは曰く、『モンロー主義は米國が自己の權能に於て聲明したものである、今後も亦然るべきものである』と。

四　米國がモンロー主義を實際に主張した先例の中で最も破天荒なのは、英國とヴェネズエラとの境界問題に就き、英國に對し米國より突きつけた最後通牒（一八九五年）であつた。右の境界問題は、英領ギアナとヴェネズエラとの境界に在る僅か計りの土地の爭に關するものであつたが、紛糾解けざること多年、遂に米のクリーヴランド大統領は、英國政府に對して、仲裁裁判により右の紛糾を解決すべきことを提議した。英國政府の之を斥くるや、同大統領は英國の態度を以て、モンロー主義を無視して領土を擴張獲得せんとするものとなし、（當時の米國側の文書には『侵入』『征服』『侵略』などの語が用ゐてある）英國が米國の提議を聽かざるに於ては、兵力に訴へても尙は其の主張を貫徹すべき勢を示した。所謂『覆面の威嚇』を試みた、米國は今や南北戰爭の傷癒えて一大飛躍を試み得るの實力を有するに至つた。英のソールスベリーは此勢に辟易して、遂に米國に降參した。そこで問題は仲裁裁判に附せられ、米國の滿足する方法に於て片付いたのであるが、曩に米國をしてモンロー主義を聲明せしめたとも云ふべき英國が、自らモンロー主義に苦しめられるに至つたのも、一大皮肉であると云はざるを得ぬ。クリーヴランド大統領の下に國務卿として、該事件の當局者たりしリチャード・オルネーは曰く、『合衆國は事實米大陸の主權者である、其の命令は、米大陸の人民に取りては法律である』。

モンローの教書に現はれた所によれば、當時米國のラテン・アメリカ諸國に對する態度は、寧ろ消極主義であつた、放任主義であつた、以て他國に其の範を示さんとするものであると聲明した。それにも拘らず米國其の後の態度は、續々右の聲明を裏切るものがある。米國の對墨政策、カリベアン政策、將た又南米に對する政策がそれである。墨國に對しては、一八六六年佛國の擁立せるマキシミリアン帝を追ひ出したのはまだしもとして、種々の機會に於て、種々の口實の下に屢々其の土地を割かしめたり、兵を墨國に進めたりしたことの如きは何うであらうか。カリフォルニヤ州、テキサス州等今日米國の南部は墨國からもぎとつたものである。カリベアン海に於けるキューバ島も、久しく米國の垂涎する所であつた。西米戰爭は同島を西國より獨立せしめたが、其實は米國の後見の下に立つに至つた。ポルト・リコは米領となつた。サント・ドミンゴ、ハイチ、ホンヂュラス、ニカラガ等についても、其內亂外患（歐洲諸國との財政上の紛糾等）に乘じ、米國は隨時干涉を試みて、財政上又は政治上一種の保護權を行うた。又米國はパナマ運河を獨占しようとして、英米間往年のクレートン・ブルワー條約に代ふるにヘー・ポーンスフォート條約を以てして、英國の勢力を運河地帶より排除したのみならず、更にコロムビア政府に壓迫を加へた、否パナマの叛逆政府を相手と

して條約を結び、運河の支配權と共に、新興國たるパナマに對する保護權を收めた。米國國務卿ルートは、ハイチ、メキシコ、コロムビア、ニカラガ其他中米諸國は、米國の保護の下に立たなければ繁榮を期し難いと公言した。同ノ。クスも又中米及カリベアン海地方に於ける革命熱を鎭定するは、米國自身の安全の爲めに必要であつて、之が爲め相當の手段を講ずるは、モーロー主義當然の歸結である旨を揚言した。

モンロー主義がラテン・アメリカ諸國に對し何等保護權を設定せんと試むるものでなく、後見的又は上長的地位を主張せんとするものでなく、又米國の國境を越えて其の權力を及ぼさんとするものでもないとは、フォースター、ヒューズ等、米國國務卿の主張せる所であるが、求められざるに保護を押し賣りするに至つては、保護 protection と保護國 protectorate と相去ること幾何ぞやと言ひたくなる。米國が米大陸に於ける大名的態度 overlordship は、ラテン諸共和國によりて嫌はれること歐洲の帝國主義に對する恐怖より遙に大なるものがある。ヒューズは曰ふ『モンロー主義は米國の自衞策 policy of self-defense である』と。フォーシュが評して、米國の『自衞』は『膨脹』を包含するものであると云ふのは、蓋し當れるものである。ヒューズは又曰ふ『モンロー主義は米國の國家としての安全を主張するの主義である』と。『國家としての安全』なる語、何ぞそれ廣きやと言はざるを得ない。氏がモンロー主義は過去一世紀間其の範圍を變更し若くは其の基礎を更正したことはないと言ふのも、明かに事實を誣ふるものである。

五　モンロー主義に於て、米國は歐洲の事柄に容喙しない、干渉しないと聲明して居るにも拘らず、或は土耳古、或はバルカン、或はモロッコ、曰く何、曰く何と、米國が歐洲の事件に容喙した例は多々ある。殊に亞細亞に於ては猶更である、支那問題其の他に容喙したる事蹟は歷然たるものがある。然るにも拘はらず歐、亞諸國が米大陸の事柄に容喙するのは禁じて居る、加之米大陸の事柄に就いても、ラテン・アメリカ諸國と對等又は平等の協力を好まない。一八二六年コロンビア大統領ボリヴァーがパナマに會議を開いて亞米利加諸共和國を汎米主義の旗幟の下に糾合せんとした企圖に對し、米國の態度は頗る冷淡であつた。しかし一八八九年には米國國務卿ブレーン自身の主宰の下に第一回の汎米會議を華府に開催することにした。此の種會議は爾來數回卽ちメキシコ市（一九〇一年）、リオ・デ・ジャネーロ市（一九〇六年）、ブェノス・アイレス（一九一〇年）等に開かれたが、何時も米國の態度が煮え切らぬ爲め、否他國に對し非對等の態度を取る爲め融和を缺き、別段の成績を擧げ得ない。一九二三年サンティアゴに汎米會議（第五回）の催されるや、モンロー主義の汎米主義に對する關係が問題となつた。其の際米國の代表者フレッチャー大使は、モンロー主義は米國の一方的宣言であり、從つて其の之を適用するに當りては、何れの他國にも厄介にならぬと公言した。これは同年國務卿ヒューズが、モンロー主義の解釋適用は米國政府の獨り保留する所なる旨を聲明せると符節を合して居る。米國の主張によれば、ラテン・アメリカ諸國はモンロー主義により恩惠を受くることあるべきも、此等諸國自ら同主義の運用を試みることは許されない。

六　米國が世界大戰に參加し歐洲に出兵したことは、モンロー主義違反でないか。ウィルソンが歐洲に出兵し、其の後平和回復に際し歐洲諸國と協力し、歐洲否世界の國際政局に容喙したことは、尠からず一部否寧ろ多數の米國人に不安を與へた。米國の傳統政策たるモンロー主義を拋棄するものであるとして、ウィルソンは痛く國內に於て攻撃

を受けた。國際聯盟規約第二十一條を設けて、モンロー主義と聯盟規約が相妨ぐるものにあらざることを規定したらゐでは米國人は滿足しなかつた。後に至り米國議會は、國際聯盟規約をヴェルサイユ條約全體と共に併せて一蹴し去つた。然し米國がウィルソン時代に右の方法形式に於て歐洲の事件に參加したるの事實は之を打消すことが出來ない、のみならずウィルソンに代はれる共和黨大統領ハーディングが、一時『國際聯合』Association of nations なるものを唱へたり、又遂には華府會議を開催し、英、佛、伊、蘭の歐洲諸國及び日本、支那等まで召集して、此等諸國の軍備縮少其の他の問題を議したることは、米國の欲する方法に於て國際政局に關與することを辭せざるものなることを表明して居る。

七 米國の特殊利益　石井ランシング協定を破棄した米國自身は特殊利益などと云ふ文字を使用しない（絕對に使用しないとは云はぬが）。モンロー主義と云ふ旗幟を押し立てて、國際間を濶歩しつつあるのである。『接壤地域』どころかアメリカ大陸全體をモンロー主義の適用區域と見るのである、換言すればアメリカ大陸全體が米國の特殊利益を有する所であり、アメリカ大陸に於て米國は特殊地位を有すと主張するのである。但し前述の如く特殊地位とは云はず、モンロー主義と云ふて居る。外の國が何と云ふても、何と思ふても、米國はモンロー主義でどし〳〵推し切るのである、モンロー主義の解釋適用は米國自身の權内に存すと云ふのであるから、此モンロー主義の名の下に、之を楯としてどんなことでも勝手なこと、好いたことをするのである。其一例が先年持上つた、そして日本が其の槍玉にあがつたのである。問題は日本人の某シンヂケートがカリフォルニア州に近い所で、メキシコ國内に於て同國政府から三百萬エーカーの借地權を得たと云ふ新聞報に係るものである。右新聞報の傳はるや米國人は騷ぎ出して、上院外交委員長ボーラー氏は日本人が果してメキシコ海岸に根據地を有することとなつたかどうか、充分に調査の必要があると言明したと傳へられる。駐米のメキシコ國大使は、右の報道を以て全然虛構であるとし、日本政府も米國政府も共に何等右の如き事實を知らずと聲明しては居る、從つて右問題は一時新聞紙上を騷がしたばかりで鎭靜に歸した樣であるが、該事件（事件と云ふを得べくんば）の關係價値を見なければならぬ。一應前にも述べたが一九一二年マグダレナ灣事件と云ふものが起つた。同事件の起りも右の事件と同樣に雲をつかむ樣な話から起つたのである、卽ちメキシコのマグダレナ灣に四十萬エーカーの土地を有する一米國會社が、日本の或會社に右の土地を賣却しやうとする意向があるとの報道に源を發したものである。日墨の當局者は日本人が何等マグダレナ灣に於て土地を獲得する事實なきことを證言した、米國政府も議會から報道を求められたのに對し何等與ふべき報道なしと答へた、上院の當該委員會も何等日本がメキシコに根據地を求むるの意思ありと認むべき證據なしと報告した。それにも拘はらず將來に對し日本が右の如き行動に出づるを豫防する爲めとして上院は大袈裟なる一の決議を通過した（決議文前述）。右決議を討議するに當り外交委員長ロッヂは右は果してモンロー主義の擴張なりや將た其適用なりやと云ふ一議員の質問に答へて、『各國は自國の安全を保護するの權利を有する』と答へ、『一國は他國が或港灣又は地點を陸海軍用の目的の爲所有するの事實を以て自國の安全に害ありと認むるときは、之に干涉するは其權利たると同時に又其義務である』と述べて居る。假りに日本政府と何等關係なき日本人農業者が、メキシコの海岸又は内地に若干の土地を借入れやうとして

も、米國は右決議に表明した如く之を差止めることの權利——干渉の權利を有するものとして居るのである。其理由としては或はモンロー主義を擔ぎ出し、或は更らに之よりも廣きものとロッヂの自稱する一國の安全保護權と云ふ漠然たる理由を擔ぎ出して居る。或る米國人は曰ふ——米國の識者であつて、單純なるジンゴー記者ではない、——『マグダレナ灣租借の事實なりしや否やを問はず、米國が若し當時沈默して何等の措置を取らなかつたならば、日本政府は固もなくメキシコ海岸にコーリング・ステーションを獲得したであらう、米國は日本人がメキシコの西海岸に足場を有することに斷乎として反對するものである。但し吾人は日本の近い所にフィリッピンなるものを有する、故に米國にして日本が太平洋の東海岸に土地を得んとするのに反對するは理屈には合はぬかも知れぬ。が、米國の「利益」を基礎とするに於て反對は已むを得ぬ（米國國際法雜誌一九一五年十月號八一六頁ブシェネル・ハートの論文參照）。『理屈に合はぬ』と自認する以上之を追窮するも無益であらうが、他國が米國の態度——モンロー主義——を批判するに於て米國に同情的ならざるも無理ではあるまい。

第二十五章　世界大戰以後に於ける列國の外交

一　世界大戰以後、否ヴェルサイユ平和條約其他各平和條約の成立後に於ける歐洲列國の外交は、右ヴェルサイユ條約其他の平和條約の修正問題を對象とするものである、と約言することが出來よう。尤もヴェルサイユ體制の成立以後に於てはこの體制を維持せんとする英佛及其一味の諸國が國際聯盟に立籠つて、之を利用して、所謂安全保障及平和機構を絕叫しつゝ、ヴェルサイユ體制の擁護に努力したことは事實である。世界戰爭及巴里會議（一九一九年）の產兒たるチェッコ國、ポーランド國其他は英佛殊に佛國の後援のもとに、一種の同盟を形づくるに至つた。當時世人の稱して『小協商』と云ふものが之である。

顧れば巴里會議に成れる各種平和條約の結果としてポーランド、チェッコ・スロヴァキア、ユーゴースラヴィヤ（セルブ・クロアート・スロヴェーヌ）等の新しい國が出來た。又ルーマニアは領土を擴げた。其の反對にハンガリー及ブルガリアは領土を縮められた。そこで前記新興國及ルーマニアはハンガリー、ブルガリア及ドイツに對する共通の不安がある。此の不安から右のチェッコ・スロヴァキア、ルーマニア、ユーゴースラヴィア三國の間に防禦同盟條約の締結を見るに至つた、卽ち小協商 the Little Entente なるものが玆に生じた。一九二一年以來殆んど每年一回小協商の外相會議なるものを開いて、右三國の共同動作につき意見を交換し來つた。尙右三國以外に於てもポーランドは佛國と

共に前記諸國と政治協定、援助條約又は同盟條約を結んだ。從つて小協商は宛然佛國を盟主とする東歐小國の集團たるの觀があつた。殊にロカルノ條約を結んだ際にも獨逸とポーランドとの間、及獨逸とチェッコとの間に仲裁裁判條約が出來たにも拘らず、一方佛國とポーランドとの間及佛國とチェッコとの間には獨逸が不法の兵力使用に出づる場合、夫々直ちに援助を爲すべき旨の條約が結ばれた。

二　國際聯盟成立以來一時は列國外交の檜舞臺たるの觀を呈した。從來の外交機關に依る外交交涉は鳴を鎭め、ゼネヴァに於ける會議外交のみが獨り賑やかであつた。而して右會議外交に於ては聯盟國間の各種利害の調整や紛爭の處理も議題とせられたが、主なる討議事項は安全保障と軍備制限の二題目であつた。此二つは互に相關聯するものとして取扱はれたが、大戰の餘焰が未だ消え失せなかつた聯盟の初期に於ては、殊に獨逸や露國が聯盟から除外せられて ゐた當時に於ては、所謂安全保障は佛國及其與國の安全を保障せんとするものであつた。佛國及其與國——ベルギー、ポーランド及小協商國——にして世界大戰後平和條約によつて得たる權益を擁護せんとする連中が安全保障の叫聲を擧げた。就中外部の侵略に對して新獲の領土を確保せんとするのである。大戰後やかましい所謂『安全保障』問題は斯くして生じた。而してそれが軍備制限問題と結び付けられた。佛國及其與國は右の安全保障が得られねば枕を高くして軍備制限を行ふ能はずと稱して、莫大の兵數を擁して居た。佛國としてはヴェルサイユ條約と同時に英米兩國との間にそれ〴〵調印を了した『佛國援助條約』が米國上院の拒絕によつて反古となつたので、別に安全保障を求めんとした。右の樣な次第で聯盟に於ける軍縮問題の討議に際しては同時に安全保障問題が囂々として叫ばれた。其一つの現はれは一九二三年の相互援助條約案である。第四回聯盟總會に上程せられたが、しかしそれは不評判で物に成らなかつた。翌一九二四年の所謂ゼネヴァ議定書（『國際紛爭平和的處理ニ關スル議定書』）が之に代つて生じた。『軍備縮少』と『安全保障』と『仲裁裁判』との三者が不可分となること——所謂『三位一體』なることを基調としたものである。同年の第五回聯盟總會は之を採擇したが、其後に出來た英國の保守黨內閣の反對に遇うて右議定書は效力不發に終つた。其代りとして、翌一九二五年には所謂ロカルノ條約の調印を見るに至つた。其條約中の重なるものは俗に所謂ライン條約と稱するものである。それは佛獨英伊白の五國間に結ばれたものであり、佛獨間、白獨間の國境の現狀維持と其擁護保障に關するものである。別に獨白間、獨佛間、獨波間、獨チェッコ間の仲裁裁判條約もあり、佛波間、佛チェッコ間の相互援助條約もある。斯くして兎に角西歐の安全保障——殊に佛國の欲する安全保障、就中アルサス・ローレーンの保障——は出來上つた譯である。當該條約上の文句を借らば『獨白及獨佛間ノ國境ヲ基礎トスル領土上ノ現狀維持及該國境ノ不可侵並武裝解除地帶ニ關スルヴェルサイユ條約第四十二條及第四十三條ノ規定ノ遵守』が佛獨伊英白諸國の各別且共同の保障の下に置かれたのである。果して然らば西歐以外に於ける安全保障は如何。東歐に於ては前記仲裁裁判條約によつて當該國間の紛爭を平和的に解決せんとするものである。しかし其空想に終つたことは爾後の史實が之を證してをる。ロカルノ條約に調印した獨逸は一九二六年二月正式に聯盟加入の申込をした。依つて聯盟の方では直ちに翌三月臨時總會を開いて獨逸を聯盟に迎へることとなつた。前記ロカルノ條約は獨逸が聯盟に加入することを以て効力發生の條件としてある。ロカルノ會議で英外相は率先して、又佛外相も之に次ぎ、之に

和して、英佛は獨逸と對等の地位に立つて話をすることとなり、出來上つた條約も對等の條約であり、何等不平等條約の跡なく、『相互保障』となつて居る。ロカルノ條約の結果獨逸が聯盟に加はることとなり、而して英佛と對等の地位に立つて、卽ち常任理事國となることになつた。獨逸がかかる徑路を履んで大國たるの地位を認められることになつたのは、百有餘年前佛國が――奈翁戰後の佛國が一八一八年エキス・ラ・シヤペル會議のプロトコルによつて正式に大國たるの地位を確認せられたのとよく似て居る。

當時獨逸の外交は協調外交であり、聯盟としても其黃金時代と云ふべきものである。當時獨逸外相ストレーゼマンは獨逸を救ふの道は復讐心よりも平和にあるものと觀た。少くも獨逸の平和的意圖を世界に高唱し、否獨逸自ら平和の恩澤に浴せんとするものである。宿敵佛國に對し爭闘よりも提携の態度に出づるを得策とした。故にロカルノ條約となり、其聯盟入りとなつたのである。此態度は當時の獨逸としては得る所あるも、何等失ふ所なきものである。獨逸としては同國內に於ける英佛等の軍事監督委員は一日も早く退去して貰ひたい、ライン地方の占領軍も出來る限り速かに撤退して欲しい、ザール地方も獨逸に返して貰ひたい、賠償問題も獨逸の有利に展開せしめたい。而して此等の希望の實現は獨逸の聯盟入りによつて進捗するの外はない、否獨逸が聯盟入をすれば當然の歸結として以上の御利益がなければならぬと自信して行動したやうである。

三　ヴェルサイユ條約の結果、獨逸の軍備縮少を實現する爲に英佛等より派遣したる軍事監督委員は間も無く獨逸を退去することになつた。ヴェルサイユ條約の實施を確保する爲めライン地方を占領して居た英佛白の軍隊も條約所定の期限に先立ち撤退することになつた。其後一九三五年にザール地方も同地方の人民の一般投票の結果獨逸に復歸することになつた。が、何と云つても獨逸にとつて當時最も苦痛であつたのは聯合國に對する賠償の支拂であつた。之が爲めには屢々關係國間の會議も開かれた。獨逸が右賠償支拂を澁ぶるや、佛國軍隊は獨逸のルール地方を占領するに至つた。が、右賠償問題は、ドウズ案、ヤング案、海牙會議（一九二九年八月及一九三〇年一月）、倫敦會議（一九三一年）を經て、ローザンヌ會議（一九三二年）に及び、右最後の會議に於ては遂に獨逸の支拂不能を認めて、獨逸の賠償問題は玆に終焉を告げた（微細な條件付負擔が獨逸に課せられてあるが、其は有名無實のものである）。

四　然るに一方獨逸はヒトラー總統の出現と共に、敢然ヴェルサイユ條約の修正に着手した。國際聯盟が其成立以來軍縮問題に就いて、徒に討議を重ねるばかりであり、列國は獨逸に對してヴェルサイユ條約による軍縮を强制しながら、自らは何等軍縮の實を擧げないのは、ヴェルサイユ條約の違反であるとして、獨逸も『再軍備』をなすの已むなきに至つたと稱して、ヴェルサイユ條約第五編（陸軍、海軍、及び航空條項）を一方的に破棄する旨を聲明し、徵兵令を實施し、兵數其他に於ても右ヴェルサイユ條約の桎梏を脫して、陸、海、空軍に亙り軍備の擴張を實行することになつた（一九三五年）。更に佛蘇兩國が相互援助條約を結び其效力を發生せんとする眞際に於て、右條約はロカルノ條約と相容れざるものであることを理由として、獨逸はロカルノ條約を一方的に破棄するものであることを宣言した（一九三六年）。更に又ヒトラー總統は獨逸人歡呼の內にライン地方の非武裝地帶に獨逸兵を進駐せしめた。之に對して英佛は何等なす所なく、手を拱ぬいて、之を見て居るに過ぎなかつた。右獨逸兵進駐の事實はヴェルサイユ條約中

ライン左岸に關する條項（第四十二條乃至第四十四條）の一方的破棄を意味することは云ふ迄もない（ライン地方の非武裝地帶につき第二十章參照）。ヴェルサイユ條約の修正問題として殘る所の重なるものは、曰くオーストリヤ問題、曰くチェッコ問題、曰くダンチッヒ問題否ポーランド問題等である。ヒトラー總統はオーストリヤの併合を行ふて（一九三八年）オーストリヤ問題を解決し、次いでチェッコに對しても强行手段に出で之を解體し英佛も之を認むるの已むなきに至つた（同年）。更に勢に乘じてダンチッヒ問題を解決せんとして、玆にポーランドとの衝突を來し、ポーランドに對し軍事行動を開始するに至り、其結果遂にポーランドの保障國たる英佛より獨逸に對する宣戰となつたものである（一九三九年）。斯くして今回の歐洲戰爭は開始した。

五　更らに眼を東亞に轉ずる時、玆にも亦世界大戰後に於て種々なる事件が發生した。幾多の外交問題が起つた。然し其の多くは固より支那に關するものである。支那と列國との外交、及び支那を繞る列國間の外交關係として幾多の問題が生じた。

第一に擧げらるべきはワシントン會議に上程せられたる諸問題である。ワシントン會議の經過及結果は既に述べた通りである。が、同會議に於て取りあげられた軍縮問題も、支那問題殊に山東問題の如きも、直接間接に米國が之を指導したものであつた。人或はワシントン體制はヴェルサイユ體制の延長であると云ふが、事實は寧ろヴェルサイユ條約に參加しなかつた米國が、世界大戰直後に於ける、同國の强力なる發言權を利用して、前記の諸問題を同國の欲するままに處理せんとしたものであると看るべきであらう。軍

備制限に就いてもさうであり、支那に關する九ケ國條約についてもさうである。然し時勢は變化し、國際事情も變轉は日本の破棄通告に依つて一九三六年を以て終を告げた。支那に關するワシントン體制も亦修正を免れない。ワシントン軍縮條約ユ體制の延長であると云ふが、事實は寧ろヴェルサイユ條約に參加しなかつた米國が、世界大戰直後に於ける、同國の强力なる發言權を利用して、前記の諸問題を同國の欲するままに處理せんとしたものであると看るべきであらう。軍

支那は其後に於て蔣介石政權が、不完全ながら兎も角統一政府たるの形を備へ、否列國より統一政府として——支那の『法律上の政府』として——承認せらるるに至つた。然し、其政府——『國民政府』——は其成立に利用せられたるソ聯人を放逐し、ソ聯との外交關係を斷絕することになつた。而して其以前支那に於て迫害を受けてゐた英國と握手することになつた。國民政府はソ聯の代りに英國を保護者と賴むに至つた。而して曩日の排英運動の代りに排日運動が行はれることになつた。排日貨、否對日經濟斷交が叫ばれるやうになつた。支那各所に於て日本人に對する壓迫が加はることになつた。殊に滿洲方面に於ける排日的行動が著しくなつた。排日的事件が續發することになつた。日本が滿洲に於て政治上・經濟上重大なる利害關係を有することは云ふ迄もなく、而して此等滿洲に於ける日本の權益は何れも條約上の根據を有するものなるに拘はらず、支那側に於ては此の權益に對して事毎に妨害を加ふるのみならず、更に進んでは歷然たる條約違反の行動を敢てするに至り、果ては責任ある當路者にして我に對する挑發的言辭を弄する等、支那官民の態度次第に惡化し、甚しきに至りては、滿洲に於ける我が權益の根柢的覆滅をさへ主張する

ものあるに至つた。又極端なる排日教育を實施した。或は反日團體を組織して過激なる排日宣傳を試み、兩國間の感情を惡化せしめ、不當不法なる排日貨を實行して、日貨を取引する商人を逮捕監禁し、其貨物を沒收する等、露骨なる反日行動はいよ〳〵熾烈なるに至つた。中村少佐慘殺事件及萬寶山事件の發生當時に於ける支那側官民の排日的傾向は一際目立つた。前述の如き支那側の態度に拘らず、我方に於ては深く隱忍自重してをつたのであつた。が、昭和六年（一九三一年）九月十八日夜に至り、支那軍隊は我が滿鐵沿線柳條溝に於て鐵道線路を破壞したるに端を發して、吾が方の自衞權發動となり、玆に滿洲事變の勃發を見るに至つた。翌昭和七年三月には滿洲國が獨立宣言をなすあり、同年九月十五日には日滿議定書の締結を見るに至つた。前記日本の自衞權行使及び滿洲國の獨立は、國際聯盟屢次の議題となり、リットン調査團の滿洲派遣となつた。リットン調査團は前記九月十八日に於ける日本軍の行動を以て『正統ナル自衞手段ト認メルコトヲ得ズ』と報告し、又滿洲國の獨立は『純粹且自發的ナル』ものにあらずとして『日本軍隊ノ存在ト日本ノ文武官憲ノ活動』が滿洲國の創設に寄與したる要素である旨を報告した。其際發生したる上海事件を契機として、國際聯盟は其總會に於て日支問題を取り擧げ、聯盟規約第十五條により、調停を試みることとなつたがそれは不成功に終つた。一年有餘に亙り日支紛爭を取扱つて來た國際聯盟は遂に之を持余して、最後の段取となつた。卽ち規約第十五條第四項による『勸告ヲ載セタル報告』を採擇可決するに至つた（昭和八年二月二十四日）。而して其れは前記リットン報告を鵜呑にしたものであつた。卽ち日本の自衞權行使を否認し、滿洲國の自發的獨立を否認せんとする點に於て、吾國の見解及主張と正反對のものであつた。其結果聯盟と吾國とは正面衝突を見るに至つたのである。右の『勸告』に於ては滿洲に支那の主權下にある自治政府を樹立すべきを勸告し、滿洲國の不承認を高唱したるが如き、又吾軍の附屬地への撤退を勸告したるが如き何れも吾國の承服し難き所であつた。

前記報告書の採擇に先だち我松岡代表の聯盟總會に於て試みたる一大演說は、支那の混亂狀態が東洋平和の禍根なることを力强く指摘し、其の暴戾なる革命外交を痛擊し、日本の忍耐と平和に對する努力とを說き、一方聯盟の日支紛爭に對する無理解なる態度とリットン報告——從つて之を鵜呑みにせる右總會勸告——の認識不足を排擊し、日本としては之に反對するの外なきことを獅子吼したものである。四十二對一の多數を以て——而してシヤム一國の棄權を以て——同日の總會が前記報告（勸告付）を採擇するや、松岡代表は我方に於て右勸告に應じ難き所以と、日本政府の日支紛爭に關する聯盟との協力は今や努力の限界に達した次第とを聲明せる宣言書を朗讀して退場した。次で日本は聯盟規約第一條第三項に基いて正式に聯盟脫退を通告し（昭和八年三月二十七日）玆に、聯盟と袂を分つに至つた。

日本の聯盟脫退に引續き獨逸も聯盟に於ける軍縮討議の煮切らざるに憤慨し聯盟脫退を通告し、イタリアもエチオピア併合に對する聯盟の態度に不滿を抱き聯盟から脫退した（一九三七年）。日獨と入替つて聯盟に新に參加したソ聯も今回のフィンランドに對する軍事行動に就き聯盟より非難をあびせられ、遂に聯盟から除名處分を受けることになつた（昭和十四年十二月）。何れにせよ、國際聯盟は其機能を喪失した。歐洲及東亞の諸問題に對し、否世界の諸問題に對し、施すに術なき狀態である。ウィルソンがヴェルサイユ條約の劈頭を飾らむが爲に强ひて同條約に挿入せしめ

た國際聯盟規約の運命は將に斯の如きものである。爾餘のヴェルサイユ條約・條項の修正に就いては前に述べた通りである。蘆溝橋に端を發したる現在の日支事變及び目下の歐洲戰爭は外交史を表題とする本書の限外に屬する。本書としては玆に擱筆せざるを得ぬ。（本章昭和十五年一月稿）

索　引

一. 五十音順による.

二. 同一章中に數個所出て來る語は最初の頁を擧げ. それ以下參照の意味で〜の略號を用ふ.

三. 人名, 地名は原則として英語を以て示し, 時に獨逸語及び佛語を以て示す.

〔ア〕

青木周藏…… 255〜
アガディール Agadir …… 155〜
アジア・モンロー主義 Asia-Monroe Doctrine …… 342
アドリアノープル會議 Congress of Adrianople 1829年 …… 206
アノート Hamotaux, Gabriel … 145〜
アバーディーン(伯)Aberdeen, George Hamilton-Gordone …… 38
アフガニスタン Afganistan…… 164
アブドル・ハミッド二世 Abdul Hamid II …… 217
アペル(將軍) Appert …… 125
アーランド島 Aaland Island … 41〜
アリー・パシヤ Ali Pasha …… 41
アルサス・ローレン Alsace-Lorraine …… 8, 32, 320
アルヘシラス會議 Algeciras Conference 1906年 …… 151, 243
アレキサンダー(歷山)一世 Alexander I …… 208, 363
アレキサンダー(歷山)二世 Alexander II …… 40, 57
アレキサンドロヴオ會見 Meeting of Alexandrowo …… 81
安政五箇國條約…… 253
安全保障問題 Problem of Security …… 374
アンドラッシー(伯) Andrássy, Julius……54〜,76〜
アンドラッシー通牒 Andrássy Note …… 54〜
安奉鐵道問題…… 286

〔イ〕

イグナチェフ(將軍) Ignatieff…… 64
石井・ランシング協定 Lansing-Ishii Agreement … 305〜, 342, 350〜
イスヴオルスキー Izvolski, Alexander …… 222〜
イスマイル・パシヤ Ismail Pasha …… 237
イタリア・イレデンタ Italia Irredenta …… 95, 106
伊藤博文(公) …… 133〜, 259〜
伊土戰爭(トリポリ戰爭) Tripoli War 1911年 …… 228〜
井上馨(侯)…… 254〜
移民問題(日本人ノ米國移民問題)…… 287〜, 355
岩倉具視(公)…… 254〜